

請求せしによる。親王議定參與皆席に就き、各其意見を陳ず、八郎進んで其持説を主張して曰く、我國元來金銀に乏し、故に大事業を爲すこと難し、況や鎖國の禁は外國と貿易するに由なきをや、維新の大業は尋常の手段の能く爲すべき所にあらず、此革新の機を利用し、萬石萬兩の割合を以て金札三千萬兩を發行して、諸藩に貸付し、各藩主をして勤王を翼賛せしむると共に之に依りて普く融通の途を開き、國民三千萬の精神と勞力とを一致せしめ、以て産業を振興し、貿易を發展し、偏に財源を涵養せしむるにあらざれば、仁政の目的を達すること能はず、今や人心不穩の際、政府の費用を擧げて國內に課することあらば、人民の惶惑測るべからず、随つて良好の結果を得べからざるや明なり、故に一方に於ては、人民所有の金銀を政府に貸さしめ、以て戦局を結び、他方に於ては、政府より金札を人民に貸して、以て殖産を獎勵して、國益を増加せしむ、此の如き一舉兩得の方法に依り、上下協力して富國強兵の實を擧げんと欲す、金札を借用する者は、國家に對する義務として、之を拾ヶ年間に償却すべし、尙參ヶ年間は利子として引續き政府に上納すべきものとす、又政府は新に造幣局を起し、洋式の圓貨に倣ひ一定の標準ある圓貨幣を鑄造して、在來多種の貨幣を統一し、終に三千萬兩の金札を償還したるの後、全國をして普く金貨流通

金貨流通
國たらし

むる目的

の國たらしむる目的なりと。閉會の後、親王及び議定等互に相議して、金札發行の事を認可し、八郎をして専ら其任に當らしむるに至れり。

〔實話〕金札發行に、議論紛々、容易に決議に至らぬはいふまでもなく、已に御發行日限を仰出されたる後迄も反對が有つた。抑も金札發行の建議を爲したる趣意は、我國金錢の有高少なき故、大事業を爲すこと難く、鎖國の規模は最も小にして外國に接することを望むべからず、況んや維新の革命、尋常の手段では爲し得べからず、此機會に金札を發行して、人民の業を進めて財源を増し、一舉兩得の大經綸を興さざれば、御仁政の御規模を達すること能はず、依て此建議をば幾重にも言上し、三千萬人の精神と勞力と一致すれば、日に幾箇の金山を掘ると同じく、國利を増すは疑無けれど、如何せん時機未だ到らず、士分以上は總て反對、政府も非常に困難、一方には戦争の大費用を要する故に、實は止むを得ずに行はれたる次第なり。

五畿内の金持を仰山に二條城に呼出して三百萬兩の御用金を達した。借上げる段になつてはそれは色々方法があるけれども、前にも言つた通り、初めに二十萬兩三十萬兩と云つたらもう再びとは出はしない、ベツカクより外、道は無い、そ

こで三百萬兩と切り出して置いて、それで取れる丈でやつて行くのだ。此時は尋常の場合で無い、出さにやならぬといふ朝廷の命令ぢや、此方は一生懸命だもの、それで公卿さんも何でも必死と爲つて働いたのだ、其精神で取立てる事が出来た。夫から其次の財政問題が二月二十九日、これはどうしても後が續かぬがどの位要らうといふ話、そこで私の豫ての豫算は、日本の國費は三千萬兩と思つた、これは日本の人口を三千萬と積れば、一人前一兩の御奉公は勤めて宜しい、それで三千萬兩で内外の事を終はねばならぬといふのが私の考であつた。三千萬兩より超過する事は出来ぬといふ私の豫算じや、又國民を虐げてはならぬ、そこで之を一時に取上げると却てかつえてしまふ、それで先づ札を貸してやる、それを正金に引直る様に其間、札を融通して物産を興す事を怠るなど、かういふのが此方の趣意だ。さうすると後に金が出来、札が換つて金に成つて来る、まだ公債といふものが無い時分だからナ。萬石に萬人といふ事は大抵普通の豫算だから、萬石に付一萬兩貸付けると算用した、而し之は國主に渡し、國主から民間に配當する事にした、何故なれば、大名にも金は三文も無い、兵は出さにやならず、金は無い、随つて御奉公が出来ぬのを、此の如く仕向けたので、御奉公も出来、民

間の融通も開ける、それで彼方の算盤は合ふだらう、算盤が合つたものだから、皆御奉公も仕り、佐幕が勤王になつて來ると言つても差支ない位で、誠にハヤ紛雜な事であつた。

〔三國幽眠傳〕

福井の三岡八郎山利公正は即ち紙幣發行の議を建言す。岩倉公、山本復一をして其利害得失を幽眠に下問あり、以爲らく紙幣を發行せば正金と紙幣との間に價格の差異を生じ、勢ひ物貨に關係して害無しとせず、然れども目下、焦眉に屬せる、財政の困難を救ふには、之を措きて他策あるべからず、一時の小害の如き之を顧るに暇あらずと、其議を賛す。

〔小野善右衛門記録〕

慶應四年二月頃、内國事務長官徳大寺公、會計事務長官中御門公、其他内國會計事務兩局官員數名列坐にて、徳大寺公は豫て三岡君より建白發行の件は具さに承知なるやと、勘六具さに承知せりと答ふ、徳大寺公いふ、若し此札を朝廷より發行し、萬一不通用にして中止するが如きに至らば、太だ不體裁なり、此意見ありやと、答て曰く、今般の金札發行たる人民より請願に基くなるべし、且又御一新に付て

は猶更一層各國御交際も親密なるは必然なり然れば内國物産増殖の方法を立
るの目下急務なるは論を待たず此資本として各藩の石高に應じ十三年賦を以
て拜借させ其返納の金札は毎年切斷煮潰すの法なれば各自之を拜借せざれば
不利益たるは顯然たるを以て毫も中止の願慮無きを屢陳す

金札發行
の準備を
爲す

是に於て八郎は豫定の如く各部署を定めて金札發行の準備を爲し先づ楮皮の不
足を慮り急々買収の事に決し三月二日出發して福井に抵り三好助右衛門山田又
左に謀り今立郡五箇村の紙漉師三田村筑前加藤河内清水筑後三田村豊後小林丹
後に金札用紙調製の事を福井藩を経て令達し尙諸般の準備を整へ同月二十一日
五十嵐初次郎吉田文藏の二人を伴ひて歸京し二種の試験漉を行ひしが未だ優秀
の紙質を得るに至らず乃ち下僚下山尙をして之が改良を圖らしめ原紙六十五萬
四千四百拾貳枚半縦一尺三寸 横二尺を作り之を各種金札に切斷せしめ京都五條坂増田
某をして銅版印刷を爲さしめ先づ十兩金札より始めしが五回摺の一枚に十日を
要したりき

金札製造は元銀座跡油小路と御池通との間に於てし數多の職工を役して従業せしめ監督
者を置きて督勵せしめしが後場所の狹隘なるに因り二條城内の屋舎に増築し

て此に移せり

五十嵐吉田の兩名は福井藩札場に於て經驗に富みたる者なりき

〔三田村記録〕慶應四年三月金札用紙調製を福井藩より左の御紙屋五名へ命ぜ
られたり

今立郡五箇村

- 三田村筑前
- 加藤 河内
- 清水 筑後
- 三田村豊後
- 小林 丹後

壹番御用

一高六十五萬四千四百拾貳枚半

百枚に付

楮め七貫六百九拾壹目

雁皮め貳貫九百五拾九目八分八

第三篇 第四章 金札發行の議決

米壹斗五升

〆三品代品物にて御下け之分

貳番參番御用

一高百三十七萬六千六百六拾八枚壹分

百枚に付

楮め八貫五百目

雁皮め貳貫七百三拾三目貳分

米壹斗五升

〆三品代品物にて御下け之分

四番五番御用

一高百〇九萬千五百三拾六枚

百枚に付

楮め九貫貳百目

雁皮め貳貫五百目

米壹斗五升

〆三品代品物にて御下け之分

以上壹番より五番迄御用

總〆參百拾貳萬貳千六百六拾六分

但壹枚は大凡横貳尺位 豎壹尺參寸 夫を楮幣の大小に裁切

右雁皮米其他諸材料凡て下け渡相成所謂漉手間にて調製したるものなり

小林清作なる者は五箇村御紙屋にては無之居村の總取締をなし萬端の事に關係なし居れり

〔金札製紙見本の儀に付下山尙の書翰〕

尊翰難有拜誦候御船路無御滯御着阪に相成候段奉恭賀候直に三條殿下御旅館へ御越の御様子傳承仕候萬事御都合も宜敷御様子御申被下大慶存居且御沙汰に相成候金札の一事早々小原氏へも取調仕候其上五十嵐吉田へも示談仕候而見手本拜見仕候處如御沙汰全く不手際之様存候故右等之儀小原氏にも見込之有哉に候得ば共々談合仕候而尙御總督へも申上夫々申付明日より雛形に爲取懸候心組に御座候銅版師も呼寄示談仕候處五面摺之一枚十日をも經候はゞ出來可申哉に申聞に就ては拾兩より次第々々に取掛り候哉に承り候此段申上候

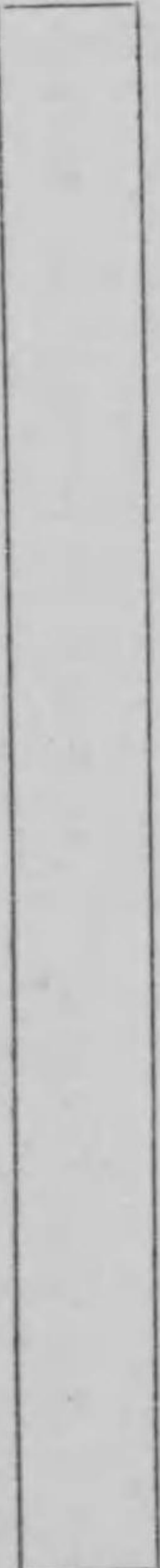
一御軍艦一條御申被賜至極御都合に相成候由恐悦之至りに御座候琶湖に泛べ候儀は如何に御座候哉尊命之次第長谷部へも申聞候處明拂曉一先下阪可致儀に相決候間左様御思召被下度候

一越地之楮仕出し方如何御座候哉別に承り置候事には及び不申候哉猶御沙汰之程待上候先は尊酬旁御左右御伺申候如此に御座候以上恐惶謹言

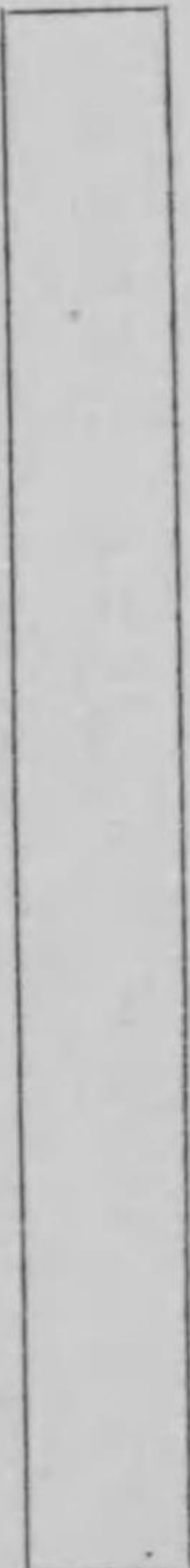
下山尙

三岡八郎様

金札原紙見本



縦五寸
横壹寸八分



縦四寸五分
横壹寸五分



縦三寸七分
横壹寸三分



縦三寸
横壹寸貳分

〔金札厚紙代支拂の受取書〕

覺

一金千五百兩也

右者御用紙代之内に假預り申候重て指引可申也

辰二月廿七日

小栗五郎大夫印

三岡八郎殿

(小栗は福井藩會計方なり)

第五章 諸種の建議

三月、太政官代を置き、官制を定め、神祇、内國、外國、陸海軍、會計、刑法、制度の事務漸く其緒に就きしが、官僚の俸給未だ支給せられず、八郎乃ち建議して曰く、宜しく官等に應じて俸給を下賜せらるべしと、衆曰く、斯窮乏の際果して俸給を辨じ得べきかと、八郎曰く、自ら方便あり、先づ其額を定めよと、衆議して曰く、議定五拾兩、參與參拾兩、

官僚に俸給を支給す建議す

以下之に準ぜんと八郎之を排して曰く、諸君は現況を推察して此言を爲すならんが、今や王政復古、文武一途、進んで皇威を海外に輝し、萬國に對立せんとする大政府は、斯る薄給を以て官僚百官を待遇すべきにあらず、公卿の給祿は之を倍し、議定は八百兩、參與は五百兩以下之に準じて、月給とせんと、衆議之を可決し、欣々として喜べる色あり。然れども爾後一二月の間は、全員に涉りて支給する能はず、會計官たる八郎は支給を受けざること數ばなりしが、漸次御用金の調達せらるると共に、全部の俸給を支給するを得たりと云ふ。

當時皇太后御座所としては別殿無く、宮中頗る狹隘なるを拜し、八郎は別殿建築の事を奏す、朝廷國事多端の故を以て聽されず、八郎更に請うて曰く、孝は則ち治國の本願くは此事を容れ給はんことを、と終に許さる。八郎工事を督し、三ヶ月の後竣功したり。

〔實話〕當時皇太后の御住所あらせられず、恐れ入つたる事と思ひ、大宮御建築あらんことを建議した。然るに御多端の中其儀に及ばせられぬと申す事故、再び孝は則ち治國の本願くは御遠慮なく御建築ありたしと申上げた、すると會計の其方左様に思ふことなればとて御評定となり、速に御建築仰出され、御用掛り仰

皇太后御座所建築

御親征御用金の調達

付られた、混雜多事の中に御造營を始めたが一つの景氣を増して全く無用でなかつた。皇太后御移りの後、六月、御傳を以て御扇子三本拜領し、今尙所持す。

三月二十一日、親征の旨を以て大阪に行幸を令せらる、八郎偶々此日を以て福井より歸京せしかば直に隨行を命ぜられたり。然るに、御親征御用度金拾萬兩は出立前非常の苦心を以て手配をなし置きしと雖、多く齟齬して未だ調はず、加之に其他一切の費用も亦辨ぜず事若し遅延せば大事去るべきを思ひ、奮然意を決して事に當り、西村勘六亦蹶起して之を佐け、三井、島田、下村を説きて各一萬兩宛を調へしめ、他八名の兩替店をして一萬兩を出さしめ、茲に京都に於て五萬兩を調達し得て、漸く焦眉の急を救ひしが、されど尙殘額五萬兩を調達せざるべからず、即ち之れを大阪に於て求めんと欲し、彼地に出張し、鴻池を始め十四人の豪商を集め、懇諭激勵大に勉むと雖、遲疑遷延容易に應ずべくもあらず、勘六に之を憂ひ、自ら彼等の間に入り、百方奔走し、漸くにして古金銀を納めしめ、御出籠中の用度を辨じたり。此時會計局の令達左の如し。

此度

御親征に付當月先づ浪華へ

行幸仰出候

右御用途筋之儀は、皇威馳張之根基に付て、御親征御成功之御要務に候間御趣意を以て其方へ右御用達被仰付候千古未曾有之御大業に候得者能々、朝恩を相辨へ一分の御奉公可致候尤暫時御融通を仕候迄之事にて必竟此度之御用途は御國內一般合力之御所置も可被爲有候間即今出銀致し候者共之難澁相成候様之義は決して無之候至急之御場合を存上心入宜き者へは別格之御賞券も可有之候萬一心得違ひ致し其力有て其力を盡さざる者は逆意に均き筋に候間此旨しかと相心得候事

辰三月十一日

會計局

亦以て當時無壹文の政府が用金調達に盡瘁せし一班を窮ふに足れり。四月車駕に隨うて京に歸る。豫め計畫したる金策は八郎の不在中多く失敗し、出兵先の窮困甚しく、屢軍費を辨せんことを促し來り、一時に多額の費用を要するも、之に應ずるの金銀無し、之に加ふるに、兵庫に於ける佛人暴殺事件は償金一萬弗而かも外貨を以て支辨せざるべからざるの災禍に遭遇す、然れども外貨を求むるの途なく殆んど之れが處置に窮せしが、其時、幸にも小野絲店に於て生絲の賣却に依

りて得たるものありしを以て、其立替に依つて漸く之を解決するを得たり、此時に當り小野三井島田三家の調達金は最早既に三十萬兩を超過し、各自資金逼迫すると共に漸次店内に異議を唱ふる者を生ずるに至り、用金の調達は益困難となれり、而して金札製造は未だ功を竣へず、朝廷の用度は日に増加し其窮乏亦名狀すべからず。當時中國諸藩より謝罪金として獻納せしもの二十萬兩ありたるも、太政官各局に分割され、會計局は僅かに二萬兩の配當を受けしのみ、而かも之れは非常の準備として其儘貯藏する議起りたるも、目下の急に應ぜざるべからざるを以て、全部之を用度に充てて、其幾分なりとも救はざるべからざるの悲境にあり、斯の如く漸次逼迫する財政は太政官官吏の俸給すら與ふる能はず、之れに對する不平の聲亦漸く擧らんとす、鍋島閑叟侯の如きは一首狂詩を諷して曰く、官代勤來日々窮制度寮狭苦薰風寄語會計諸君子、八百給金一文紅と、以て當時府庫空乏の状を見るに足る。是に於て會計の事に任ずる者皆無の情況に陥りしが、八郎は奮つて此事に任し、偏に大業を濟はんことを期し、熟ら思へらく、此く用金調はざるは、人心不安融通の途の閉塞するに因る、洛中の商家が倉庫の封鎖を解かざるは其の徵證なりと、乃ち府廳に謀りて安民の法を講ぜしめ、又會計判事小原仁兵衛の計畫中なる家

人民を
安堵せし
めんと
すべし
ため
に新
築を
始め
む

屋を建築せんことを勧めしが、其の決せざるを見て、自ら御用宅の新築を始めたなり。これ蓋し官吏自ら邸宅を設け家族を養ひ以て其安全なるを示し人心の動搖を鎮めんとするにあり、果せる哉近隣の倉庫は數日ならずして開放せられ、次で洛中に及びぬ。此機運に際會するや、八郎は廣澤兵助、後藤象次郎、立會の上、小野三井島田の三家を呼出して左の諭告を發し、以て其力を盡さしめたり。

皇運新に復し國是漸く定まり萬機御親裁に出て百事まことに備らんとす此時に方り獨り備らざるものは金穀なり右は全く徳川慶喜大政奉還の節國家の用度併て返上勿論たるべきの所其儀未だ相運はざる内春來の始末に立至り朝廷入り無くして出す所の費用一方ならざるに依り況んや此頃征討の兵士家を棄て身を殺し一途報國の折柄萬一軍資不給兵食足らざるときは奮進剿絶の銳氣を挫き皇威之が爲めに弛み平治工業速に至らざるときは億兆の黎庶久しく塗炭の苦を請んと恐れ多くも日夜震憂被爲遊就ては内外百官の輩は申迄も之無普天卒士の臣民聖旨を奉承し朝恩を感戴し畢生の報效此是にありと覺悟し兵力あるものは其身を以てし貨財あるものは此力を以てし上下一般の力を合せ四海平定を御圖可致事に付銘々一人の私を捨て天下の大事を考へ有餘不足を補

ふて天理に基き各其分に應し金穀御用相勤め御奉公筋を遂げてこそ則ち兵士の身を殺して朝廷に盡すと同しく下たるもの定分に候間此旨篤と可相心得者也。

但し御返辨の義は其筋より可申談事

五月

太政官

此時既に金札發行の期近つき之を借用すれば決して資金の缺乏を來すの恐れなきを以て、此主旨により、西村勘六をして京阪地方に周旋せしめ、次で吹田四郎兵衛等をして之を助けしめ、近畿の豪商に説きて大に融通の便を得たり。

〔實話〕 借御用金の快く調達出來ざるに付考ふれば、三月の末に至つても、洛中尙土藏の目塗を取らず、此の如く不安の人情、融通閉塞、實に察すべきの情態なれば、府廳に謀りて施政を注意し、又會計判事小原に談じた事がある、同人は前年より京都の住居を造る計畫で、切組も調ひ居る由、幸の事なれば、建築を始めよと勧めたれども、同人は謹行の人なれば、時世を憚り敢てせず、據無く自分が建築を始め、大袈裟にも人足等に酒をふるまひ、事大業に取計うたか、案の如く四五日の中に、近邊の土藏の目塗は取拂はれた。

又商賈にも保護を與へざれば融通の付かぬ有様であるから、府廳と謀り、西村吹田三井の手代の等を先に立て、豪商を誘導し、大に融通の功を奏し、漸くにして調達金も間に合ふ事となつた

三月、八郎の恩師横井小楠平四郎徴されて制度局判事と爲り、尋で參與に任ぜらる。徳川慶喜の罪に伏するや、四月七日を以て大阪より還幸あり、其十一日、江戸城及び軍艦兵器を收めしめ、慶喜の處分を議せしめらる。岩倉具視案を具して衆議を求む、曰く

具視竊に考ふるに、創業經國の大活法は尋常規律を以て處すべからざる事あり、何となれば今一人私人を殺す者あり、官吏捕へて法を加へんとするに當つて、其人薙髮して罪を謝するとも猶免すべからず、況んや慶喜恐れ多くも萬乗の兇敵現に御親征に、聖體を勞し給ふ程の罪人なれば、必ず其身首處を異にして、大義を天下に明かにすべし、豈唯謝を以て其罪を免すべけんや、是法律の明白正著議論を待たざる所なり、然るに創業の功は國を治むるに在り、國を治むるの要は民を安んずるに在り、故に寛弘至仁の、聖書を以て、古來尋常の規律に依らせられず、非常の大活法を行はせられ給ふなれば、今日前見る所の異同に因て當否を

前將軍處
分に就て
の建議

論じ難し、唯、事の難易、勢の緩急に因て宜きを制すべし、必竟其家祿の多少に至ては我に於て深く得失と爲すに足らざるに似たり、唯至急とする所は至仁の、聖旨を奉じ萬民を安んずるに在るべし、尤天下萬姓頸を延きて聖斷を探ぐの秋ゆゑ、各能く此意を體認して、公議を盡さんことを欲す

四月

是に於て、各意見を筆記して之を呈す、披きて之を見れば宜しく慶喜を斬つて大義を天下に展ぶべしとの説多きに居り、世祿を與へて諸侯の列に黜すべしとの論は甚だ少く、其の世祿の多寡亦各異なるあり、時に小原仁兵衛建議取調委員たり、特に八郎の建議を公平とし、之に決せんことを求む、議遂に定まれり、是に於て田安龜之助家達をして宗家を繼がしめ、駿遠參の地に於て七拾萬石を賜ふ、これ蓋し徳川氏の起りしは參州なるに因り、萬事復舊の意を以て建議したる八郎の徹衷に出づと云ふ

建白

唯仁人能く人を愛し能く人を惡む、故に暴を去り殘を除かせられむが爲に、既に去冬王政復古萬機御一新被遊候折柄、慶喜反逆相顯候に付、今度御親征、不臣の

責並に反逆の罪を御糺し被遊候處、自反恭順、謝罪の實行相立候に付御處置の義公議被。聞食召候御儀、御誠意首尾貫徹難有奉感載候、就ては去冬以來既に二百餘日の御政事を被遊、追々難有被。仰出等も御座候得共、未だ帝都の人情も折合兼、御仁政の御實行更に無之、全く重大の御用を蒙り居候者の不調法に可有之哉。又は人材御選違にも候哉、兩様の中に可有之と奉存候、右に付目今の御模様にて慶喜の罪被爲問候時は、慶喜元の儘に被命せ付可然乎に奉存候、若し又被仰出候通御一新の御仁政被爲在候御儀に候は、徳川血統の者へ家名相續被命付、舊知駿遠參の三ヶ國被下置候は、相當の御處置と奉存候、百年の後公論相立候節は、仁不仁の輕重分明に相現れ、義に御座候間深く御自反の上公論を御決し被遊候様奉仰願候、謹言

辰四月

三岡八郎敬白

八郎は此の如くにして、間接に慶永侯をして徳川家に對し、母に事ふるの道を全うせしめたるなり、前節始めて召に應じて上京せし時、慶永侯に意見を具申したる條、參看

幕府注文
の兵器
購入に
入るに
易しむ
を爲さ
しむ

第六章 戦争中の官貿易及び水害救済

四月十一日、江戸城受接の事畢り、小松帶刀の歸京するや、報じて曰く、嘗て幕府が外國に注文せる甲鏡艦及び横須賀工廠に要する製鏡機械の外、新發明の底装銃百挺、大砲數門到着し、新政府に其代價を請求せりと。是に於て會議を聞き、其請を容るの可否を討論せしが、其品目は皆必要の者にして、就中底装銃は目下の戦陣に必須の器なるを以て、悉く之を買収するに決したり。然るに此代價は洋銀を以て支辨せざるべからず、しかも政府には洋銀の蓄無し。是に於て、八郎は嘗て越前藩に於て實行したる官貿易を再施するに決し、曩に大阪に於て相識れる商人岡田平三をして生糸を買収せしむ。平三膽略あり、諸國を巡りて買収に勉め、終に爾後戦争の地と目せられし奥羽に入り、屢危険を冒して多量の生糸を得たり。八郎これを賣らしめて洋銀を得、以て幕府注文の物品を購入し、尙餘金を投じて毛布、銃器、火薬をも買収して戦陣の用に供したりき。

〔實話〕 岡田平三は、自分が調達金御用で大阪へ出張中、建言を以て出て來た者で、随分見込の立つ働き人であつた、元より油の貿易をし幕令にも無頓着で貿易を

爲し大に忌まれた者の由なれども、一面して見所のある者であつた。宅へ來た歸りがけ玄關で自分方に同居して居た武人の齋藤彌九郎に向つて大將中々喰へない男だ膽玉を抜くよといふたさうだ。又其四五日前中の島邊で夜半四五名の者が平三を捕へて首を刎るといふ、平三少しも動ぜず、何故首を取るかといへば、此奴油の買占をして下民の難儀となるよつて罰するのだといふ、平三買占が惡ければ買ふなと云つたら宜しい、首を取つて何にする、賣人がなければ買はぬものを己計り首を斬るとはヒドイ事だ、命は助けてくれといつて少しも騒がぬから、以來急度止める乎との事に、止めるといつて其場を逃れたといふ折角工面して買取つた軍艦は其の後榎本釜次郎がブツタクツて乗り逃げを爲た

慶喜處分の事畢りて後、鎮守府を設けて兵站事務に服せしめ、三條實美鎮將たり、大久保一藏參議たり、大村益次郎參謀たり。時に幕臣中慶喜の恭順を喜ばざる者あり、榎本釜次郎武揚は軍艦を率ゐて陸奥の沿海に逃れ、大島圭介等は下總に走り、彰義隊の徒は公親法親王(後に北白川宮能久親王)を奉じて上野に據り、並に官軍に抗せんとせり。是に於て大村益次郎を江戸に遣り、先づ上野の賊を剿討せしめらる。益次郎江戸

に至り、直ちに戦策を案じ、戦費を豫算して請求する所あり、八郎即ち金貳拾五萬兩を江戸に送りしが、五月九日早天より攻撃を準備し、十五日に至りて全く上野の賊を掃蕩せり

〔實話〕 上野に彰義隊が籠つて江戸府下に跳梁跋扈するに付、參謀の大村益次郎が其の剿討に向ひ、作戰計畫を爲て書面を贈つて來た、之を見ると、何日迄には何程金が要る、何時迄には幾計金が要ると、金額を詳細に記して軍費を請求した故、此方から注文通り二十五萬兩を調達して江戸へ輸送したが、其日限及び金額、最も最初の豫期に違はなんだ、實に大村は偉大なる軍事的材幹を具へ、數理に明らかなる武士であると驚嘆した、其の時書面を持つて居たが、木挽町の火事の時焼失して今は無い

四月下旬、降雨連日、洪水處々に氾濫し、大阪市街半ば浸水し、京都亦其害を被り、東海道上也も損害多く、之が爲に治河掛を設くるに至りしが、京阪近傍の村民食を得ざる者日に増加すと雖、當時地方官未だ定まらず、又自治制の法無し。八郎乃ち進んで救恤の事に任じ、各村に命じて村内の貧民を救助せしめたり。これ越前藩に於て多年實行し來りたる方法にして、各村自治の法則に據らしむるものとす。然れ

ども救助すべき區域廣濶にして能く此事に任すべき者亦無し。よつて京都の士人にして令聞ある者を召して、其意見を徴せしに、對へて曰く、抑救恤の事たる其名は美なれども實效無し。往年丐者百人を収集して之を養ふこと四ヶ月、一人の心を憐むる者無かりき、これ以て證とすべしと。八郎曰く、或は貴説の如き事あらむ、然れども今回の被難者中必ず忠信孝悌の人なしとも限らず之をして餓死せしむるは忍ぶ所にあらず、願くは強て此事に任せよと。遂に數名の有志を得、之に附するに胥吏を以てして、救助の事に任せしめたり。さて八郎は轉じて大阪に抵り巡見するに、慘害實に甚しき者あり。乃ち復越藩の用達人奥田藤兵衛(豫て金札引受方を山で願せる者)をして篤志者を召集せしむ。來り集る者十數人、八郎語りて曰く、人は活動せずんば食を得ず、坐して餓渴を訴へ、勞せずして生きんとするは過てり、今大阪府に貸すに四萬兩を以てす、よつて各町毎に規約を設けて貧民を援助し、或は二朱或は一步分に應じて資本を交付し、各其業を勉めしむべし、四萬金取て多しとは爲さゞれども、目下政府に在りては誠に貴重の金たり、宜しく此意を曉して必ず返納せしむべしと、奥田藤兵衛、近藤喜六(備前屋金物商)、佐々木半兵衛率先事に從ふを約し、晝夜奔走大に功を奏したり。

〔實話〕 此町内自治法は續いて實行したものであるから、後年渡邊昇が大坂府知事に成つた頃には、基金の外に利足を積立て、五萬兩となつたが、是時政府へ取上げとなつたので、一同事情を陳べて歎願したところが、大藏省の某顯官は、此の如き性質の金は民間に置くべきもので無い、宜しく政府に納入せしめて統一すべしとの申條で悉皆取上げたとは殘酷の仕方である。

第七章 金札發行及び造幣

閏四月十三日、金札發行の事を布告し、五月二十五日より實施するに決せらる。皇政更始之折柄富國之基礎被爲建度衆議ヲ盡シ金札御製造被仰出世上一同之困窮を救助被遊度思召ニ付當辰年ヨリ來ル辰年迄十三ヶ年之間皇國一圓通用可有之候。

御仕法左之通り相心得可申事

右之通被仰出候間末々迄不洩様其向々ヨリ早々可相觸候事

辰 閏四月

金札發行の布告

- 一 金札御製造之上列藩石高に應じ萬石に付壹萬兩宛拜借被仰付候間其筋へ可願出候事
 - 一 返納方之義者必其金札を以て毎年暮其ノ金高ヨリ壹割宛差出シ來ル辰年迄十三ヶ年ニテ上納濟切之事
 - 一 列藩拜借之金札ハ富國之基礎被爲立度御趣意ヲ奉體シ是ヲ以テ產物等精精取建其國益ヲ引起シ候様可致候但シ其藩々役場ニ於テ猥リニ遣ヒ込候儀ハ決テ不相成候事
 - 一 京攝及ビ近郷ノ商賈拜借願度者ハ金札役所へ可願出候金高等ハ取扱候產物高ニ應シ御貸渡相成候事
 - 一 諸國之府縣始メ諸侯領地内農商之者共拜借等申出候得ハ其身元厚薄ノ見込ヲ以テ金高貸渡產業相立候様可致遣尤返納之義ハ年々相當之元利爲差出候事
- 但僻邑僻陬ト雖モ金札取扱ハ京攝商賈之振合ヲ以テ取計ヒ可致候事
- 一 拜借金高之内上納之札者於會計官裁捨可申候事
- 但正月ヨリ七月迄ニ拜借之分ハ其暮壹割上納七月ヨリ十二月迄ニ拜借之分

ハ五分割上納可致事

右之御趣意ヲ以テ即今之不融通ヲ御補ヒ被爲遊度御仁恤之 思召ニ候間貸渡金札ヲ以テ返納之御仕法ニ付引替ハ一切無之事

辰 閏四月

〔金札發行摘要〕

趣意 皇政更始に當り富國の基礎を建させられんが爲至仁を以て國家の融通ニを扶け萬民の困窮を救ひ各々をして其業を怠らざらしむるに在り

目的 國內騷擾の際は止むを得ず一時基金を借上げて戦局を結ぶべしと雖も前御趣意に基き廣く之を民間に貸下げ其資本を充實にし依て以て殖産貿易を振興し富國の源を涵養するに在りて之を以て直に政費に充用せんとはあらざるなり

通用區域 皇國一圓

發行高 全國の人口三千萬人として其石高三千萬と見積り一人一石に付壹兩宛の豫算を以て其總額を三千萬兩と豫定す、後、千八百萬兩超過して四千八百萬兩を發行せり

種類 拾兩、壹兩、壹分、壹朱

發行方法 政府及び國民總て借用するものとす

通用期限 慶應四年五月二十五日より向ふ十三ヶ年間

借用 御趣意を心得て出願する者にあらざれば強て貸下ること無し故に列藩

と雖も其役場に於て浪費に使用するを禁ず

抵當 借用するに當りて政府は其收納に屬する總ての穀高を列藩は壹萬石に

付壹萬兩の割を以て其領地を充て、又基金應募者は其納證を以て同額の金高

を京攝及び近郷の商賈は其產物取扱高に應じ、又諸國の府縣始め諸侯地内の

農商は其身元厚薄の見込を以て、何れも動産を抵當として肝煎の保證を要す

る事とせり

貨幣對比 慶應四年閏四月布告貨幣定價觸書に據る

返納 借用人は必ず金札を以て返納すべき事

性質 借用人の融通を助くる爲に貸下げたる者に付政府は之を正貨に引換ゆ

るの義務無きものとせり

消却法 返納の金札は返納者の面前に於て之を切斷して、煮潰すものとす

納金 關稅其他租稅の金納の分及び諸上納金は總て之を運轉使用中に屬する

者として金札を以てするも妨無き事とし從て收納せし太政官に於ても之を

借入金の外として直に使用し得る事とせり

相場 相場を立つるを禁じ、金札と正貨の交換に打歩を取りし者は禁錮の刑に

處すべきものとす

利子 政府及び列藩は總額の一割を年割返納し十年にして元金を皆納し尙三

ヶ年間利子として引續き納付する者とす、基金應募者は拜借の金札に對して

月六朱の利子を上納せしめ、商法會所よりは基金に對して月壹分の利子を下

渡す事としたり但個人に貸下げたる利子歩合は詳ならず

取扱 會計官中出納合の外別に商法會所を設け商法會所を置き政府に屬す

る一切の金穀出納を掌らしめ之に依て政府并に國民共其入用とする資金の

融通を受くる所とし併せて從來の間屋仲間の舊慣を廢し新たに諸商賈仲間

組合に鑑札を下付して其營業振を取締らせ爲替の便を開きて通商貿易をし

て、隆盛ならしめ民業を振興せしむるの機關と爲せり

要するに、會計基金は豪商農より徵收して出納司に納入せしめ之に月壹歩の利

子(即ち一萬兩に對する百兩)を下付する事とし、其の納證を直に商法會所に廻付し、同所より同金高の金札を人民に貸下げ之には月六朱の利子、即ち一萬兩に對する六拾兩を納めしむるの規定にして、結局太政官は基金を人民より借上げ更に人民に金札を貸下げて其利子の差金四朱の利潤を得しむるの方法なり

一貨幣通用定價被仰出之觸書

慶應四年辰閏四月

官版不許翻刻

大政

御一新ニ付宇内貨幣之定價御吟味之上古今通用金銀錢等別紙之通り被仰出候間支配未々迄不漏様可相觸者也

慶應四年辰閏四月

太政官

一近來惡金多ク迷惑致候モノ不少ニ付御用兩替屋ヲ始其餘トモ不埒之取扱無様可致候事

惡金吟味法

一黒石又ハ黒碁石

右ノ石ニ擦リツケ精製硝酸ヲヌレハ黄金ハ残り銀銅亞鉛ハ消ユルナリ又硫化加留母液ヲ用フルモヨシ

硫化加留母液製法

硫黃

ポットアス

十六文目

六十五文目

水三十倍

右二品ヲ土器ニ入レ又火ニカケ能煮合肝色トナル是ヲ二百四十三文目ノ水ニ溶解ナリ

小判

一慶長金

百兩目方四百七十六匁

内金 四百〇一匁二二六
内銀 七十四匁七七四

此通貨九百〇五兩一分二朱換

右 同 斷

一武藏判

百兩目方二百五十匁

内金 二百十九匁二七三
内銀 三十九匁二七三

一乾字金

第三編 第七章 金札發行及び造幣

小判

此通貨四百七十五兩二分換

一元祿金一分判

百兩目方四百七十匁

二朱

內金二百七十三匁〇六三

此通貨六百三十五兩三朱換

一享保金小判

百兩目方四百七十六匁

一分判

內金四百十三匁〇九六六

此通貨九百三十兩一分二朱換

一古文字金小判

百兩目方三百五十目

一分判

內金二百三十目

此通貨五百二十八兩二分二朱換

一眞字二分判

百兩目方三百五十匁

內金百九十七匁四三五

此通貨四百六十兩換

一文改金小判

右同斷

一分判

一一朱金

百兩目方六百目

內金七百廿七匁三二八七

此通貨二百二十七兩一分三朱換

一草字二分判

百兩目方三百五十目

內金百七十一匁八一

此通貨四百〇四兩二分換

一古二朱金

百兩目方三百五十目

內金百〇二匁六六六

此通貨二百六十兩〇三朱換

一五兩判

百兩目方百八十目

內金百五十一匁七二四

此通貨三百四十二兩一分二朱換

一保字金小判

百兩目方三百目

內金百七十九匁三二七六

一正字小判

百兩目方二百四十目

此通貨三百九十六兩二分一朱換

一分判

內金百三十六匁二五八一
銀百〇三匁七四一九一

此通貨三百七兩一分換

一安政二分判

百兩目方三百目

內金五十八匁六六六六
銀二百四十一匁三三三

此通貨百六十一兩三朱換

一元祿大判

一枚目方四十四匁一分

內金二十六匁六一五五
銀一十六匁二三四七

此通貨六十一兩一分三朱換

一享保大判

一枚目方四十四匁一分

內金三十四匁六
銀一七匁九六

此通貨七十八兩一分換

一慶長大判

右同斷

一新大判

一枚目方三十目

內金十一匁
銀十六匁
銅三匁

此通貨二十六兩二分一朱換

但當通用十二文代リ二十四文

天保百文錢一枚ニ付四枚ヲ以換

但當通用六文代リ十二文

同斷ニ付八枚ヲ以換

但當通用八文代リ十六文

同斷ニ付六枚ヲ以換

但シ天保百文錢ハ是迄ノ如ク通用

一文久銅錢

內國金貨幣表

慶長小判

百兩目方四百七十六目

武藏判

內金四百〇一匁二二六
銀七十四匁七七四

位百目内銀金 八十五匁四七匁〇八九一二

文政一分判

百兩目方三百五十目

真字二分判

内銀金百九十七匁四三五六三五

位百目内銀金 四十六匁五九一

百兩目方三百目

保字一分判

内銀金百二十九匁六三七二七四六

位百目内銀金 四十六匁二七五八二

乾字一分判

百兩目方二百五十目

内銀金二百十九匁七二七二二

位百目内銀金 八十五匁七〇八二

一朱金

百兩目方六百目

内銀金五百廿七匁六七一八三七

位百目内銀金 八十七匁九〇五四二八

正字一分判

百兩目方二百四十目

内銀金百三十六匁七四一九八一

位百目内銀金 四十六匁二七五八二

元祿一分判

百兩目方二百五十目

内銀金二百七十三匁九三〇七三

位百目内銀金 四十七匁六三六三七

草字二分判

百兩目方三百五十目

内銀金百七十八匁八一八九一

位百目内銀金 四十八匁一八八二

第三編 第七章 金札發行及び造幣

安政二分判

位百目内銀金八十九匁五厘四五五五

百兩目方三百目
内銀金二百八十八匁六六三三四

享保一分判

位百目内銀金八十三匁二厘一七八五

百兩目方四百七十六目
内銀金四百三十三匁九九〇三四六

古二朱金

位百目内銀金七十九匁三厘六六三七

百兩目方三百五十目
内銀金二百四十七匁六六三三三

當通用
新小分判

百兩目方八十八目

位百目内銀金四十六匁二厘七五四八

内銀金三十九匁九厘〇三六八七三

古文字一分判
一名元文

位百目内銀金三十六匁四厘二八五四七

百兩目方三百五十目
内銀金二百三十匁

五兩判

百兩目方百八十目

當通用

位百目内銀金十八匁四厘七〇二七三

内銀金二百八十一匁二七六二四

新二分判

位百目内銀金七十二匁八厘

百兩目方百六十目
内銀金二百二十五匁二八分

慶長 享保

大判一枚目方四十四匁一分
内 銅銀金 三十四匁九分六分

元祿

大判一枚目方四十四匁一分

新

内 銅銀金 二十六匁六分四分
大判一枚目方三十目
内 銅銀金 十一匁六分四分

慶應四年辰四月

會計局貨幣調方

久泄 治作
村田理右衛門

内國銀貨幣表

慶長銀 四ッ寶銀

位百目内 銅銀 二十八匁
位百目内 銅銀 二十八匁

文政一朱銀

一兩目方十一匁二分
内 銅銀 九匁八分四分

元祿銀

位百目内 銅銀 八十七匁五分五分

文字銀
元一文名

位百目内 銅銀 三十六匁四分
位百目内 銅銀 三十六匁四分

保字銀

位百目内 銅銀 七十四匁

寶永銀

位百目内 銅銀 五十五匁

南安錄 二朱判

一兩目方二十一匁六分
内 銅銀 十九匁六分

古吹一分銀

位百目内 銅銀 九十九匁七分六分

一兩目方九匁二分

永字銀

位百目内 銅銀 九十八匁七分六分

位百目内 銅銀 六十四匁

由利公正傳

草文字銀

位百目内銀六十四分

新吹一朱銀

一兩目方八分

内銅七分五分

位百目内銀九十三分七厘五

三ツ寶銀

位百目内銀六十八分

文化新二朱判

一兩目方十六分

内銅十四分二分

位百目内銀九十二分五厘

新吹一分銀

一兩目方九分二分

内銅七分五分三厘

位百目内銀八十一分八厘

政字銀

位百目内銀八十二分

形大新二朱銀

一兩目方廿九分六厘

内銅五分四分

位百目内銀八十一分九厘

慶應四年辰四月

會計局貨幣調方

久世治作

村田理右衛門

外國金銀貨幣表

英國金貨一枚 五ドル

此量三匁一分二厘

但我一分銀十五枚

内銅一分〇二厘

位百目内銀九十五分七厘三

西國名不詳一枚

價我一分銀十二枚

此量一匁八分

内銅一分八厘二厘

位百目内銀九十分

第三編 第七章 金札發行及び造幣

英國一ドル之八分一枚

此量七分五厘內銀七分四厘二毛

位百目內銀九十四厘四分

英國金貨一株

價二ドルト四分之一

此量一匁五厘

但我一分銀六枚ト三朱則一兩二分三朱

位百目內金九十五厘四分三厘

內銅五厘

洋銀シメキ一枚

價我一分銀三枚

此量七匁二分內銀一匁二分

位百目內銀八十三厘八分

英國半ドル一枚

此量三匁二分五厘內銀四分五厘

位百目內銀八十六厘八分五厘

佛國半ドル一枚

此量三匁內銀二匁七分三厘

位百目內銀九十一厘

英國一ドル之四分一枚

此量一匁四分五厘

英國銀貨三枚保錢一枚

此量三分九厘

亞國銀價セント八一枚

此量三匁〇八厘

佛國銀價十天保錢一枚

此量一匁二分三厘

佛國ケメリ銀價七天保錢一枚此量六分五厘

蘭國印度銀價八天保錢一枚換

此量八分四厘

プロイセン銀價六十二枚換

此量三匁五分

慶應四年辰四月

會計局貨幣調方

久世治作

村田理右衛門

外國銅錢表

亞國銅錢價 <small>五天保錢一枚換</small>	此量七匁四分
亞國 <small>同天保錢一枚換</small>	此量三匁四分
英國同 <small>二セント一枚</small>	此量四匁九分五厘
英國同 <small>一セント一枚</small>	此量二匁五分
英國同 <small>一セント之四分一枚</small>	此量七分九厘
亞國 <small>同</small>	此量二匁四分
英國銅錢價 <small>一セント之二分一枚</small>	此量一匁一分五厘

香港同一セント一枚

此量一匁九分五厘

都而一セント等稱スルモノハ百枚ヲ以テ一洋銀ニ換ル定位

表中起原亞國海軍方ボルテン及醫プロイテユンハンニ就而定ル所又彼此量價オカダアヒノ小差アル者恐クハ各國鑄造新古ノ別アルニ由ルナラン

慶應四年辰四月

會計局貨幣調方

久世治作

村田理右衛門

洋銀オキソコドル一枚ト銅錢量ノ比較表

西洋銅錢	百セント	平均目方二百五十目
我寬永銅錢	三百四十七文同	
同文久銅錢	二百五十文同	
同寬永濤錢	百九十一文同	
同百文錢 <small>江戸鑄造</small>	四十四枚 <small>即四百文同</small>	
同百文錢 <small>大阪鑄造</small>	四十五枚 <small>即四百五十文</small>	
同耳白錢 <small>但文錢同位</small>	二百四十五文	同

我一分銀三枚ト當通用銅錢之比較表

一貫百五十二文	凡上段三餘ノ	百大版製一百文錢	九千ド七ル付千〇
八百六十四文	凡上段四倍	同九百枚	同四千ル益九十
五百七十六文	凡上段三倍	同七百枚	同九百益〇
七貫二百文	凡上段半ノ	二即七枚	同九百益〇

我銅錢類百枚之量試數表

寛永銅錢	百枚之量	七十二文
文久銅錢	同	百文五分
寛永濤錢	同	百三十一文
江戸造 百文錢	同	リ七百五十目至
大版造 百文錢	同	リ五百五十目至
耳白錢但文錢同位	同	リ六百五十目至

從四位下に叙せらる

百文錢一枚ノ量ト小銅錢通ノ比較表

寛永銅錢	改十二文	付百文錢一枚以換ニ
文久銅錢	改十文	同六枚ヲ以換斷
寛永濤錢	改二十四文	同四枚ヲ以換斷

右從來數種ノ銅錢均衡ヲ得サルカ故ニ姑ク其概略ノ平量ヲ表出ス

慶應四年辰四月

會計局貨幣調方

久世治作
村田理右衛門

閏四月二十三日、從四位下に叙せらる。是より先、各藩の徴士にして參與に任ぜられたる者皆無位にして昇殿を得ず、正殿の階前なる砂上に圓座を敷きて列座せしが、朝議ある毎に先づ口を開く者は主として參與にして、上座の公卿は堂縁に出で、問答せざるべからざるの不便あり、よりて叙位の議ありしが、參與等皆固辭して受けず、參與中の年長者福岡孝悌、三岡八郎の二人をして參與代表者として位階を

拜受せしむるに至れりと云ふ
 爾後八郎は専ら金札發行の事に任じ、此金札を藉りて、基金を調達し、諸般の用度を辨じ、軍費を支出し、京阪地方生絲商の資金を給し、治水費を大阪府當時後藤象二郎も知事たりに供するの計を爲し、又基金募集及び各藩への貸付配當額を定むる等、殆ど寧日なかりとに、五月二十四日、即ち金札發行實施の前日朝、名和某岩倉公の書翰を齎らす、披いて之を見れば、紙幣發行は暫く延期すべしと、八郎愕然として言はん所を知らず、良久して謂へらく、抑も基金徵收の初より今日に至るまで、一切の經費皆此金札發行を目的とせり、然るに今其期を變更せんか、征討の費給する能はず、政費亦空しく、且信を天下に失はんと、直ちに岩倉公の門に候す。公憂色面に溢れ、問うて曰く、金札發行の事暫く之を措き他に經費を辨ずるの途無きかと、八郎凜然として答へて曰く、事此に至る他に良策なし、已むを得ずんば、今夜二條城を火し、所藏の金札を灰燼に歸せしめんのみと。公翻然として感悟する所あり、更に命じて會議を開かしめ、遂に翌日を以て實施するに決したり
 五月二十五日、金札は發行せられ、近畿地方は直ちに通用し、勤王の諸藩も亦之を借用して國費を給する事を得たり

已むを得ずば、岩倉公の書翰を齎らす、披いて之を見れば、紙幣發行は暫く延期すべしと、八郎愕然として言はん所を知らず、良久して謂へらく、抑も基金徵收の初より今日に至るまで、一切の經費皆此金札發行を目的とせり、然るに今其期を變更せんか、征討の費給する能はず、政費亦空しく、且信を天下に失はんと、直ちに岩倉公の門に候す。公憂色面に溢れ、問うて曰く、金札發行の事暫く之を措き他に經費を辨ずるの途無きかと、八郎凜然として答へて曰く、事此に至る他に良策なし、已むを得ずんば、今夜二條城を火し、所藏の金札を灰燼に歸せしめんのみと。公翻然として感悟する所あり、更に命じて會議を開かしめ、遂に翌日を以て實施するに決したり

〔雲軒自記〕 扱金札は御布告通り行はれ、京阪地方は兼て諒達もしたる事故融通の道がつき、勤王諸藩も國力を盡し得たり。然るに一方に戦争あれば人心は穩ならず、農商共休業の姿となり、國家の衰微は少なからざるものにして、此困難は全國に及ぶ、故に其業を怠らしめざる如く融通の途を開く爲に商法司を置れ、爲替を始め、地方取引の便を興へたり、地方爲替の廣く行はるるは、此の時を嚆矢とす。

此の如く民間の融通は差岡なきにも拘はらず、有志智者は種々の議論を構へ、殊に面倒なるは西洋人の話を聞き、又は洋書を読む人の議論にして、物の道理を辨へず、國家の大計を顧みずして、一種の理窟を陳ぶるに過ぎず、爲に妨害を受けたる事甚大なりき

五月廿五日、金札發行せらるゝや、西郷吉之助の手へ直ちに金札を渡したるに、西郷は命令を發して曰く、金札發行は朝廷の命である、若し金札拂ひに不足をいふものあらば、斬つて捨つべしと、依つて戦地にては、他よりも先きに金札は行はれたり

〔小野善右衛門筆記〕 此節に至り、財政の困難殆んど名狀すべからざるなり、閏月

政體改正爾來會計官中に商法司を置れ、五月十日、勘六に命あり、徵士商法司知事に任ぜられ、其他大阪の吹田井三、武田池鴻、高井平、其他藩士にては安藤君、園野君なり。金札も漸次製造の功を奏し、(此金札は製造の憂あれば原紙を外國にて購求するの重に取締るに若かずとむし) たるを以て各地に商法會所を設立し、先會計基金立金を出納司に納む、利子月其納證を引當として商法會所より金札同高を借用せしむ (利子月六、朱此處に依之、金札大に行はれ、會計基金立金を募集するを得る。又近江伊勢よりも其主意を遵奉し、出金を願出る者陸續ありて、稍人氣を立直したる形況なり)

此時に方り古金を以て上納するも比較表に依て之を正金と看做し、貨幣局にて改鑄し、漸次東北の戦地に輸送するを得たり、金札發行は實に一時の權法と雖、金力を以て賊の銳氣を挫くの良策たるは具眼者之を知るべし、(此時若し如斯なる必然なり) 商法會所は各地の物産を引立る爲め相當の抵當品を取り、利付期限を以て商工に貸付する仕法なるに依て、商法の諸仲間組合には新舊を論ぜず、免許鑑札を下付せらる。従前の問屋仲間慣法は總て元方を束縛するを以て一大主

義とせり、然れども御一新政略に相反するを以て、之を改正するに汲々たるも、遂に實施なり難きを以ての故に徐々に之を施行す。然れども舊習未脱の工商は之を忌拒し、或は商法會所は恰も買占商所なりとの讒訴する者あり、如斯世運の大變革に方りても尙未だ舊習は脱し難きものなりと、窃に歎息せり、(内々には官吏左祖したる者あり、勘六最初よりの目的誤らざるを反つて之を怨慰し、暗殺を企つる者ある由を忠告し、早く辭するに若かずと告ぐる者ありき)

〔達〕
今般商法會所御取開に付而は是迄諸商賈向へ下渡相成有之候機、札并仲間限り取拵へ有之候機、札共以來廢止、右之外取締のため、名前帳差出置候仲間之面共此度新規機札御下渡被下候、且下方にて仲間の唱へ罷在候分共、其外諸商賈向等も爲御取締同様機札御下渡被下候、間早々業體可申出候、萬一右機に洩候分は、追て商業筋に付如何様之義御趣意之赴可相守候事
全國一圓金札通用被仰出候上は、當辰年租税金納之分並諸上納都て金札にて上納可致候事

行政官

〔某紙所載〕

金札發行
の前途の
度支

愈、金札發行の一段になると、奥羽征討軍參謀長の位地に在つた大村兵部大輔が八郎に向ひ、眉を懸めて今般發行する金札は如何にも體裁が簡略で、一度發行の曉には贋造者を續出する虞が有りはしないかと詰つた。すると八郎は莞爾として、萬一贋造金札が出来るといふ事になつたらしめたものだが、今貧乏な國庫は到底贋造金札を出さしむる丈の信用があるまいと答へた。此一言にはさすがの大村も舌を卷いて三岡の度胸の太さは分らないと云つた。さうだ。叙して此に至れば、翻りて金札發行前即ち正月より五月下旬に至る迄の經費支辨の方法を説かざるべからず。

三百萬兩甚已金調達の事は前已に之を陳べたり。此他尙舊幕府の創立せる大阪金銀座に於て二分金を鑄造せしめたるなり。金銀座を幕府より領收せしは正月の事なりしが、金銀は皆無にして唯建築物あるのみ、八郎從來の金位を改正するの意ありしが、未だ調査するに遑めらず、先づ銅錢天保錢文久錢及ば四文錢の相場を定め、在來の二分金を鑄造せしめ、以て通貨を補足し、金札發行に至る迄總額三百四十萬兩餘の二分金を造りたれば、前三百萬兩の徴收金とを合計すれば、正月より五月までの支出は約六百四十萬兩となる。爰に注

意すべき事は、五月廿四日設置せられて十月十八日に廢せられたる江戸鎮守府の經費は、非常の大金にあらざる限り、獨立して自から財源を求めて調達せしとす。〔大隈伯昔日物譚〕爰に幸なるは外國貿易にて、斯る戰雲慘憺の際、猶活氣を帯び來り、就中生糸の價格大に騰貴せり。是生絲產地たる伊太利が蠶疫の流行より起因す。依て鎮守府は横濱税關の收入を以て軍用經費に充て、更に進んで各國領事の異議あるにも拘らず、其輸出入商品に課する關稅の外、釐金、取立所たる關門を横濱市街に設けて之を徴收す。彼より購求すべき輸入品は兵器、彈藥、汽船等の軍用品に過ぎざりしを以て、輸出常に輸入に超過し、決算上常に金銀の輸入超過を見るべき現象を胚胎せり。されど當時洋銀の量目は百弗に比し我國の一分銀三百十一箇に相當するも、我國商人の之を厭嫌せしにより、價格下落し、一分銀二百箇内外の交換價格を有するに至る。外國商人の不利想見すべきなり。然るに彼等斯る不利を忍んで猶我國の生絲、蠶卵紙を購求したるは、差引計算上莫大なる利益の存するが故なりし。其後外國商人等が領事又は公使に其事情を訴へ、一分銀と洋銀との引換を請求せるを機とし、獨斷を以て一分の鑄造を企て、其經費の一部を補填したり。

造幣事業
の開始

八郎は更に金位を改正して各國の通貨と平衡を得しめざるべからざるを思ひ、新たに造幣機械を求めて、海外普通の價位に據り一定の圓形國貨を制定し、從來區々の貨幣を統一し、又何人たるを問はず地金を提供するに於ては、一定の鑄造料を徴收して、貨幣に鑄造するの規則を設け、公然貨幣の品位を廣告して私無きを示し、漸次舊貨幣を改造して純然たる正金流通の國たらしめん事を建議して採用せられたり。是に於て清國より造幣機械を買收して、貨幣の製造に著手せり。これ則ち今の大阪造幣局の前身なりとす。

〔實話〕正月より五月末迄如何して用度を辨じたかといふに、農商へ仰付られた三百萬兩の調達金と大阪に於て製造した二分金で取賄うた事である。此京阪の金銀座を受取つたは正月であつたが、素より品物は何も無けれど、建家を取つたのである。當時金位は是非とも御改正になるべきなれども、未だ取調不十分であるから、先づ銅錢天保錢文久及の四文錢の相場を定められ、而して従前通りの二分金を鑄造したのである。此の地金は、どうして得たかといふに、貿易で得た洋銀を以て清國の標金を買ひ、二分金を造て、通貨の運用を足した事ぢや。則ち金札の發行迄に造つた高は三百四十萬兩であつた。最も其外にも種々手

新貨幣の
品位

繰を爲したなれども、概して云へば正月より五月迄の失費は凡六百四十萬兩といふものぢや。

通貨は各國の平均を得ざれば國利を失するといふ事を曾て論じたことゆゑ、當時金位の改正を建議し、造幣機關を設けて鑄造を自由にする事を建議したが、御採用であつたから、大機械を設けたいと心掛けた、析柄清國に不用に成つた機械がある事を承知した故掛合つたところが、非常に下直であつたから、之を買入れて取寄せたのぢや。即ち大阪の造幣局は此草創中に設けたものぢや。

爰に新貨幣の品位を概言せんに、金貨は金九銅一にして、之を貨幣の本位と定め、貿易銀貨は銀九銅一にして、貿易の便に充て、其他の小銀は銀八銅二と爲し、銅貨の如きは品位尙卑しと雖も、是皆金貨の流通を幫助するのみにして、貨幣の本位にあらざるが故に、一般の取引上幾圓以上は何人を論せず拒むとを得る事とせり。此規則は實に西洋文明の諸國に譲らざるものにして、維新新政の一大美舉なりと稱するも、過言にあらざるべし。

貨幣御新鑄ニ付左ニ

一金銀元

凡七十萬兩 當時有高

但楮幣ニ而物産引替兼而吹増元ニ相備候分

一銅三百萬斤餘

内元銅座有銅 百萬斤

諸山ヨリ願出候ニ付楮幣ニテ御買揚並御手掘出銅等合々貳百萬斤餘

此錢ニ而凡四百萬兩

右金銀銅錢共出來之上追々引替被仰出時宜ニヨリ古金銀通用停止被仰出度事

一貨幣機械出來之上ハ

金幣ニ而一日二十萬枚此兩百五十萬兩

銀幣ニ而一日二十萬枚此兩拾五萬兩

銅幣ニ而一日二十萬枚此兩千六百兩

但一圓銀八十枚ノ割

右一日ノ出來ニ付

金幣一日百五十萬兩

銀幣一日百五十萬兩

銅幣一日三萬二千兩

一ヶ月出來高右之通ニ付元金銀凡三百萬兩餘相備引替被仰出候ハ、不足之分ハ銅錢ヲ以テ補ヒ可也御都合相調可申哉

但機械馬力半仕事之積ニ付元金銀多分ニ相廻候ヘハ一ヶ月千萬兩ハ出來可申

右様相成候ヘハ精々手順ヲ揃ヘ十二月計ニ而 皇國中引替濟相成候様仕度事

貨幣御新鑄ニ付左ニ

一當時銅錢元銅四百萬兩有高之内一百萬兩楮幣引替

一金銀元七拾萬兩ノ事

元金銀銅四百七十萬兩

右金錢銅錢新形ニ吹替出來ノ上追々金銀引替被仰出度候事

一貨幣機器出來ノ上ハ金幣ニ而一日四百萬兩右ノ通出來相成候事

一吹替ニ付差加ヘ候金銀取入候ニ付而ハ五ヶ所交易場並三都商法會所ニ於テ輸

出ノ品十分ノ盡力ヲ以テ元金銀ニ相廻候様取計可申事

一當年中外國エ可相渡洋銀斤

外ニ醫者、舍密者、機械者、鑛山師

右御雇料

當時月給何程此一ケ年

一無クテ不叶入用右ノ通ニ有之入高左ニ

租稅何百萬

此金何程

五ヶ所運上

合べ凡百萬

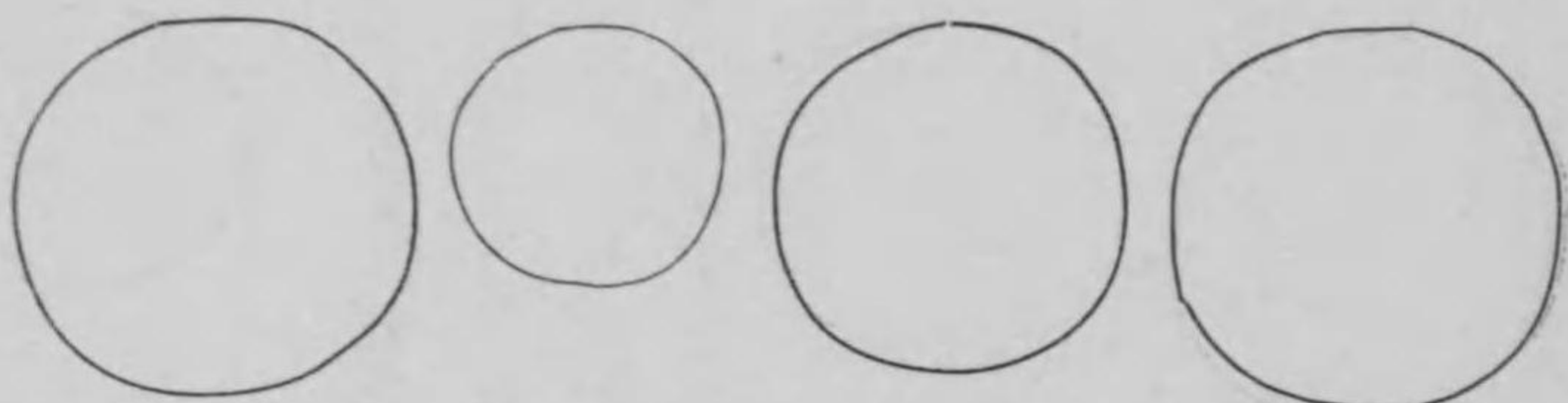
但此分當年ハ不殘金札ニテ納リ可申ニ付商法會所へ繰込商人ノ世話十分ニ調

へ候様取計輸出品澤山ニ相成候様可致事

右入ヲ以テ出ニ引當候而ハ不足ニ付商稅御取立相成度候事

但三都并交易所ハ商ヒ高ニ付何程又
ハ品ニヨリ株ニ付何程ト相定可申

外府藩縣ハ右高ニテ何程ト相定可然哉



銀九銅一

銀一圓

全量七匁一分六釐三餘

同半圓

三匁五分八厘一分二釐

同小圓

八分九厘五毛半一朱餘

但一圓八分一釐

純金九
一分銀

金大圓

全量九匁四分七厘



同
同中圓
四匁七分三五

五ドル



金五銀五
金圓
全量貳匁

二十ドル半



銅
以八十枚當一圓
全量三匁二分



以百六十枚當一圓
全量一匁六分



八分一銅
則寬永錢

金銀銅貨幣

右錐形之通新規鑄造被仰付候事

何月

行政官印

貨幣司

新貨之事書

新貨之儀形ち各國同體に無之候ては普通致間敷 皇國貨祖金壹兩六十匁に隨ひ
三分四拾五匁と壹ドルラル比較相成候は各國通信の初發意外不得止事處より方
今に至り金銀ともに出山無之故横濱に於て約定買入相成候とて益を見る事少く
永世之會計難立は無論に候叔少益之次第は同港交易我商人壹分銀を以て彼のド
ルラルに相場を立て取引致し我有之品を買ふゆへドルラルの相場と品物と彼に
兩益有り而してドルラルは我商人の手に止る故有を買受け候節は相場に拘り次

第に高直に成り其上彼我の商人馴合集る所のドルラルなればなり尤時に寄相場下直に成る事有彼の方にて有用の品物買入之節各國ともに集り取引の折はドルラル澤山我商人の手に止り候節は右を以て我有用の品を買入あまれる分は彼れが手に有る處の我壹分銀を以て引替ドルラルを持返り我商人の手に残るドルラルたとへ相場下直に候とて何程も有之間敷哉是又一時の事にて益を見るに足らず彼は有用の品をドルラルにて賣彼れの品物を我商人の手に有る處のドルラにて買ときは我相場を見下し詰り兩益を彼に取られ候事に當る乎



新貨 錄一圓 量七分



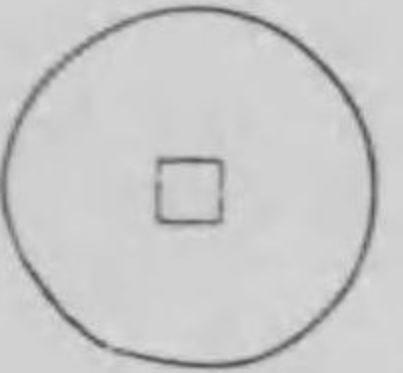
以四錄 當一圓 量一分

此錄一圓を定位にいたす時は不言して是迄の壹兩に比較す右新貨之儀彼のメキシコ壹枚此量七分二分同位同量にして各國共に位量を以て萬物取引相成時は各國に有る處の金銀我に益あらば買ふべし益無くばかふべからず彼には金銀双替なく諸品の相場はドルラル枚數に有るのみ我金一兩にて諸

品之價高下あるが如し左すれば彼には金銀澤山の上各國ともに通貨いたし皇國通貨は御國內限りにて彼に對し候ては金銀錢ともに是迄之通貨にてはいよいよ彼にをさるべし右を改るに位量形ちとも同體の新貨に無之候ては皇國永世の通貨とは相成るまじく乎

新貨之事書

銅錢之儀壹枚に付當百二十四文十六文十二文の四等其餘鐵錢を交せ通用に候得共改て新貨へ對し候ては尤比較いたさず一體有る處の當百文久十六文兩等は一時益のみに拘り鑄造相成更に金銀貨に比較ならず旁右二等之儀は通用被差止新に鑄造被仰出復古いたし永錢通用被仰出候方通貨に比較いたすべき乎
新永錢



此量貳分五分にして壹枚永十文の通用百枚永一貫文則錄一圓に當るの通用



有る處の銅錢二十四文通用相止改十枚を以て永十文に當る通用



同銅錢十二文通用相止改十五枚を以て永十文に當る通用

右は各國貨祖銀錢一枚に對し候彼の一セントは則百枚に當る此量平均二百五十日程を押へ新永錢鑄造になり候へば益を見る事多かるべし。

別紙之義ニ付會計官ニ於テ出納繰廻方左ニ

一吹替元ニ差加へ候精金銀取入候ニ付而ハ五ヶ所交易場並三都商法會所ニ於テ

輸出之品十分盡力ヲ遂ケ元金銀ニ相廻候様取計可申事

一右之筋ニ相運候ニ付而ハ當分御手之相廻候迄ハ外國へ誂文之品無之様致度候

事

一府縣政體嚴重ニ御吟味可有之事

一當時月給

凡十萬兩 但半金渡

此一ヶ年

凡百二十萬兩

此石凡二十四萬石

外

一當年中外國へ可相渡洋銀

太 政 府

凡三百萬ドル

藩 々

凡何程

合何程

一租税限高

凡五十九萬石

但今日迄租入高取調相付キ可也ニ米金相納リ見込之分ハ府縣並諸侯御預所
とも三十三萬九千四百五十一石餘今日迄金納高

二拾八萬九千拾四兩

但京都會計官へ收メ高大阪へ取調中委細ハ別紙ニテ相分申候

右之通ニテ繰廻方遙ニ引足不申候ニ付左ニ

一五ヶ所交易運上合メ

凡百萬兩餘

但此分當年ハ不殘金札ニテ納リ可申ニ付商法會所ニ繰込商人共精々引立輸出

品澤山相成候様致盡力候ハ、則萬民戮力之筋ニ相當リ來年之吹元へ相廻候

様相成可申歟

右入ヲ以テ出ニ引當候而モ逆モ引足不申ニ付商政十分ニ御引立相成商況ハ公然

差出候様被仰出度事

但三都並交易所ハ商ヒ高ニ付何程又ハ株ニ付何程ハ類ニ應シ相定可然哉

外府藩縣ハ石高ニテ何程ト相定被

仰付可然哉

〔貨幣局圖面の解説 舊幕府設立に
係る金銀座〕

貨幣局は從來大阪南區鰻谷町通に在りて、即ち北向に表門を構へられ敷地總て

鑛山業の
維持

替法實
施

九百二十七坪之に各部建築場は土藏等巨宏なる規模の下に、幕府の事業を繼續して、是より貨幣二分金を鑄造したり。其後新に造幣局を天満川崎に建つるに當り、右貨幣局は取拂ひとなりて、地所は民間へ拂ひ下げられ、現今住友吉左衛門所有の庭園となれり

これより先、八郎の車駕に隨うて大阪に至るや、各地の鑛山其業を廢し、鑛夫の糊口の途を失ふを聞き、諸鑛廢絶するときは將來の財源を杜塞せんことを慮り、岩倉中御門の二公に建言して、速に救済すべきの命を受け、三井、小野、山中等京阪の豪商に諭して救助の策を施し、遂に諸鑛山をして廢滅に至らしめざりき

六月御含御用有之下、阪被仰付、これ大阪の商法會所をして、大に諸國の物産を收集して之が販賣に任じ、且海外貿易を盛にし、同時に廣く爲替法を行ひ、地方通商に便せしめんが爲なり、而して全國に爲替法を實行せしは、此時を以て、嚆矢とす

〔胸中記 野田藩通男手記
慶應四年の條〕

七月朔三日より岡下阪して大阪に大商館を建て天下の産物は同處に引受けて各國へハミニストルを遣はし諸藩の便利に相成候様捌方の仕法を組立る

京都大阪へは商法會所といふ役所建つて諸商法は勿論商人拜借する所の金札

は同所の扱なり役人は多く町人の内より賢き者を選出して被召仕居候尤も諸藩拜借する金札は貨幣局より相渡候但し金札拵へ所は別所なり
金札出來する總計は凡三千五百萬兩にて其内二千萬兩は諸藩拜借高の見積り(舊幕并會桑等朝敵の領分を引き)殘千四百萬兩は商賈拜借して成丈諸物融通の道を附け候爲めなり

町人金札拜借する手数は先づ肝煎といふ者を立て置き其拜借する人の引當物擔保物の事相違無之段肝煎證據に立てば直に願高引渡しに相成候尤も引當物は概ね活動融通いたし候物ならでは相成難く田地家屋敷等居据りに相成候物にては引當拜借叶はせられず

京地大阪へ金銀鑄造所出來、此節鑄造ある金は是迄舊幕の鑄造したる金位より位を貴くし詰まる處元祿の金位に復する目的也金銀鑄造する器械は當時ホンコンに注文に相成居右の器械を以て鑄造する時は大概歩以上は一日に二十萬兩歩以下は一日十萬位は出來す。右器械の價は八萬兩なり

金札は一日に六萬兩餘宛出來す尤も兩以下の札は一日に三萬兩程出來るとの事なり故に總計成就は來五月頃迄かゝるとの話也。金札は使ひ様により百兩

の元にて十個年の末は千兩にも相成り又使ひ様悪しく候得ば百兩の元十ヶ年の末には五十兩の能も無之様成行くのみならず却つて國家の害に相成り利分は丸で持出し申さず候ては相成難き様成行候ては御趣意にも協ひ申さず候間能能使ひ方吞込申さる國々(各藩)へは決して拜借は叶はせられずとの事なり故に能々金札の金札たる御趣意を合點いたし候て願ひ出候様との事なり

第八章 金札通用の狀況

慶應四年六月、金札を以て正金と交換し差金を利する者あるを認め、左の如く布達せらる

今般金札御製造は天下公行產物融通之御趣向に有之諸藩に於ても石高に應じ借用被仰付候段過日御沙汰之通りに候勿論下々に於て取引は正金同様日用普通之貨幣に有之候處往々不心得之者有之御製造之御旨趣に背き徒に金札を以て正金と兩替せしめ姦商共其機に乗じ打賃を相ひさぼり候哉相聞へ無謂事に候向後御取糺の上無相違におゐては雙方共屹度御咎被仰付候條爲心得申達候事

六月

右之通り被仰出候間末々迄不洩様相觸可申事

六月二十日

七月二日に於ける調達金高は左の如し

調達金調書

辰七月二日納

一金四萬千四百八拾八兩貳分壹朱

市中九十三軒調達集高

内

貳萬八百參拾七兩貳朱 四品金

貳萬六百五拾壹兩壹分三朱 古金洋銀正銀

一金貳萬五千貳拾八兩壹分

諸仲間調達集高

内

貳萬五千貳拾八兩參分 四品金

九拾九兩貳分 古貳朱金代

一金參萬貳拾七兩參分貳朱

本兩替仲間調達集高

一金九萬六千六百四拾四兩貳分參朱

内

一金八萬四千七百六拾四兩貳分貳朱

六月廿五日より七月朔日迄市中調達集高

一金壹萬參千九百七拾五兩

諸株仲間調達集高

一金九萬八千七百四拾兩貳分貳朱

内

金五萬八千七百七拾壹兩 古金古銀類

差引

金四萬五百七拾兩壹分參朱

四品金少々洋銀交

金九千參百五拾兩 會計官預り四品金

合金四萬九千九百貳拾壹兩參分

四品金少々洋銀交

内

金壹萬兩 京都へ爲登金

差引

金參萬九千九百貳拾壹兩參分

此時に當り東北の亂未だ平定せず政府の用度日に増加し、財政の困難名狀すべからず、金札の發行ありと雖も、信用尙薄く、關東特に江戸に於ては通用せざる狀況なり。八郎は京阪の間に奔走し、岩倉公亦門下之士をして資金を徵收する事に盡力せしめたり

〔西川甫、山本復一の答申書〕

御維新の初め朝廷些少の收入無くして軍事其外の御用度多端會計局より京都大阪の豪商へ布達して調達金の嚴談あれども商人等疑懼廻避して奉命盡力する者少し岩倉公深く御心配ありて三井、小野、島田其他の豪商を召し御維新の御

旨趣を御説諭あり同公門下中山靜逸、宇田淵、山本復一専ら此事に盡力せり、續て小野組三井組等奮發京阪の豪商を鼓舞し御用金調達の事に及びたれども兵馬忽卒金融閉塞加之諸藩より強談もありて十分の調達にも至らず又同公の御心配にて中國諸藩、讚岐、高松、伊豫、松山等謝罪金三十萬兩及紀州、高野山其他寺院より數萬兩の獻金ありたれども、太政官各局會計闕乏に付其費用に供し十分戦地に廻金出來ず、會計局の困難一方ならず、引續き金札發行追々措出に相成り三岡氏由利子爵京阪の間に奔走し豪商を招集し會計基金募集の方法百方説諭あれども當時人心未だ金札を信用せず東北戦地よりは軍資金の請求矢の如く申來れども金札は該地には通用せず朝廷の御用度は月日に増加し、財政の困難實に言ふべからず、仍て岩倉公三岡氏と謀り公一分にて別段金楮引替の事に盡力相成り門下西川甫、山本復一等をして各自心當り懇意の有志者に説諭せしめ正金引替へに非常の盡力可致との内命あり茲に於て私等奔走近江伊勢播磨攝津等の豪農商を説諭し又兩本願寺知恩院宮津藩龜山藩等より續々正金を出さしめ之を岩倉家に輸送し楮幣と引替へたり同家よりは正金を會計局に相廻したり其金額は大凡數十萬兩餘に及び又八月御東幸に付ては御道中金札不通用に付是亦

同公御配意ありて極密西地にて米穀を買入東京に廻されたり
又金札百二十萬兩を岩倉家に引取り京都中立賣御門内烏丸邸を以て御東幸事
務所とし會計局より總督の官吏出張三井小野等より手代出張出納に従事し岩
倉家よりは宇田淵西川甫山本復一出張奔走遂に御東幸御用度を整理せり
右は當時の概略御尋に付申上候

明治十四年六月

山本復一

西川 甫

井上 馨殿

次に掲ぐる書翰を閲する時は當時の財政の一斑を窺ふに足るべし
兎角殘署難去候處彌御安全珍重存候扱先日御上京の砌内々申入置候金子之内
五萬兩來る十七日迄に無相違用意出來候様可申入旨輔相卿被示候間宜く御取
計頼入候尤も過日來御承知之義何時にても御都合之事と存候得共右可申入被
示候間早々申入候渡方之儀者輔相卿より以書狀可被申入旨に候此段申入置先
は要用而已申入度早々不備

七月十四日

追而不揃之時候隨分大事に御勤務頼入候早々亂筆推覽頼入候也

經之

三岡四位殿

平安用事

追々秋冷相催候虞彌御勇健御勤仕珍重存候陳者過日者段々細示之趣何も令承
知候關東廻金之儀は先達於輔相卿邸副島御同席御談話之由承り候事に而小子
には不心得自輔相卿後日御應接之次第承知候事に候間來示之旨早速輔相卿入
見參候處既に先達而副島同道御入來之節懇々御談じ申入八月迄之處は月々三
十萬金之積り御周旋之事御約定申入其内二十萬金は關東へ相廻し候積り駈と
御約定申入候儀只今に至り一ヶ月之外者御承知無之と申候様之儀は決而有間
敷俊才の三岡氏只今忘却之筈にも無之何様之次第にてかよふに御申越相成候
哉甚不審之次第に被存候何ぞ間違に哉と被申居候此段御答可申入旨に候右に
付關東實に困苦の旨申來り至急之儀先當方有高の内三萬金急々可差廻旨輔相
卿より池邊へ應接相成候旨に候此儀も申入置候且又金位之儀も御細示何も承

知候此末見留も無之旨に付ては實に當惑之次第には候得共今度楮幣被行人心未だ不穩候處又々吹増金關東より金位下り候ては乍ち人心不服眼前之義是より大に騷擾相生候ては不容易次第行末之邊尤も至極の御事に候へ共奥羽未だ鎮定に不至方今人心向背不定之秋に候へば實に人心之處肝要に候へば不得止事情に付是非金位宜方と朝議一決之事に候而過日御付紙之通り御沙汰に相成候事に候此段申入候右等宜しく御推察尙又宜く御勉勵之程偏に頼入存候書外萬々可面布候且早速御答可申入之處大繁務彼是延引之段御斷り申入候先は御答迄早々如斯候也

七月廿一日

追而秋冷増長と存隨分時候御大事御勤仕專要候過日來正三卿徳大卿にも所勞十日計り被引居尙更御用繁務困入候事に候早々亂筆推覽頼入候也

經之

三岡四位殿

過日報

口述

書添極内申入候兼而極密御承知有之候東方爲民政御出糞之事彌來月十日前後には御治定可相成候事に候間内々其御用意金子の邊も宜く頼入度候且又右に付東海道筋楮幣夫々御分配にて一時關東迄被行候様被遊度思召に候間過日申入候通楮幣造作方増之事宜く取計頼入候東海道筋之藩々不殘御借下げ且關東にも一時被行候様被遊候程之見積り出來致候様頼入候行幸の道々々様に相成候はゞ一時被行人心も大に折合可申と輔相卿にも深く執心之事に候小子にも同様存心に候間宜く頼入存候右等宜く可申入旨輔相卿被參候且右内密大事件に付乍御苦勞御上京頼入候右極内貴所限り申入候何も宜く御取計頼入候仍早早如此候也

七月廿一日

經之

三岡四位殿

極秘事

口述

兼而内々申入置候五萬金今日久我其官へ出仕にて御直談可被申候間御渡方之儀彼卿へ御申入頼入候久我明日下阪に付仍右申入度早々不一

由利公正傳

七月廿九日

三岡四位殿

慶應四辰年八月御金札御拜借仕度もの共名前并に貸地其外當正金納高下書帳(上書)

覺

鳥居丹波守殿領分

播州美濃郡之内

貳拾七ヶ村御座候

右領分郷之内御拜借仕度候に付村々庄屋連印仕候而宜敷哉又者右村方之内宜鋪村方を撰書拔御引當に相成候共御差圖次第に可仕而御拜借願度候

御金札六千兩 御拜借内正金三千兩上納ノ三千兩之御拜借之儀何卒宜敷御願奉申上候

覺

大阪道修町

藥種屋仲間

右仲間之内何家商事を手廣に仕度右に付御金札御拜借仕度依之此段御伺奉申上候

御金札壹萬三千五百兩御拜借仕度

内

當時正金六千七百五拾兩 半金御上納

六千七百五拾兩御 借之儀宜敷御願奉申上候

經之

右者残り分御拜借へ者我等掛屋鋪所持之新田發を引當奉差入候以上

覺

石屋村善兵衛所持左に

一、居宅壹ヶ所 桁行五間半梁五間に

一、土藏壹ヶ所 桁行三間半

一、雪隠貳ヶ所、井戸壹ヶ所

一、風呂場壹ヶ所

ノ但し居宅之分

一、借家壹ヶ所 但し居宅より東桁行五間

一、同 壹ヶ所 桁行七間梁三

一、同 壹ヶ所 桁行三間梁三間南東

一、同 壹ヶ所 桁行三間中おろし付

一、同 壹ヶ所 梁貳間半

一、同 壹ヶ所 梁行三間半

一、同 壹ヶ所 梁行四間

一、同 壹ヶ所 同斷西北桁行五間梁行二

一、同 壹ヶ所 同斷西北桁行五間梁行二

一、同 壹ヶ所 同斷西北桁行五間梁行二

一、同 壹ヶ所 同斷西北桁行五間梁行二

一、同 壹ヶ所 同斷西北桁行五間梁行二

一、同 壹ヶ所 同斷西北桁行五間梁行二

第三篇 第八章 金札通用の狀況

屋根瓦葺

一、借家壹ヶ所 桁行三間 梁行四間 卸付

同斷

一、同 壹ヶ所 桁行貳間 梁行中卸付

同斷

一、隱居家壹ヶ所 五尺卸付 西へ壹間 建添南へ

一、雪隠壹ヶ所、一、風呂場壹ヶ所

一、井戸壹ヶ所

屋根瓦葺

一、居宅前店壹ヶ所 桁行五間 梁行貳間

同斷

一、借家壹ヶ所 北桁行四間 中おろし 梁行貳間 半

同斷

一、同 壹ヶ所 半北へ壹丈の卸付

同斷

一、同 壹ヶ所 半東へ半間 卸付 貳間

同斷

一、田地壹町貳反歩 此作徳米拾五石餘

屋根瓦葺

一、酒造藏壹ヶ所 北へ拾壹間 梁行五間 卸付

同斷

一、前藏壹ヶ所 同斷

同斷

一、同 西建添壹ヶ所 梁行六間 半

同斷

一、同 壹ヶ所 桁行八間

同斷

一、同 壹ヶ所 桁行四間 梁

同斷

一、入口門壹ヶ所 梁行二間

同斷

一、木納屋壹ヶ所 梁行五間 半

同斷

一、桶藏壹ヶ所 梁行三間

同斷

由利公正傳

一、同 壹ヶ所 桁行貳間半 梁行
但し座敷也

一、此前酒造道具壹式不殘有姿之儘

屋根瓦葺西

一、漬藏壹ヶ所 桁行五間 梁
同斷東

一、同 壹ヶ所 桁行六間 梁

ノ峯數參拾參軒

外に酒造道具壹式田地得米拾五石

右之通質物に奉指入不相變商事渡世仕度依之何卒御金札三千兩御拜借願上度當時正金
千五百兩上納仕指引千五百兩之御拜借仕度此段宜敷御願申上候以上

新所

攝州龜原郡

石屋村

都賀屋善兵衛

八幡村宗右衛門所持左に

覺

字濱田

一、居宅家敷地

此御年貢米六斗四升九合
右地面に建物

屋根瓦葺

一、酒造藏壹ヶ所 桁行貳拾間

但惣二階附東に而四間之内此二階船場也

同斷

一、同 壹ヶ所 桁行拾間

但中二階付南へ壹間之卸付

同斷

一、同 壹ヶ所 桁行拾壹間

但惣二階付南へ壹間之卸付

一米藏壹ヶ所 桁行九間 梁

但勘定場井門入口壹棟也

同斷

一、片卸 桁行四間

梁行壹間

同斷

一、米藏壹ヶ所 桁行四間

梁行壹間

但戸前貳ヶ所

第三篇 第八章 金札通用の狀況

由利公正傳

此酒道具荒増

- 一、大桶貳拾本 一、細高桶拾四本
 - 一、五尺桶九本 一、三尺桶廿七本
 - 一、桶拾四本 一、米漬桶貳本
 - 一、水桶壹本 一、瓶貳本但大小
 - 一、半切桶貳百枚 一、酒船三艘
 - 一、三尺五寸釜壹枚 一、糝蓋五百枚
- 此外小道具一式相添一切有姿之儘不殘

右者濱出店之分

覺

右同人所持本宅分

- 字長手
- 一、上田五畝步 分米六斗五升
 - 一、上田貳畝廿三步 同 三斗壹升六合
 - 一、中田六畝拾貳步 同 七斗四合
 - 一、同 拾貳步 同 四斗四合
 - 一、同 壹畝拾步 同 壹斗六升四合
 - 反別合壹反五畝拾七步
 - 分米合壹石九斗四升五合

四壁、東川道、西尾川、南池、北道

- 一、居室壹ヶ所 桁行八間 梁行四間
- 但二階附惣瓦葺東南三方庇附此面鍵手梁行六間桁行三間釘付物都而有姿之儘
- 一、酒造藏壹ヶ所 梁行貳十貳間半
- 但總貳階附本瓦葺內拾六間之間五間梁也
- 一、同南東船場 梁行三間 梁行四間
- 一、米藏壹ヶ所 梁行六間半
- 但五尺之間庇附本瓦葺
- 一、酒造藏北東に鍵手 梁行七間 續 梁行四間
- 但本瓦葺
- 一、納屋壹ヶ所 桁行六間 梁行貳間半
- 但本瓦葺
- 一、飯米藏壹ヶ所 梁行四間半
- 但本瓦葺
- 一、納家壹ヶ所 梁行十間半
- 但壹間に拾間之間庇附總瓦葺
- 一、門長家壹ヶ所 梁行八間半
- 但右同斷

第三篇 第八章 金札通用の狀況

- 一、室納屋壹ヶ所 桁行七間半
但七間半之間庇付
- 一、新納屋壹ヶ所 梁桁行七間半
但右同斷
- 一、桶納家壹ヶ所 梁桁行五間
但右同斷
- 一、土藏壹ヶ所 梁桁行三間
但右同斷
- 一、雪隠五ヶ所
- 一、別座數壹ヶ所 梁桁行六間半
但下座敷押入藏總瓦葺
外に田地加徳米

右之通私所持に御座候分今般質物に奉指入商事酒造場渡世仕度右に付何卒御金札三千兩御拜借奉願上候尤當時正金千兩上納仕度指引残り貳千兩御拜借之儀何卒宜鋪御願奉申上候

元御料所

一、御金札、六千兩

覺

攝州龜原郡

八幡村

田中屋宗右衛門

鳥居丹波守領分

播州廿七ヶ村之内分

内 正金三千兩納

一、御金札、壹萬三千五百兩

大阪道修町

藥種屋仲間

内

正金六千七百五拾兩納

攝州龜原郡

石屋村

枋屋善兵衛

一、御金札、三千兩

内

正金千五百兩納

第三篇 第八章 金札通用の状況

由利公正傳

一、御金札、三千兩

同州同郡

八幡村

田中屋宗右衛門

内

正金千兩納

ノ前借仕度願出中之もの、四口

右者不殘引當に奉差入候儀に御座候何卒宜敷御取成之程幾重にも此段奉願上候以上

辰八月

周旋方

第九章 御即位御用掛拜命

明治天皇は、慶應三年丁卯正月九日 御踐祚あらせられしが、當時、兵馬倥傯、度支窮乏、未だ 御即位の大典を行はせられず、八郎は職を會計に奉ずるを以て、此盛典の擧げられざるを慨し、力を盡して用度を調辨し、八月に至り御即位御用掛を拜命し、拮据事に従ひ、此月二十七日 御即位の大典を紫宸殿に擧げらるゝに及び天下の人心大に定まり 皇基のいよゝ／＼鞏固なるを認むるに至れり、御即位式畢るや、御用掛たりし八郎は 陛下の御精神を詠めさせ給ひたる御祭

御即位式
賜せらる
器を下

器即ち御鏡、御劍、幣帛、五色旗、御簾、鋪物の六種を下賜せられたり。八郎は此特賜に感泣し、且神寶の己れに歸せしを喜び、御旗幹を以て宮を作り、天照大神を祭りて神寶神社と稱し奉り、福井舟場町の庭内に安置し、天皇陛下の萬歳と國民の幸福とを祈りしが、明治四年七月、再び徴されて東京に上るに際し、之を縣社足羽神社の内に移し、同二十二年十一月二日、同社境内に社殿を移すに當り正遷宮式祭を行ひ、同二十三年九月、神寶神社建設碑を建て、大勳位有栖川熾仁親王の篆額を拜し自ら碑文を撰し且つ謹寫せり、同二十四年十一月三日、神寶神社の建碑式を行ふ

明治二十四年十一月三日神寶神社の建碑式を行はれける秋當時賜りし

神服を該社へ納め奉るとして

麝香間祗候正四位勳二等子爵 藤原朝臣公正

神御服に心をそめて幾千代か

みくにののために幸いのらむ

明治三十三年福井市南地大火あり、足羽山に延焼し、山林、人家、堂宇、寺社盡く災に罹りしが獨り神寶神社のみ全きを得たるは、偏に 聖徳の餘威なるを感ぜしめ

たりき

金札猶未
だ關東地
方に通過
せず

金札は既に發行せられ、商法會所は其業に服し、爲替の便亦開け、造幣局は將に新設せられんとし、八郎の計畫は着々進行し、近畿地方の融通は殆ど故障を見ざるに至りしが、當時の有志等猶金札の發行に反對し、就中西人の談を聞き、洋書を讀むの徒は、國家の大計を知らずして、唯理をこれ求め、金札の不換紙幣なるを論じて已まず、之が爲に、布達後數月を閱するも、金札は尙未だ關東地方に流通するに至らず、鎮守府之に苦み、大久保一藏は數ば之を京師に訴へ、岩倉、中御門の兩卿は轉じて八郎の東下を促すに至れり

一日、陸奥陽之助八郎の宅に來り、議論數刻に及び、遂に激色勦聲相執つて下らず、如何なる珍事を惹起するやを慮らしめたる事あり。又一日、同藩の有志大山宗太重來つて、將に暴行を加へんとす、八郎夙く之を察し、忽ち宗太に謂つて曰く、大山三千萬兩の反古で、天下を買うたが、ナント安い物だらう、目出度いから一杯飲めと、仍て酒を侷む、大山色釋け、一言金札に及ばずして歸り去れり

○辨事より中御門卿宛八郎上京の督促狀
日々秋冷増加候 聖主倍御機嫌能被爲在御互に恐悅奉存候先以御滯阪中倍

御安全珍重存候陳者御歸京之事最早御上京之御手都合にも被爲在候哉凡御見込の處御申越様願入候將亦今度東京 行幸も被爲在候條於彼地も會計之取扱可有之候間三岡八郎にも早々上京候様御申傳願入候仍當用如此候艸々

八月十四日

二白昨日小松より段々言上之廉も有之に付今度東京之會計御大事之義御座候尤池邊へも被仰付候得共段々御斷に相成候而當人より申上候條者於浪華三岡と差替勤務之事は御請も可申上様申居候於三岡者東京に而會計取扱之義被仰付度候也

辨事

中御門大納言殿

○在阪三岡宛至急上京且關東下向の督促狀
追々秋冷増加候處彌御安泰珍重存候殊に過日下阪種々御世話に相成誠に重寶の品預惠深く辱く存候厚く御挨拶申入度候其後早速右等可申謝之處彼是繁多遅々可被看恕候

一、長州一萬俵米之事輔相にも段々存意有之今度御受納に可相成方可然被

下物者無之方と被申居木戸へも打合せ御沙汰書今日相渡し候寫池邊より
達候旨に付別段不差出候

一、過日御上京之儀兩三日延引之旨池邊へ御申越則ち輔相へ申入候處何卒
二、十二三日之内には是非々々上京候様可申入被示候且關東へ是非共御下
りに相成候間其御積りにて御上京可有之可申入旨に候間此段申入候二十
二日には御上京之旨池邊被申候間安心候へ共右關東へ下向被仰付候旨に
候間早々申入候

右之條申入候色々御咄も有之候得共不日御上京之上萬々可申入候吳々も下
阪中種々御世話深情之段深く忝く存候何も上京之上と申殘し候先は早々如
此候也

八月二十日

追而後藤にも御面會候は、宜く御傳聲頼入候噂之義は輔相へ逐一申入置候
旨宜く御頼入候且貨幣司出納司營繕司何れへも宜く御鶴聲頼入度候早々亂
筆推覽頼入候也

經之

三岡四位殿

無事要用

昨朝者御責臨被下辱奉萬謝候其節御示談之賈、金御不審之者、昨夜中、悉く召捕へ
未だ吟味には取掛り不申候得共隨分掛り合手廣に相成哉之勢に相聞へ精々嚴
重往詰可申に付此段御安意可被下候此以後逆も右様惡人は難計候得共只手拔
り無く召捕へ取締方嚴重相成候得ば聊無差構事に付新金銀御製造は實に御盛
行奉萬禱候借又當府大年寄役其外給金等公然相定め軒役之儀嚴重規則相立候
に付而者大年寄役は町方重立候役にて其給金町分へ割賦候様にては自然役威
も不相立事に付此の度右役に限り人別拾人扶持宛渡官府立遣之趣向に相決し
其段議定越前公より知官事卿へ御達し相成筈に候得共先生方へ猶弟より委細
相咄候様申事に付申上候間宜敷御聞取可被下候且又今般行幸被仰出置候
山陵御通行道餘程荒れ居り候に付砂持等宜敷取繕ひ候様にと右掛り戸田
和州公より於代承知仕候に付當府にて取調べ候處右は總て其御
官御引受之由に付此段も御承知可然御取計可被下候右要旨のみ勿々如此御座
候頓首拜

八月二十二日

廣澤兵助

池邊藤左門様

御親展

○中御門卿より八郎宛上京督促狀
 昨日者御書中何も令披見候彌御安全珍重存候儲關東一條に付御示談被申入
 度候に付明後三日未刻後早々輔相邸に予足下池邊等出頭可致様被示候御歸
 阪之都合も可有之候へ共若差支無之候は三日御行向頼入候若又三日差間
 にも候は今日夕刻繰合せ可致旨被申居候可相成者三日に頼度被申居候此
 段御尋申入候否御一筆承り度候昨日被差越候書付類尙後刻可返却候右之段
 申入度早々此候也

九月一日

經之

三岡四位殿

○岩倉公より八郎宛上京督促狀

前略至急に付當用而已一筆申入候毎々之義苦勞に存候得共會計之御用筋に
 付是非々々出會示談申度一大事に候右は關東にて楮幣被行方段々子細有之
 大久保始め一同評議之事に候條得と御承引必々速かに上京頼み存候仍早々
 如此候也

九十三

尙々返すく是非寸刻も早く上京有之度存候早々以上

對岳

三岡四位殿

平安早々の用

○中御門卿より八郎宛上京督促狀
 追々寒冷相催候彌御勇健珍重存候抑關東より申來り候義に付楮幣被行方等
 大事件有之至急之御用之候間是非早々上京候様昨夜自輔相卿も被申入候得
 共尙又右之段別而可申通様輔相卿被示候間則ち申入候乍御苦勞早々御上京
 候様頼入存候仍右申入度如斯候也

九月十四日

三岡四位殿

至急不安

然れども八郎は此際 御即位式の經費を支辨し續いて 御東幸費を調達せざるべからずよつて岩倉公と謀り、金札百貳拾萬圓を以て正金を募り、尙此機會を利用して關東地方にも金札を流通せしめんことを圖り、會計官池邊藤左衛門、商法司兼出納司西村勘六、吹田四郎兵衛に金札百萬兩及び正金拾五萬兩を交付し 御發釐の翌日即ち九月二十二日大久保一藏に隨行せしめて大阪を發し、海路東京に至りて、生産を興し、爲替の便を開き、且金札の通用に盡力せしめたり

〔小野善右衛門記錄〕 三岡君云近々 御東幸の舉あるにより供奉して該地に至り此商法會所の旨趣を東京に擴張し物産勸勵の事に勤務すべしとの懇諭により餘義なく辭表を中止せり然るに八月 御東幸に付當官を以て出納司兼動供奉を拜命す中略金札百二十萬兩を岩倉殿より受取即舊烏丸邸を以て御東幸事務所を設け之に従事せり安藤君亦同勤たり此際東京より金札發行の事を太政官に建議せし者あるにより供奉御先着の命を蒙れり

然れども金札を發行するには其順序を経て實施せざるべからず若し之を経ずして漫然一時に發行するとも其效用を爲さざるのみならず反て大害あり仍て總供奉の用度は先づ半は正金とし半は金札とするの議あるにより此計算の目的を立て 御發釐の後蒸氣船を以て先着すれば必ず九月二十六七日は東京に着する事判然たれば之を建議す此時安藤君を佛奉とし吹田西村は御先着と定めたり此時供奉出納司は三井島田小野各主人大阪鴻池善右衛門(山中)加島屋治めたり兵衛(長田)出納司判事に任じ別に岩倉輔相公の出納方もあり各京阪の豪商及其主任の手代も出納司附屬吏と爲すは輔相公の深慮にて金札の自在なるを示し金にて賊徒の銳氣を挫くの一策なりと感服す

御東幸に付東幸に於て米穀不足を生ずる秋は上下共難澁なるべしとて上官より米穀買入の議あり此の如き些事は毫も之を心配するに足らず供奉人員を概算するに何百日の御駐紮あるも其消費は僅々たる事にて則安藤君勘六も同論なるを以て其見込を言上せり後にて之を聞くに上官より米買入ありし由是等注意すべき事なり然れども奸商輩の此舉に乗じ奸策を廻らすも計り難ければ勘六内々米穀の用意を手元限りにて其手當を爲したり

九月二十一日御跡女官残らず御出發御東幸供奉諸費概算を立て同夜大阪へ下り二十二日蒸氣船浪華丸にて大久保公池邊君吹田西村共に同船す二十六日東京着此時金札百萬兩と正金拾五萬兩持下る東京に金札論紛々西城の辨官へ到

着届を爲し平岡邸を旅宿とし、供奉會計官中旅宿並御用取扱所と爲す其頃西村と吹田を東京府廳出仕兼勤を命ぜらる東京前會津の賊徒降伏し續いて陸羽地方追々平定を聞く。十月中旬秋田出張の軍務官より金札遞送の事を上申ありと辨官より達せらる依て軍務長官大村君に調して金札使用に付ては順序を立てざれば之を遞送するも無益に屬する事を陳述す大村君大に之を可とせられたり。御着輦の後江戸海賊橋牧野邸を生産引立所とし三井始め五十名を附屬せしめて之を爲替方とす。

其後引續き供奉出納司は事務多端なりしが十月下旬に至り全く計算の功を畢りたり。

此時八郎の供奉せざりしは尙正金を準備せんが爲にして三井小野田あ鴻池加島等の富商は擧げて供奉出納を拜命し、京阪地方金策に任ずる者あらざりしを以て、自分調達に従事せしに因る。

十月十三日 聖上江戸城に御着輦東京城と稱し、定めて 皇居とし給ふ、尋で十八日鎮守府を廢せらる。

第十章 東京發向及び征討費調達

八郎は京阪の間に留りて金策に東奔西走漸くにして正金五拾萬兩を調達するを得。十一月二日、急行東上す。

〔雲軒實話〕 金札の發行以來、近畿地方は融通の途も付たが、關東筋は金札が不通用で、上下の困難であつた。其事實を調べて見ると、全く官吏が拒んで通用させぬので、下民は大に困難を感じて居る。今から見れば甚不都合なようであるが、其時代は諸向己が議論を主張して民間の如何を考る經綸の心を持たぬ故、如何に説諭をしても分らぬので、殆ど困つた有様であつた。

上野の賊を討伐に成り、間もなく御東幸被 仰出たが、自分も供奉を命ぜられたれども、御用途は正金で無くてはならぬので、御供をすれば御金繰を托する人が無いから、已むを得ず御後に出發する事として、前出に池邊藤左衛門を江戸に出した、然れども金札は矢張通用せず。自分は十月半ば迄に正金五拾萬兩を調べ、至急江戸へ持參した。此時大金持參の事故、至急を辨ずるは蒸氣船にあらざれば、叶はずと諸方を調べたれども、然るべき船運は無く、漸く燈臺船の古船があつ

て、危険ながら之を命じ、運を天に任せて出帆した。トコロが遠州洋で大暴風に遇ひ、二晝夜計り大浪に打たれ、二日目の夜半に火夫のいふには昨日以來必死を極めて一時も休む事が無い、最早腕が動かぬから御免を蒙り度いと申出た。随分困つた事であつたが、命のあらん限りは働け、申立取上げ難しと説諭して、翌朝になると、風は止んだが石炭は焼盡し、遠洋に浮んで進むことがならず、小さな帆を上げて、漸う清水港に寄り、石炭を積んで横濱に着た。大急大事の御用を負ふて、難風に出會ひ、しかも石炭が無くなつて、船が進まぬと來たので、如何にも氣のもめた事であつた。横濱の外國人等は、此大暴風雨に古船で乗付けたのは如何にも大膽だと驚いたそうだが、自分は航海の事は不案内なれば左程には恐れなんだ。偕着船すると直に印度人の御して居た馬車を雇ふて江戸に馳付いて、持參の金で急場の御用を辨じたので、今迄徒らに首を鳩めて日を曠ふして居た供奉の人々も頓に活氣を生じた。

八郎東京に着し、市中の情況を見るに、空屋到る處に多く、浮浪の徒、白晝市街を横行し、兵士を以て諸方を警戒する等、恰も戰地に在るが如く、治安の術未だ毫も施されざりき。

當時、東京の行政は概ね肥前藩の任ずる所にして、要路皆金札の通用を肯ぜず、就中外交官は外國人の説に聽きて論議最喧し。然るに、市中の兩替商其他は一日も早く融通を得て營業に就かんことを望めり。時の會計權判事島岡右衛門(義勇)獨り八郎の説を聽き、金札融通に盡力せしが未だ其効を見ず。偶々會津藩の處置及び函館征討のことを議せざるべからず。此間大村と謀り日々の出納を爲すに止まり、随つて金札流通の問題を決するに及ばざりき。

○岩倉公よりの書翰

覺

- 一 還幸之儀來月上旬と御決定に付而者、奥羽越列藩賞罰之事者、斷然被 仰出候儀先務と奉存候事
- 一 前件に付明廿七日八字必ず議參集會御評決可被爲在之事
- 一 前件に付御處置被 仰出候上者、直ちに奥羽越民政先務に付萬事早々御取調之事
- 右木戸準一郎引受府縣掛り山中靜逸取調被 仰付之事
- 一 彌 還幸被 仰出候に付ては來春中再び 御出輩之儀者勿論東京人心

安堵候様亦關西人心に可相成丈關係無之御布告文有之度事

右副島二郎引受之事

一 五官出張之輩元と供奉之徒多し且 還幸之上御用繁御評議も有之候事に付官々に於て不都合無之様御人選在職之儀取調申渡之事

右大久保市藏引受之事

一 輔相之内一人暫時東京に居残り之事御評議紛々候得共最早 還幸迄日數も無之旁今日に御決定有之度尤留守之任御評議之通り推而正親町三條出府被 仰付可然候事

右東久世引受之事

一 大隈八太郎急御用召外國副知官事被 仰付之事

右東久世引受之事

一 獨乙國新條約之儀東久世へ御委任被 仰付之事

右昨日相濟

一 水戸中納言出願民部大輔相續之事願之通り被仰付候事

右三條引受之事

一 勝安房昨廿五日より十日之間御暇之儀願之通り被 仰付之事

右昨日相濟

一 還幸に付而者留守之人を始め東京在職夫々御沙汰書有之度其文中 皇居御殿御造營云々早々取掛り候様被仰出置候はゞ如何之事

右昨日御評議は無之候得共副島二郎引受取調有之度事

一 箱館之儀脱艦征討之儀は暫閣之彼地在留之賊追討の儀軍務官へ被 命之儀今一應御評決有之度尤成功に於ては新政府 御威靈之相立候者勿論各國に對し候ても條理分明重疊候得共徳川水戸御沙汰之表に對し右兩家へ云々之次第何とか一應被 仰出べきもの歟又後藤伊藤建言も候儀更に御賢考願候事

一 昨日御承知之通り即今御入用金申立候次第は

當月來月中に入用

金拾五萬兩 兩館一件ニ付軍務官へ渡

當月より來年二月中

同拾五萬兩 在府豫備兵奥羽越出張兵食

第三篇 第十章 東京發向及び征討費調達

十二月正中

同拾五萬兩 御造營向悉皆御手當

即時

金五萬兩 留守議參辨預り緩急小事手當

同廿萬兩 奥羽民政用總て東京入費非常手當旁

合金七拾萬兩

右三岡八郎引受之事

一 全國大會計基礎相立候様取調之儀早々人選被命之事

右木戸準一郎引受之事

一 軍務刑律大基礎相立候様取調之儀是亦方今至急之重事に付軍務刑法示

談速かに人選大本取調被命度事

右昨日御評議には無之候得共最も重事に付木戸大久保引受人選有之度事

右昨日御評議之分外に一二ヶ條書加へ御相談申入候間篤と御賢考總て明日

御評決是祈

十一月廿六日

具 視

三岡八郎殿

追而參與中同様各通にて差送り候也

當時東京府廳に於る金札論の喧しかりしは次の文書を見て之を察すべし

大木民平よりの書翰十一月三十日

御書付御返上仕候條御落手可被成下候金札受取之儀者明日は休日、に付明後

二日早朝東京府より人さし遣候條御渡し被下度候仍而は金札に付而之御普

告是等御書付とも御副へ被下度奉願候此段爲可得貴意勿々頓首

十一月三十日

大木民平

三岡八郎様

書付副る

○大木民平よりの書翰十二月朔

柔雲拜誦仕候今日は休暇日に付明日金札受取にさし遣度候段昨夕手紙を以て御掛合仕置候得共於御官約束之末に付嚴敷御申付相成居今更變改も難被成且一日にても延引は不宜敷候段至極御尤之義に奉存候素り明日と申義僕

にも如何とは相考へ候得共實は色々故障之義有之不得止右之都合に御懸合仕置候得共右之次第に候半ば早速受取に罷出候様尙又嚴敷申付可申候且又別紙二通儘に落手仕候成丈今日中觸達仕度御座候尙拜面萬々頓首

十二月朔日

大木民平

三岡八郎様

貴展急事

○大木民平よりの書翰十二月三日
先達而御談じ有之候金札施行に付相場之御普告御認め御渡し被下度奉願候尤金札普告之義今日にも是非可相運候に付相場之事地定之心得無之而は不相濟候に付此段御相談仕候

十二月三日

大木民平

三岡四位殿

別而急用

○大木民平よりの書翰十二月三日
奉賀候陳者金札之義に付僕にも火の如くせき居候得共議論多々有之昨日迄御觸達し相成兼今日は是非施行相成度と存居申候就而は少々御相談仕度次第も有之鳥渡 皇居へ出仕候心得に御座候先生にもよしく御座候は御出仕被下度自然先生御さわり御座候は御旅館へ可相伺心得に御座候其節萬々可申述候此段早々

十二月三日

大木民平

三岡八郎様

○岡田甲斐よりの書翰十二月十日
十一月朔日御認之御内狀去る七日着仕候而拜見仕候其前御仕出しに相成候御紙面も拜誦仕先以て船路御無難にて御着港に相成候御様子承り一同安堵仕候事に御座候其後愈御安康御奉職爲天下蒼生雀躍仕居候御紙面之趣にては東京之件々何とも恐入候次第御苦心之條奉推察候就ては被仰越候事件も夫々取計ひ可仕存候間御承知被下度候

一 長谷川仁右衛門之次第此表にて判官事被仰付候次第も不相降實は不審と存居候事に御座候御指圖之趣拜承仕候丁度今般長谷川氏老母歸省之願にて歸國被致候様子に御座候へば其節右取計ひ可仕存念に御座候

一 此表情況も實に笑止之至りと存居候事に御座候何分發艦後は乍ち瓦解之體に而何も當惑之事に御座候勿論初より瓦解之儀は覺悟とは乍申實に驚入候事に御座候右瓦解と申候も大阪府之議論差越の附屬合一之争ひにて困窮此事に御座候右源因も全く故有る事にて候哉御發艦之朝直に商法會所を初め營繕其外在阪會計之諸司阪府より被逼彼是心痛之事も有之哉にて下拙儀も阪府へ罷越候て後藤氏に原委を推し候處是も所謂る寄宿する所なき談判にて竟り此迄通りと申事に引分け並び立つて協和の謀を談じ候得共後藤氏には知府事の名目にては更に難取合由に下拙義段々先生を望むには參與を以て望み今日之事知府事を以て望まざと申候得共奉命之上故一切受け付け難き旨始終不徹其中阪府後藤初め五代陸奥等之數輩上京致候て右等之體裁を議政官にて決議と申事之由内々承り候に付下拙儀も一先上京致候而阪府の次第も本官へ申上置候て可然存候故上京仕候右御兩卿へも申上候處大

恐怖にてなる程先生御留守に相成候ては一言も無き事と申候様之次第夫より皆々評議致候て當分是迄通りと申事にて只今迄相つなき居候事に御座候只管御歸艦を企望致居候事に御座候既に太政官にて持出しに相成候へ共何やら曖昧たる事ゆへ是非共會計の一事は還幸之上大議を被決候様申立置候事に御座候夫に就き先生之東京へ御持出しに可相成御趣意書も下拙より中御門卿へ差出置候て猶春來より會計之來歴仕法且國債の組様迄先生之御趣意を體認被致候て書き上置候事に御座候何分輔相は勿論太政官總掛りの事に迄申立置候事に御座候得共何分徹底之程危く奉存候間偏に還幸之節には先生御在京之程爲天下祈居候事に御座候

一 前件申述候通りの景況にも御座候へば何卒御取出しに相成候様千祈萬禱候事に御座候

御兩卿にも下拙迄一日も早く御歸帆に相成候様可申上旨御沙汰に御座候間此段申上候加之暫く御滞留之御心組も極内にて御發表には不相成御趣に御座候得ば猶以て當年より責て春二三月迄之處御在京被爲在上廟堂より下は輩下之處此之上の一層を御進め被下候様吳々も願居候事に御座候兎角足を

擧られ候へば忽ち波瀾を生じ萬々笑止の事のみに御座候

一、東京に於ての御見込み書拜承一々敬服之事に御座候
 一、還幸も忽ち御運びに相成何も蘇生の思ひを生じ錦地の情況も一入之事に被存候御發艦前御蕃説も蒙り居候事故全く御精力之所致と遠察罷在候岩倉公御所勞之由にて供奉之人々にも徒らに首を聚め日を曠するのみに御座候處御乗込以來陽復之動きの由何とも恐入候次第御苦心之條萬々不堪感激

一、近來御腹合之處如何御座候哉日夜懸念此事に御座候萬々御自愛爲蒼生千祈萬禱仕居候先は御歸帆を御催促申上候條如此に御座候頓首百拜

十二月十日

岡田準介
甲斐九郎

三岡四位殿

○甲斐九郎よりの書翰十二月十九日

一、翰拜啓仕候嚴寒節に御座候處先以て奉恐悅存候隨て貴殿愈御安泰御奉職奉恐賀候陳者東京表にても不容易御苦心之御義にて日夜御執掌不一方御趣

意に奉推察候

一、過日被仰越候長谷川仁右衛門儀過日被免候此段御承知被下度候
 一、池邊先生には俄に其表御發足に相成候由承り及び候過日は貴殿之御歸帆企望致候而此表の次第申上候得共更に東京在勤彼爲蒙候上は御取外しも所詮不相叶哉に而池邊先生御上京と相成候事と被存候左候へば池邊先生御着京之上は其御表之事件并に貴殿御見込の次第も拜承可仕と只管待居候事に御座候乍去東京は不知實は缺望之事遺憾此事と存居候事に御座候

一、楮幣御發弘に付奥羽邊へ御布令之趣に付御書き入れ承り候東西隔絶之景況此等にて推察仕候事に御座候何も不得止之事に御座候

一、楮幣改役之者共儀は御用狀は申付儘略仕候乍末毫此表御留守御無異御安意御思召候様奉存上候貴殿御自愛爲蒼生國家萬禱致居候

一、高田孫左衛門へ御廻しの書狀私御預り申上候此節國元に居候由に御座候是は全く楮幣改役人等へ御掛合にも可有之哉に存候得共先御預り申上置候縷々申上度事も御座候得共御繁用中却て御面倒と存候へば縮筆仕候書外萬々奉付後鴻度勿々不一

十二月十九日

九郎

再拜

三岡四位殿

机下

第十一章 金札通用に關して江藤新平との討論

並に英國公使パークスとの談判

十二月八日 車駕京都に還幸。八郎之に供奉すべかりしが、金札の流通せざるは最大の不利にして、上下の困難測るべからざる者あり、加之函館討伐費を調辨せざるべからず、故に留りて之を濟せんとし、先づ金札不通の原因を討究せしに、東京府の江藤新平と英國公使パークスとの抗議に、因れるを確め得たり、よりて先づ市内の兩替店を召集して、金札流通の效用を説き、其の理會せるを認めて始めて江藤に約し、日を期して會談し、其説の可否を對決する事とし、府廳に在勤せし鮫島直信、青山小三郎、貞の二士を以て立會人と爲し、且誓つて曰く、我儕國家の爲に大事を論ず、

金札漸く
東京府下
に行はる

須く其情を盡すべし、議論數日に涉るとも互に執つて下らずんば事に益なし、願くは參會せざる者を以て敗者と爲さん、尙來會時刻に後るる者をも敗者と認めんと、七日の間、早朝より日没に至る迄對論相譲らず、第八日、江藤遂に來らず、乃ち鮫島青山に求むるに、金札通用を布達せんことを以てし、漸く府下に行はるゝに至り、大村益二郎の要求せる函館討伐費五拾萬兩を調達することを得たり

〔雲軒實話〕 會津の御仕置があつて間もなく聖上は 御歸京になつたが、自分も供奉すべきは勿論なれども、彼金札が通用せねば市中の不穩は云ふに及ばず、政府の差支は容易ならぬ事であり、今一つは北海道退治の策を定め、其用意を整へねばならぬので、據無く跡に残り、府内に金融を付た以上は北海道の用意を爲すべしと、大村に談じたら、先づ五拾萬兩で十分である、しかも一時に整ふるに及ばぬとの事であつたが、思ふに融通の途が開けば、此金額は必ず東京で直に調達が出来ると、依て此旨を以て大村に約し、先づ市内の兩替屋連を呼出して、金札を流通して全般の融通を開くべき途を説諭し、充分理會せしめた後、府廳と談判した、それは朝廷より既に嚴命のありし太政官札を今に至りても未だ市内に通用せしめざるは府廳の責任として如何敷事故、種々經綸を述べて相談に及んだが、江藤新

平がどうしても解けない。迎も埒が付かぬから、斯く互に力を極めて論議するも、畢竟私の爲にするのでなく、國家の大事の爲である。數日の論一様にして二様にあらず、只決すると否とにある、されば公然立會人を設け、日を期して之を決しよう、若し不參すれば論は負けたりと見做さん、又期約の時間は後れても敗者と爲さんと、仍ち府廳より立會人として鮫島、青山の兩人が出席した。さて七日の間、毎朝五つ時より夕七つ時迄、終日兩人が論じ合ひ、互に一つ事を繰返したが、八日目に江藤は出て來ぬ、そこで鮫島、青山二人に向ひ、期約の通江藤氏無斷にて不參は敗論なり、速かに金札通用を布達すべしと云ふ事になつて、遂に府下に通用した。今から見れば、此討論の終結は、殆ど解し難き様なれども、當時の志士論客の武士氣質は、漸く眞面目であつた。其後直に兩替屋四十餘名を呼出し、軍用金五拾萬兩調達を命じた所が、金札通用許可の後故皆快く御受を爲たので、其金を大村に渡す事にした。

十二月十二日、東京御造營掛被仰付、金拾五萬兩の豫算を以て功を竣へたり。又和宮殿下御上京の砌盡力の廉あり、共に褒詞を受く。
十二月二十四日、急御用有之早々上京を命ぜられ、同日春來勤勞太儀被 思召、目錄

一萬匹八丈縞二反を下賜せらる

八郎は身會計の職に在り、數ば月給を受けざりし事ありしかば、此御下賜金こそ親族の者へ頒與すべけれど、反物を手許に留め、金は夫々分配して、共に 天恩の渥きを拜したりといふ

金札發行反對者の一人江藤新平は已に屈せしが、更に英國公使パークスを説諭するの必要あり、パークスはこれより先寺島宗則に對して數ば云々する所あり、八郎が着京前、外務擔當者木戸準一郎池邊西村を隨へて、行きて之を辯解せし事あり、今關東地方に金札を流通せしむるに方り、パークスをして異論を挾ましむるの不利なるや勿論なりしなり

○小野善右衛門(西村勘六)筆記

十一月英國公使パークスより金札發行事件を尋問せしに付、東久世、小松、木戸公其他會計官よりは池邊及西村勘六隨行したるが、始めは他の談判のみにて金札の事に及ばざりしが、翌日又木戸公池邊西村及書記下村を同行す、時に公使尋問ありしを池邊之に答へ、其足らざる所を西村勘六之を補ひ公使略了解するもの如し公使の書記官サトウより書狀來る

寸楮拜呈然れば過刻は御光臨有之種々珍說承り難有仕合奉存候早速公使へ申聞候處同人も至極威服仕候是非共先生へ直面會仕候様委敷傳承致度候間乍御面倒明十日朝第十時公使館へ御出張被下候様御願申候此段拙者より可申上様被命候謹言

十一月九日

エルネスト サトウ

池邊五位様

右外國館より來狀に付翌十日朝木戸公池邊に西村勘六隨行す此時金札の事問答ありて公使書記官共善く了解せりとて此夕公使館に於て晚餐の饗應あり此談判は當五月金札發行の事を各國公使に告知したり今問ふ所は不換金札發行云々にして之が答辯の概略は金札は政府の爲にする者にあらずして下民の爲のみ今内國金幣少く加之戰伐の爲軍資を要す故に止むを得ず人民より金錢を借入たるが賊徒未だ平定の功を奏するに至らず期延の費用多くして民間の融通は塞れり以て引換なき金札を製して人民の融通を助くと、左に問答筆記を掲ぐ

楮幣ハ政府ノ利ヲ謀ル者ニアラズ下民ノ融通ヲ助クルノミ方今一新ノ際民功ヲ起シ物産ヲ開キ商法ヲ盛ンニシ大ニ萬物ヲ運轉セント思フ然ルニ我國元來金貨手薄ク之ガ用ヲ給スニ足ラズ加フルニ春來ノ戰爭ニ付軍費夥ク朝廷元財穀ノ權無シ止ムコトヲ得ズ商人ヨリ金錢ヲ借リ上グ今日ノ用ヲ爲セリ此ヲ以テ下ニ在ルノ金錢モ亦一時ニ盡ク故ニ商賈ヲ始メ諸民融通ヲ失ヒ是迄在來ノ商賈モフモドリニ成行候ハ自然ノ勢ナリ又賊徒未ダ十分平定ニ至ラズ朝廷ノ入用日ヲ追テ減ズルコト能ハズ天下ノ融通ハ日ニ困窮ス如何トモスル無キニ至レリ是ヲ以テ楮幣ヲ製造シ願ニ依テ列藩ニ貸渡ス事ヲ許セリ其仕法ハ布告文ノ通り十三ケ年限リヲ以テ貸付高ヨリ一割宛上納致サセ其楮幣ハ則チ切捨十ケ年ニシテ不殘切盡シ候事跡三ケ年一割宛上納致スト雖モ假令バ一萬兩借受候國ハ其一萬兩ヲ以テ物産ヲ開キ商法ヲ建テ夫々ノ利潤ヲ得ル事アリ右利潤中ヨリ僅三ケ年上納スレバ宜シ總テ十ケ年ニシテ多少ノ財本元手ヲ起シ可申義ニシテ運用ノ巧拙産業ノ精不精異同有之トモ大ニ財本ヲ成スノ見込ニ候又商法司ヲ立テ列藩生産スル所ノ物産ヲ運轉スル事ヲ世話致シ遣シ國內ヲ救助スルノ仕組ニシテ曾テ以テ朝廷ノ利ヲ謀

ルニアラズ云々

サトウ云々朝廷ニテハ楮幣ヲ使ヒ出サズヤ

一錢モ朝廷ノ用ニハ使ハズ

サ「東海道筋ニテ此節使ヒ出セシニアラズヤ

是ハ商法司へ貸シ下候中ヨリ使出セシナリ年々一割ノ上納ハ商法司ヨリ朝廷ニ納ムルコト列藩ニ同ジ

サ「日本諸藩ノ札ハ引替アルニアラズヤ

是ハ其藩限リ役場ノ用ニ用ユル物ナリ依テ引替ナキトキハ民信ゼズ今般製造ノ金札ハ朝廷ノ用ニ用キズ故ニ朝廷ヨリ正金ニ引替遣ハサ、ルナリ

サ「金札ヲ以テ租税ニ納ムルモノハ如何

金幣ヲ以テ租税ニ納ムル者アレバ朝廷之ヲ收ム此ヲ以テ又朝廷ノ入費ニ使フ下民ト融通ヲ共ニスルモノナリ

サ「楮幣ヲ租税ニ出シテモ宜シキ布告アリヤ

當六月比酒造ノ鑑札ヲ改正ス其料ニ金札ヲ收メタリ

サ「租税ノ事ニ付金ハ京都會計官へ穀ハ大阪會計官へ可納トノ布告ヲ見テ

金銀ト穀ノミ税ニハ納ムル法ト外國ニテハ思ヘリ

日本ニ於テ金納ト云へバ金銀楮幣ノ事也銀ニテモ札ニテモ同ジク金納ト云フ

サ「金幣ヲ租税ニ收ムル布告文アラバ見タシ

吟味致シ寫取リ差出スベシ

サ「十年以後三年一割宛 朝廷ニ取ルヲ見レバ全ク下民ノ爲ニスルニアラズ上ノ利ヲ計ルニアラズヤ札ヲ作ルニハ僅ノ入費一割ノ取收メハ全ク朝廷ノ爲ニ民ノ物ヲ欺キ取ルニアラズヤ

十ヶ年札ヲ其儘ニ差置テ産業ノ功ヲ起サズ年々一割宛上納スレバ後三年ハ民ノ物ヲ欺キ取ル譯ナレドモ始メ借受候年ヨリ人功ヲ起シ商賈ヲ勵ミ財本ヲ扶殖シ邦内ノ利潤ヲ得ベシ其利潤ノ中ヨリ元高ノ一割三年上納スルトモ財本元手ハ永々減ズルコトナシ依テ十ヶ年ニシテ金札ハ切盡候テモ數萬ノ財本ハ民間ニ長ク存在ス

サ「税ヲ朝廷ニ納メ其金札ヲ朝廷ヨリ使フトキハ限リナク政府ヨリ作り出シテ使ヒハセヌカト下民必ズ疑ノ心アルベシ

政府ニテ民ヲ欺キテ限リナク使ヒ出ダスコトハ決シテ爲サハルナリ

サ「楮幣ノ數ハ限リアリヤ

三千萬兩ノ見積ナリ尤今日迄ニ一千萬兩モ出來シヤ

サ「一割ノ切棄ハ如何ニシテ民ニ信ゼシムルヤ

上納致ス者ノ目前ニテ切棄者ルノミ

サ「東京ハ未ダ開ケザルニ兵士金札ヲ使ヒ不取ト云ヘバ銃砲ヲ向ル等ノ事アリシハ如何

左様ノ事ハ更ニ承ハラズ確證アリヤ

サ「アイメ切賃ノ事ハ今三ケ年モ過候ハヤ却テ札一兩正金一兩二朱トモ一分トモ切増シ付候様ニ成リ其節ハ列藩大ニ損害ヲ受クルコトニナリテ下民ノ苦ニアラズヤ

其節ハ其時宜ノ所置アルベシ何レニアイメ切賃ノ不同ハ有ベシ

サ「然ラバ全ク朝廷ノ利ノ爲ニスルニアラズ下民ノ融通ヲ救助スルノ趣向ハ始メテ聞ケリ

右ノ趣向ナレドモ兵亂匆卒ノ際諸藩始メ勢ヒ止ムコトヲ得ズシテ趣向ヲ犯

シテ用ヒシモノアリ依テ様々ノ人口モ起レリ以後ハ必定趣向ノ通り國內一般ニ推通シ下民悉ク之ヲ信用センコトヲ希望スルノミ

サ「大名モ商民モ間違ハスル筈ナク下民未ダ金幣ヲ信ズルコトヲ聞カズ併シ御趣意ハヨク分リ申候

今日ノ談判英國公使ニ曲ニ達シ吳レラレ候様存候

右ニテ退席

○十一月十日英國公使館ニテ談判筆記

池邊云

我國ノ楮幣ハ西洋ノ楮幣ト趣キ自ラ別ナリ昨日サトウヘ談ジノ次第分ラ

レシヤ

バアクス云

委細聞ケリ民ノ方ニテ信ゼヌ故アイメ切賃ノ付キシナリ引替アラバ民信ゼン

池邊云

アイメ切賃ノ付キシハ民ノ信ゼザル計リニアラズ春以來戰爭ニテ諸藩諸

商人止ムコトヲ得ズ正金ト札ト取替タル事アリ一時金札京阪ニ滞積ス自
ラアイメ切賃付キシナリ然レドモ十月ノ末アイメハ無キ様ニ成タリ

商法司ニテ金札取扱振證文差入等ノ手數ヲ曲ニ談ジ金幣ヲ朝廷ノ費用
ニ使ヒ出サ、ル譯ヲ述ブ

バアクス云

日本ニテ諸上納ハ何月ニ限ルヤ

答

是迄舊幕ニテ民間租稅向等ハ年々十一月ニ始マリ翌年六月ニ終ル

バアクス

金札町人ノ借リタルハ法ノ通り十三ヶ年一割宛ニ無クトモ一時ニ返シテ
モ宜シキヤ

答

一時ニ返シテモ宜シ凡テ商人へ貸スコトハ商法司ヨリ貸シ商法司へ收ム
ルナリ一割宛ノ上納ハ商法司ヨリ會計官へ上納スルナリ依テ商法司へモ
後年ノ財本ハ出來ル所以ナリ其財本ハ萬民ノ爲ニシテ會計官ノ利ヲ計ラ

ザルヲ要ス

バアクス

商法司ノ趣向ハ日本ニテ始メタルヤ西洋各國ノ法ニ習ヒシヤ

答

先ヅ一種ノ趣向ナリ日本ニテハ是迄商ニ就テハ問屋ト云フ物アリ右問屋
ニ弊アリ商法司ヲ始テ置キテ問屋ノ弊ヲ改メ商人ヲシテ自由ナラシムル
ヲ要ス

バアクス

商人ノ金幣ヲ借ラント欲スレバ勝手次第ナリヤ

答

商法司へ申出引當アラバ貸ス事ナリ情願借ル事ヲ欲サザル者へハ強テ貸
サズ
バアクス
政府ニテ費用ニ宛テ使ハズト雖兵士ナド無理ニ使ヒ東京商人共迷惑スル
也

答

東京ハ未ダ楮幣ヲ發行セズ會計官ヨリハ發行迄使フベカラズト布告セリ
兵士ナドハ心得違ノ者モ間々有ルベシ

バアクス

兵士モ月給ニ金札ヲ受ケシ故ニ何方ニテモ使ヘルモノト思フ筈兵士ノ心
得違ニアラズ渡セシガ誤ナリ

元來ハ金札ヲ諸税ニ收メヌト云フ事ニテアリシヤ

答

元來税ニ收取ラヌト云フコトハ無リシカ民ノ方ニテ左様ニ思ヒシナルベ
シ併シ近日ハ民ノ思違モ無キ事ナリ西洋ニテ税ニ收メヌコトト思ヒシハ
先頃西洋人横濱へ金札ヲ以テ運上税ニ納メシ由其頃迄ハ東京市中別テ金
札ノ事行届カザル故横濱裁判所ニテモ大ニ當惑致シ會計官へ苦情申タル
コトアリ

バアクス

最早兵庫ニテ税ヲ納メテモ宜シキヤ

答

西洋人金札ヲ落手致ス上ハ日本物産ヲ買ヒ取ルニ金札ヲ以テシ又税ニ納
ムルモ宜シ正金ニ引替ハ致シ遣ハサバルナリ

バアクス

始メヨリ委シク布告スレバ宜シカリシニ布告行届カヌ故疑起レリ

楮幣ノ數如何程出來シヤ

答

今日迄凡一千萬兩ナルベシ

楮幣發行ノ趣向京都大阪東京一般ノ趣向ナラザレバ相叶ハヌ次第ナリ然
ルニ京阪ニテハ如此趣向ニテ已ニ發行セリ東京ノ趣向獨リ京阪ニ異ルコ
トヲ欲スルトキハ大ナル障碍ヲ生ゼンコトヲ恐ル尤十三ヶ年中自然ノ變化
ハ有ル筈ナレバ變化ニ從テ所置ノ宜キヲ謀ルヲ要ス若シ此金札半途ニシ
テ廢スルコトハ貴國ニ於テモ患へ給フコト勿レ
バアクス

寺島ハ引替アル金札ヲ出ダスベシト云ヘリ日本政府ノ事區々ナリ

答

横濱ヨリ建議セシ事アレドモ其儀ハ取消シタリ

バアクス

賈札ハ必ず有ラン如何

答

賈札アルトモ善ク目利スル者アリテ自然ト賈ハ通用セヌ事ニ成ルナリ

バアクス

外國人ハ目利ハ出來ヌナリ何レ裁判所へ出シテ目利ヲ受クルコトニ致テ

ハ如何

答

其通り宜シ札見役ヲ裁判所へ出シ置クベシ

バアクス

租税ニ納メテモ宜シト布告シタラバ自然ニアイメ止ムベシ其布告文ヲ見

タシ

答

イカニモ差廻スベシ

東京ニテ金札發行スルニ付テハ各國へ布告スル事如何致シテ宜シキヤ

バアクス

公使へ委シク布告スベシ萬般分リ易キ様ニ書取テ廻ハサルベシ

何時頃東京ニハ發行スルヤ

答

當十一月中ニハ發行ノ積リ

バアクス

朝廷ニ於テ金札ヲ以テ商人ノ正金ト取替ヘシト巷ノ咄アリ如何

答

朝廷元來金穀ノ權ヲ以テスル所無シ然ルニ春來多端ノ入費止ムコトヲ得

ズ富商共ヨリ正金ヲ借リタルナリ金札ハ別ニ商人へ貸シタルナリ先刻差

出セシ金札取扱證文ハ則チ右ノ次第ナリ

バアクス

朝廷ヨリ商人ニ借リタルハ正金ハ何程ナリヤ

答

凡三百萬兩餘

以上

十一月十日英公使館ニ於テ筆記

木戸 參與

池邊 五位

商法司知事、西村勘六

書 記 下村八郎

パークス
と會見

明治二年正月一日、八郎は會計權判事長谷川三郎兵衛を伴ひ横濱に赴き、英國公使パークスに會見す。パークス曰く、日本は贋造貨幣を鑄造し我が商人に損害を被らしめたる事少からず宜しく正貨を以て之を交換すべしと、八郎之に答へて、贋造貨幣は政府の鑄造したる者にあらず、又政府より貴國商人へ支拂を爲したる金員にもあらず、願はくは商人をして之を受領せしむる勿れと、パークス曰く、贋造人を搜索して之を罰するを得ざるの政府は信を措く能はず、宜しく贋造の貨幣を正金に交換すべしと、八郎曰く、貨幣贋造は國家の重禁なり、之を犯す者は固より嚴刑に

處せざるべからず、故に今之を搜索中なり、然れども當時國內の狀況は貴下の見聞せらるゝ如く、容易に手を下す能はざるを奈何せん、と、パークス曰く、太政官札發行の理由如何、曰く内亂を鎮定するに金穀給せずよりて之を濟はんと欲するなり、曰く正貨と交換する乎、曰く否、是に於てパークス曰く正貨と交換せざるの紙幣は通用せしむべきにあらずと、拾兩札を懐に取りて示して曰く、我等皆之を受けたるに因り大に損失を招けり、何故に外國人に通用すべからずと布達せざりしや。八郎曰く、紙幣は内國に限り通用す、今國難あり、人民は軍資を供するの義務あり、然るに之が爲に營業の資本を減ずるは勢なり、營業衰ふる時は困窮せざるを得ず、故に紙幣を發行して融通を助け、勞力を以て富源を増し、年を限りて悉く之を消却す、上下損害する所無しと。パークス紙幣を翫んで曰く、斯る軟弱の紙質、指頭以て之を裂くを得べしと、八郎曰く、請ふ之を試みよと、パークス即ち之を裂かんとす、遂に能はずして曰く、可なりと、當時の通譯は後に公使と爲れるサトウ氏にして、善く兩者の間に斡旋して意思を疎通せしめ、置酒交歡して別れたり

〔實話〕 難題は英國公使パークスの申立であるが、これも自ら談ずべしと、正月元日、會計權判事長谷川三郎兵衛を引連れ、騎馬で横濱に行き、パークスに面會して、

彼が申立の次第を承ると、日本は賈金を造つて外國の商人に迷惑を與へる、政府は宜しく正貨を以て引替ふべしと答へて曰く、賈金は政府の製造したるものでも、使用したるものでも無し、必らず引取らぬ様注意ありたしと、バアクス重ねて曰く、賈金を糺さざるが如き責任無き政府は信を置くに足らぬと、答へて曰く、賈金を以て人を欺くは無論國家の罪人なれば當時専ら犯人の探偵中なり、バアクス曰く、屹度糺します乎曰く、屹度糺します、されど見らるゝ如く今や國內混雜中事情察せられたしと、是に於てバアクスは言を改めて金札は何の理由で造るのかと問ふ、答へて曰く、内地の亂を鎮むるに實備を缺く、よつて之が融通を助くるが爲なりと、バアクス曰く、金札は正貨と引替ふる乎答へて曰く、引替へず、曰く正貨に引替ざる紙幣は通用せしむべきにあらずと、懷中より拾兩札を取出して示して曰く、我等之を取りて迷惑すと答へて曰く、金札は内地限り通用すべきものなれば、他國の人々は斷じて受取らぬ様致度と、バアクス又曰く、然らば内地は如何にして通用するぞ、答へて曰く、目下の國亂を平治せしむるは正に國民の義務なれば、此亂を治むる爲に金を納む、故に營業の資本を減ず、營業衰微すれば小民色を絶つ、朝廷の仁國の衰微を憂へ、金札を發行して國內の融通を辨じ、勞力を以て富源を

金札は時
相場を以て
通用する
布達出づ

増し年を限りて之を返濟せしめ上下共に損害する所無からしめんと趣旨なりと、詳細に殖産通商の事を論辯したり、バアクスは金札を取つて曰く、此紙幣は薄弱にして使用に堪へずと曰く、十分に鞏強なりと、バラクス之を裂かんとして能はず、曰くこれ宜しいと、全く同意せり、當時の通譯官は我國に永く居て後公使になつた有名なるサトウ氏なりし故言語もよく分り、實に愉快な應接で、傍に在つた長谷川も大に喜び、與に雜話を交し、酒食の饗に與り、歸る時はバアクス自分吾馬の口を執り、他日の再會を期して別れたり

金札通用に反對せる東京府廳及び英國公使の異議罷み、北海道征討資金亦調達せられ、八郎は行李を治めて京師に歸らんとするや、端無く太政官より爾來金札は時相場を以て通用すべき旨布達せられたることを聞けり。之より先き此事に關して議者多く、數ば相場を附するの説ありしが、八郎は毎に之を排して曰く、元來太政官札は信用を以て通用すべき者にして決して相場を附すべからず、況や政府、自分相場を附するときは人民の損失少からずと。然るに今八郎の在らざるの時、他の會計官の承認を得て令達せられたるなり。八郎嘆じて謂へらく、此令達は政府自ら其の始末に窮するに至らん、反對者の爲す所往々、此の如く秩序を紊り、大計を誤

る、畏れざるべけんや、今大亂正に平ぐ、吾れ夫れ天命に従はん。遂に東京を出發し、正月十日大阪に着船せしに、横井平四郎の横死を聞き、直ちに府廳に抵りて、刺客搜索の事を協諺し、二三日を経て京都に入り、横井の寓を訪へば寂として其人無く坐るに、今昔の感に堪へざりきと云ふ

小楠の墓は、京都南禪寺中天授庵墓地に在り

小楠始め小川氏を棄り、男子を擧げしが、數月にして母子共に歿す、後矢鳥氏を娶り、一男一女を生む、男時雄、從兄左平太の後を受け、女美也、海老名氏に嫁す

○題三岡君寫眞

惟此長鬚東髮似仙家翁、又惟張帽傘伴佳人似治郎容、更惟古刀左椎似痴兒童、仙乎郎乎將痴兒觀色相、認形跡、奚知烏雌雄、看々滿腹經綸、絲欲成袞龍、縫

小楠拜

寫眞版

慶應二年の秋おのれ時事にふれてつゝしみをりしに下山尙九州へゆくよしをきゝて肥後熊本なる横井小楠先生のもとへたよりせむとて硝子にもものしつるおのれが寫眞を傳へまゐらせてよと頼みおきつるに、いまだ寫眞の世にめづらしきほどなれば裏の方を上にしたるまゝ見せまゐらせけるを先生ふと見給ひしが身のさまことやうなるをいぶかしみて詩を賦し給ひしがあとにて其裏上なることの知られて終にその詩はおのれがもとへはおこされざりしよし傳へ聞て本意なくおもひつるにいくほども無

くうせ給ひけるこそいと口惜しかりけれさるに此頃その子横井時雄ぬしとふらひ來て先生遺稿中より見出づる由にて此一ひらをおくられけるを開き見れば、彼折の詩にしてことにおむかしうおぼゆるにうれしくもはたなつかしく昔の事どもおもひいでらるゝまゝに

歿しつるとりのあとこそかなしけれ

わすれかたみのこゝちのみして

明治三十年九月

公正しるす

横井小楠

○國是十二條

此國是十二條は元治元年甲子正月上京中の慶永侯に上つりしものなり

一 不關天下之治亂一國以獨立爲本

自然の天理に則り自然の人事を盡し利害得喪一切度外に付す此大條理明かなれば吉凶禍福凡そ外事の變態人心を動すに足らず其理に隨つて順應之信義をして天下に明かならん事を欲す

一 尊 天朝敬幕府

誠心奉戴非心を正し非政を匡し必ず 皇國をして治平ならん事を欲す

一 正風俗

風俗の正しからざる法制禁令固より廢すべからずと雖も終に是末政數ふるに足らず君臣一徳治教明かなれば風俗自然に正きに歸す所謂民免而無恥其抵何等の道理ぞ人をして感動せしむ

- 一 舉賢才退不肖
- 一 兩言路通上下之情
- 一 興學校
- 一 唐虞三代の大道を明かにし推て西洋藝業の課に及ぼす其要は人君躬行心得に發して觀感の化に本づく

- 一 仁士民
- 一 信賞必罰
- 一 富國
- 一 強兵
- 一 親列藩

凡そ彼に嫌疑あれば分明に正言し理あれば止む改むれば止む或は欺くに其道を以てすれば止む孟子葛伯仇餉の言其理甚だ分明なり

右十二條試に國是の目を定めまゝ附するに愚意を以てし以て君子の需に應ず妄言の罪逃るる所なし幸に之を恕せ 謹呈
正月十一日

小 甫

○明治元年横井小甫より才臣虎之助へ與へたる書中の一節

- 一 輔相 岩倉公
- 一 三條公も御一同被仰付候答之處御東下に付缺員御歸京之上被仰付候答
- 一 議定 二官同職にて御間も一席也
- 一 參與
- 一 辨事

右委細は政權書に有之候間略す

上より出候儀は輔相より議定參與に御渡し下より出候事は辨事受取議定參與に相渡し議定參與にて議定致し補助にて御決 主上に御伺ひ相濟候上辨事に御渡夫々執事行に相成候夫故辨事を行政官と被命候

- 一 議定
- 一 中山前大納言
- 一 正親町中納言
- 一 徳大寺中納言
- 一 中御門中納言
- 一 越前前宰相
- 一 肥前前中將
- 一 薩摩中將
- 一 阿波小將
- 一 參與

小松帶刀 後藤象次郎
 大久保一藏 廣澤兵助
 三岡八郎 福岡藤次
 副島次郎 横井平四郎
 木戸準一郎

右之内福岡副島者漢西洋之制度に委敷此節之御政體も全く兩人にて調出候事

一 辨事
 人名等未相分り不申候近日に日誌に出候管にて略之

○明治元年十二月横井小楠が郷里に贈りたる信書の一節
 前文缺

此上はすらしと御断り御免仰付正月末二月初此許出立仕候様被存候然し萬々一も春和に至りよろしき方に相成候へば外に何も子細無之唯病氣事故滞京仕る哉も難計御坐候一體私事太政官中にて第一之年かさにて有之自然と上下よりも推し立られ誠に大順境にて何の差障り無之存念も漸く相立勢に御坐候處此難病相煩ひ誠に以て残念千萬に被存へ共是期天命にて一日も早く御免歸郷仕本の沼山の匹夫に歸し天年を終候へば本望相達し申候從來此節之御登用實に無存懸仕合にて匹夫の身を以つて四位之官を給はり天下一新の御政事に預り候は二千年來其例し無之且又他之參與は京師に出懸りの面々直に被仰付列藩在住の者被召候は三岡と私並木戸準一郎之三人迄にて實に非常之御扱置は骨に透り難有仕合に奉存候

天恩重大無限之至り何の御奉公も出来不申歸國仕るは重々奉恐入候乍然不可改の病體は何方人も貫通致候へば責ての愚と奉存候右の次第に付御許にても其御心得被成下諸事御配意奉希上候當月末には尙委細可申上先日之次第言上仕候以上
 十二月十月

横井平四郎

至誠院様

おつせ様
 又 雄殿

尙々時下御愛養專一に奉存候追々申上候極下の田地は何分當暮手に入候へかしと被存候岩男御袋歸富桂より書狀参り候得共返事出来不申候可然御傳可被下候かみやふみ見事に精之段驚入申候正月も十五日頃よりは手習初り可申明春正月之ひまには手まりうち想ひやり申候事

○明治二十一年二月山利公正より横井時雄に與へて小楠行狀の一端を告げたる書翰
 先日は懸々御入來被下悉奉謝候陳者此節先考小楠先生遺稿御取調之趣拜承不堪欣躍奉存候將又明日者彌以て米洲御渡航之由折角御自愛奉專念候御出發前先日申上候先生之御草案懸御日度即ち手順致置候處今以て行届兼候間入手次第徳富君に差出可申候借過日も申上候通り小生多年先生之御教諭を蒙り其間小生へ賜りし御書牘或は經綸に涉りし草案所持致居候得共拙宅罹災之節書類悉皆烏有に歸し遺憾之至に御坐候且又先生越前御在駐中は論なく従ふて肥後及び京阪に在るも日として先生に見えざること無く

何か其事定に付申上度と存し候得共是以て資料無之残念此事に御生候然るに先生平素道徳を講じ談必ず經綸に及ぶ事の是非に係らず時事總て條理のある處に任せ百般の疑問言笑の間に解して其の跡を止めず故に時人其の意を解せざるもの或ひは疑ふものあり

明治元年應 召して出京の時大阪に出て之を迎ふ先生謂て曰く我國世界無比の幸福あり 皇統一系是なり加ふるに後れて開くる是亦一の幸なり他日大に成ることあるべし 唯 君徳を補翼し奉り條理のある所に任ずれば開明無比の域に達せん敢て疑を容れずと又先生 至尊を敬慕する心止む時なく或る日病甚だしく朝を辭す是に起て嗽ぎ遙かに 至尊を拜す其至情切なるの狀狂するが如きものあり 先生の徳廣且大人を敬る各其性に順ふて開調す唯一定の條理あるのみ又平常の議論を開く毎に感發興起せざることなし小生先生の教を受ること年あり若それ教誨庇保なかりせば或は今日あるを期すべからず右者小生親炙致居候當時之事情爲御参考申上度旁御暇乞迄擲筆候也頓首

明治二十一年二月廿一日

横井時雄様

侍史

公正

二月五日當官を以て造幣局掛兼勤被仰付

同日當官を以て大坂府知事御用取扱具勤并に治河掛兼勤被仰付

第十二章 依願休職歸臥

此時に方り八郎の身體衰弱を極め久しく事に従ふに堪へず乃ち會計のことを整理し骸骨を乞ひ疾を養はんことを求む。三條公之れを聞き八郎を召して曰く今日之事卿が身の能く忍ぶ所にあらざるべし且種々の事情を以て故山に歸臥せんとすこれ亦已むを得ざる所なり此際言はんと欲する所あらば之を言へと答へて曰く言はんと欲する所甚だ多し而も之を言ふも必ず効果を見ること難からむ唯治國の要は秩序を紊さず條理を明かにするに在り然るに時勢今尙之を許さず有司専ら我を執し輸贏を争ふを事とす天下の事未だ論ずるに由なし願はくは相公岩倉公と共に今後三十年間忍んで輔弼の事に任ぜられんことを古人謂へるあり目を掩うて過ぐと或は此時を指す乎天下の事人力の能く爲す所にあらず然るを忠臣義士自ら之を爲さんと欲し時勢に背き人事に悖り徒らに成敗を争ひ終に大事を誤るを願みず更に請ふ耐忍せられんことを八郎今衰弱此の如し恐らくは盛世を見ること難からん然れども身命存するの間固より奉公を辭せず退いて疾を治するを得萬一用あらば更に命を拜せんと。辭して出づ

「今後三十年云々は空想ながら日本は必ず三十年の後に至れば立つと信じたるに由りて斯く言へりとぞ」

二月十七日、依願會計御用掛並に大阪府知事取扱河掛造幣掛等兼勤總て免ぜられ、會計事務を大隈八太郎に譲り、其他の職務を後任者に委ね、徴士參與の官職を帯びたる儘加州山中の温泉に浴せんとして京師を去れり

此時京都御池の官宅を引拂ふに方り、官に於ては八郎が新築修繕せし事を知り、特に金百兩を給與せられたり

萬里小路博房卿は八郎が職を辭して歸郷するを聞き、深く之を惜み、和歌一首を送る

詠歸雁

權中納言博房

浮雲のたちて越路に行く雁も

はれなは歸れ月のみやこに

八郎、山中温泉に在りて靜養すること約二旬餘、木戸準一郎書を寄せて上京を請ふ、これ蓋し紙幣に相場を附せしより、各地方各其率を異にし、計算上混雜少からず、仍

木戸孝允
八郎に上
京を請ふ

て正貨百兩に付紙幣百二十兩の一定相場に改めたるも、先に時相場通用の令下りしや、紙幣の相場は益高低し、人民は益嫌忌し、流通益梗塞するの形況に陥り、且政府自ら紙幣の價格を落して授受するは大に不利なるを悟りしに因る。然れども八郎は疾尙癒えざるを以て之を謝絶せり

亂毫高怨

拜啓先以御湯治御相應逐々御全快に被爲至候御事と奉遙察候弟も當初旬上京仕候處色々之混雜にて初發は何事たるを不知甚痛歎仕候會計局之事も様々の次第にて御配慮之御事と奉存候長岡之事は昨年も逐々愚論申上候通り折角之折柄世間種々の説相立居候ては必竟

御主意も徹下仕間敷と奉存再應申上候事にて御座候處、金札一條等は實以老臺の御高見にて終不得止一旦相場頓に落入申候得共其までの御維持も實に不容易次第にて至今日候ては何事も失策は本官の様に相心得候人情も御座候得共初發老臺之相場論を御脱却被爲成邊は未だ在耳て敬服仕候次第に御座候間諸官は不及申世間へも當然之様存分に説諭仕候差向き候處にては賈金と昨年來御吹立に相成候一分二分の類餘程舊幕之分どもよりも位の

下落仕候分有之候由にて於横濱等も去月頃なども餘程難澁之趣に承知仕候何分にも不日屹度此邊之様は御一新之目的も相立不申候事にては終に皇國の大患にも立至り候事に御座候間速に御上京御盡力今一層の處只管奉祈念候其中今度は面會不仕候得共大隈氏なども盡力有之候由何卒御工夫を被爲廻合一御成功之處千祈萬禱之至に奉存候弟も近來不快にて爲保養始終家居罷在候得共乍陰痛歎之至に不堪申奉捧呈亂毫候其内時下別て御自實第一に奉存候勿々頓首九拜

三月廿三日

尙々吳々も御工夫を被爲廻御救濟之御手段只管奉祈念候兎に角些御快方に被爲至候はゞ速に御上京吳々も奉待候事に御座候敬白

木戸

三岡先生

御直拆

○金札發行の原因及び其目的

金札即ち世の所謂太政官札發行の計畫は慶應三年十一月朔坂本龍馬が越前に

來り當時幽閉中の八郎を訪ひ幕府の大政を奉還するに至れるを告げ問ふに善後策を以てしたるの時に在り而も此計畫は八郎が嘗て越藩に實施したる者以外ならず。

徳川氏已に政權を奉還したりと雖、兵馬財政の權尙諸藩の手に在りて新政府の用度を支辨するの途無く、加之征討の事起り、諸般の經費全く給せず。八郎内外の形勢を察し、上下の便を圖り、紙幣を發行して之を救濟せんことを請ふもの再三當路争うて反對し、議容易に決せざりしも、一人としと成算あるにあらず、軍資供給の途無きに至り、已むを得ずして可決せられたり。

此金札は商法會所を経て、政府を始め諸藩并に國民に貸付し、普く上下の融通を助け、維新大業の資源に供せしは大に故あり。古より鎖國の弊として金銀貨に乏しく、物産も亦國內の需用を充たすに止まりしに、今國政を改め外國貿易を開くに當り、戦亂の鎮定を待て始めて産業を興さんとせば、人民の慘苦言ふべからざるのみならず、忽ち外國の凌轢を被るに至らん故に、内亂を戡定すると同時に産業を獎勵して國を富ますの方法として、新政府創業の國債を起したる者に、して固より此金札を以て舊幕時代の貨幣に代用するの目的にあらざりしなり、畢

竟時勢人情を察し、全國の民に重税を課するよりも、此金札を發行するを有利と認めたるなり。然れども金札は一時の便法にして、將來正金流通の國たらしめざるべからず、故に一方に於ては造幣局を設立し、海外普通の價位に基づき一定の貨幣を鑄造して、在來數十種の貨幣を統一せんと欲し、造幣器械を購入し、造幣局の建築に従事したり。

初め舊幕府の金銀座を收め専ら在來の貨幣を鑄造したるは、唯だ繼續事業に過ぎず。

當時の論者は斯る經綸を解せずして、單に金札は不換紙幣なり、不換紙幣は社會を毒する者なりとの説に惑ひ、連りに妨害を試み、金札をして一時其價位を低落せしむるに至りしが、内亂治まり國家の基礎確立するや、遂に其價格を回復し、獨正貨と同價に通用するのみならず、或は却て正貨に打歩を生ずるに至りたりとは、明治廿三年十月大藏省發刊『紙幣整理始末』に明記する所なり。

以下紙幣整理始末に就て、少しく辨ずる所あらんとす。

紙幣整理始末に曰く、抑も我政府が紙幣發行の議を決せしは、明治元年正月廿三日にして、其發行方案は、參興兼會計事務掛り三岡八郎の建議に基けり。中略、此紙

幣は世に所謂太政官札にして、其發行方案によれば、殖産資金を供給するを目的とし、列藩は萬石に付壹萬兩の借用を許し、元利成崩の方法を以て、十三ヶ年間毎年借用高の一割に當る金額を太政官札にして返納せしめ、返納の紙幣は直に消費却し再び發行せず、引替は一切無之候事と明言し、不換紙幣たることを明らかにせり。斯く發行の目的は殖産資金の供給に在りしと雖も、蓋し實際主要の目的は歲入の缺乏を補填するに在り、發行の當初に於ては其流通頗る困難を極め、三府に於てすら正貨に對し六割餘の下落となり、他の地方に在ては全く授受せざるの形況なりき。蓋し新政府の基礎未だ確立せざるに臨み、引替に準備無く、發行に制限無き紙幣を突然發行し、其流通の困難なるは固より宜なり、殊に我國に於て中央政府より紙幣を發行せしは、太政官札を以て嚆矢とす。建武中興の際紙幣發行の事古史に散見せりと雖も、其事實は得て考ふべからず、故に太政官札の發行を見て、人民皆奇異の感觸を生ぜしは、敢て怪むに足らず、又當時諸國に流通せる藩札は、其制大に亂れ、價格非常に下落し、甚しきは藩札發行の藩廳に於て財政困難の餘、藩札を棄却し、大に人民に損失を與へたる事ありて、人民は皆紙幣嫌惡の情多しとす。

這は當時太政官札發行に關する史料の十分ならざりしに因り、其の性質及目的を詳悉せず、單に歳入の缺乏を補填するを主要なる目的と爲せりと云ひ、直ちに政費に充用せる不換紙幣なりと誤認せしなり

前にも言へる如く、太政官札は國內の融通を開かんが爲に、殖産通商の資金を貸付し以て正金を増殖せしむるの方法にして、直ちに活用すべき確實なる擔保物件を提供して借用を望む者にあらざれば貸付せず、會計局自らも之を使用するに方りては、列藩と同じく商法會所より借入れ、其の返却も亦列藩と同様にせり、故に借用者に於て之を使用せる間政府は其保證に任せしのみ、即ち其返濟の義務は當然各借用者の負ふべきものにして、其返濟法も先きに借用せし時と同じく太政官札を以てせしめられたれば、政府は之を正貨に引替ふるの義務無し、又紙幣發行高は都て貸付金の總額なりしを以て、殊に發行高に制限を附して公示するの必要あらざりしなり

流通困難の原因を専ら不換紙幣に歸し、當時の有志及官司の反對に論及せざりしは遺憾なりとす。八郎曾て謂へらく當時の官吏を始め天下の有志學者等或は藩の情實により、或は西人の説に惑ひ、悉く紙幣發行に反對し、國家の大計を慮

らず、空論をこれ事とし、而も自ら成算あるにあらず、一方に於ては一日も休まざるの戦争あり、他方に於ては政府を維持せざるべからず、已むを得ずして、發行を承認せしのみ、今にして之を想へば、金札の發行が戦亂を一年計り短縮し、國內の金融も逼迫甚しきに至らしめざりしは、實に邦家之慶也と

整理始末書に曰く、政府は種々の方略を盡し太政官札の流通を謀りたりと雖も、人民嫌惡の情尙甚しく、紙幣下落の勢ひは到底防遏すべからず、故に明治元年十月四日此に四日とあれども本傳に既述せる十二月十日甲斐九郎の書翰に依れば十日以後の事にして八郎の之を知りしは二年正月バアタス談判後なれば四日は計四紙幣は時相場を以て流通すべきことを公許し、先に紙幣の相場を立し罪を以て禁錮せられし者を解放せりと

八郎は此事に就いて謂へり、紙幣に相場を付せざるは不條理なりとの外國人の説を聞き、金札に相場を附して通用せしむべしと太政官より數ば催促する所ありしが、余は毎に之を斥けて曰く、此金札は信用を以て通用すべく、決して相場を附すべからず、政府自ら相場を附せば人民は損失を招くべしと、然るに余の東京に在る間、一言の挨拶も無く、相場を附する事を公許せられたり、是に於て余は職責を完うする能はざるを知り、掛冠の念を生じたりと

整理始末書に曰く、紙幣の相場各地方區々にして計算上混雜少なかざるを以て、正貨百兩に付紙幣百二十兩の一定相場に改めたるも、先に時相場通用の令下りしや紙幣の相場は益々高低し、人民は益々嫌忌し、流通益々梗塞するの形況に陥り、且つ政府自ら紙幣の價格を落して授受するは大に不利なるを以て、僅に五ヶ月を経て紙幣時相場通用の主義を一變し、明治二年四月十二日、紙幣と正貨と其間に差位を立つるを禁止し、若し違ふ者あるときは、本人は勿論本人所屬の府縣長官領主共に曲事たるべきことを令せり、略然れども紙幣の信用尙保持し難きを以て、政府は元年四月十九日布告の紙幣四千八百萬兩の發行方案中、十三ヶ年間の通用を五ヶ年に短縮し、新貨幣を鑄進して來申年迄の間に正貨と引替ゆる事とし、二年五月廿八日之を公示したり。以下其後九月十七日、不換紙幣たる民部省札七百五十萬兩を發行し、四年十月十二日、更に大藏省兌換證券六百八十萬圓を發行したるも、其實財政上の方略に由り皆新紙幣と交換せしが爲に、遂に兌換と不換とを問はず、總て不換紙幣に變ぜしめたり。五年正月十四日、開拓使兌換證券貳百五十萬圓を發行せしが、是亦五月三十一日限り其通用を停止し、悉皆新紙幣と交換せり。六年三月三十日、金札引換公債證券條例を制定し、銀行紙

幣を發行せしめしが、亦又新紙幣に變ぜしめたり。以上新紙幣と稱するものは四年十二月廿七日發行せられ、其目的は金札を始とし、上文三種の紙幣及各程の藩札を統一するに在り、明治十一年十二月の發行總高は實に壹億千九百八十萬四百七拾五圓の巨額に達したり。抑紙幣金札價格の下落は、明治十年以後の下落とは、其趣を異にし、十年以後、下落の原因は、發行額の過多なるに在りしと雖も、明治初年の下落は、人民が紙幣に信用を置かざりしに在り、故に兵亂鎮定し、社會の秩序回復し、人民新政府の成立を了解するに至るや、紙幣は漸次増加するにも拘らず、其價格は回復して、獨り正貨と同價に通用するのみならず、或は却て正貨に打歩を生ずるに至りたりと。

八郎の京師を去るや嘆じて曰く、金札時相場通用の令達は政府自ら窮境に陥らんと、果然金札の相場は益々高低し、政府自ら金札の價格を落すの不利を悟り、更に相場を附するを禁じたるは前述の如し、二年五月の令達に曰く

御發弘以來時勢不得止とは乍申御仕法筋屢相變じ候事にて當度の御沙汰は新貨幣鑄造被爲有之上は改て引替の道被相立との御發弘年限確乎不易の御決議に出候得共唯御布告書のみにては前日の蹤跡を以て又候一旦疑惑可致

哉に付右萬民御仁恤の御趣意郡村市街役方の者は懇切に告諭之役方の者より普く告諭せしめ自今更に疑惑を不懷總て賣買の道融通致し候様引受云々大隈八太郎八郎に代りて會計の局に當るや、盛に幣制改革を唱へしが、太政官札時價通用の令達を持続せしむる能はず、明治二年五月、北海道の亂定まり、新政府確立し、紙幣信用の厚さを加ふるを見て、不換紙幣たる金札の性質を變じて兌換紙幣たらしめしが、久しからずして不換且無期限の民部省札を發行するに至り、其後各種の兌換券の續發を見たるも、一も整理の實無く、却つて財界を攪亂したるの感ありき。要するに大政奉還時代に於ける維新政府の財政難は一朝一夕の談にあらず、何人をして局に當らしむるも、完全なる計畫を立て整理の實を擧ぐる能はざるは明かなり、唯憾むらくは八郎が計畫せる十三年後、金貨流通の國と爲すの目的は轉變して、純然たる紙幣流通國と爲り了りしことを。

辭職原因

明治二年二月、八郎が會計官、大阪府知事御用取扱、治河係、造幣係の職を辭して單に參與官を以て郷里に歸りたるは大に故あり。前にも述べしが如く、政府は元年十二月、金札時相場通用を許すに方り、會計擔任官たる八郎に詢らずして之を決行せり、是れ公を忘れ秩序を紊せるものにして、此の如きは後來大事を誤る所以ならず

んばあらず、これ八郎をして辭意を決せしめたる原因なり。加之、函館征討費の調達も已に成立し、全國平定の期も遠きにあらず、八郎が蹇々匪躬の志も半ば達せしかば、今にして職を辭するも憾なかりしなり。

又當初より最困難なる會計の重任に膺り、諸般の改革に要する所の政費を調達し、巨額の軍資を支辨し、尙外國に對して辨償金及び購入品代價を與へ、又内國の産業を獎勵して國富を増進せんが爲に、金札を發行して融通を便にし、造幣寮を設けて貨幣を改造し、金位を定めて正貨を流通せしめ、以て萬國の貿易に支障無からしめんとせる等、其施設は着々成功せしにも關らず、時の官民中には反對者多く、力を極めて之を妨害し、甚しきに至つては暗殺を圖る者さへあり、八郎は毅然として論難折衝し、一步を譲ること無く、終に寸閑を得ず、爲に身體疲勞して殆ど事を執るに堪へざらんとせり、これ亦辭職の一原因たりしなり。

二月十七日、會計、大阪府知事御用取扱、治河掛造幣掛總て被免候事の辭令を受け。同月二十八日、兼て病氣に付加州山中温泉に湯治願之通御開濟相成候事、但爲慰勞金三百兩下賜候事の辭令を受け。三月朔日出發、福井に歸著せり。十七日、福井藩より滯留中月俸三十口を給する事を達せられたり。

歸福の途
次越藩財
政の紊亂
を知る

由利公正傳

三二〇

八郎の歸福の途次今庄驛に宿す。一商賈の京阪地方へ行かんとする者あり、藩札を金札に交換せん事を望む、八郎之を諾し金札を出すに、賈人は金札壹兩藩札壹貫參百五拾匁の比を以て交換せんことを乞ふ、八郎怪みて之を問へば、賈人は是れ現今の相場なりといふ、八郎是に於て越藩財政の大に紊亂せるを知れり。居ること數日、去つて加州山中に赴き、尋で三國に抵り、米ヶ浦の客舎に寓して専ら攝生する事とせり。

參與被免

五月十五日、辭職願之通參與職御免被成候事との辭令を受く。

戸澤春堂師曰く、先生が參與職をお辭しに成つたのは矢張春嶽公と茂昭様との御依頼であつたと聞いて居る。

男爵松平正直君曰く、先生が前に會計官を辭して後更に參與を罷めて呉れといふことに成つたのは藩政を云々するに妨ありとの事から起つたのだと思ふ。

八月二十六日、上京以來御爲筋深く盡力之次第有之に付、月俸五十匁被下候事但滯留中被下候三十匁之儀は以後不被下候事(福井藩)。

同日折々掌政堂へ參入心附候義申談候様被仰出候事(福井藩)。

第四篇 在藩時代

第一章 再び藩政に參與し財政を整理す

十月藩籍奉還の事あり、松平茂昭侯福井藩知事に任ぜらる、因つて八郎を延いて藩政に參與せしむ、八郎已むを得ず三國を發して歸福せり。

十一月二十日、輔弼同様の心得を以て日々參堂御改革向總て可申談事(福井藩)の辭令を受けしが、同月二十二日、内達之儀モ有之に付、輔弼同様の義は被免候事(福井藩)の達を受く。

是に於て、八郎は財政の整理に着手し、切手を發行し、十二月五日より使用を始めしむ。

〔實話〕私は明治二年の三月病氣で止むを得ず休暇を願つて京都から歸つて來ました。其時今庄の宿で、福井の商人が上方へ仕入に往くのに出會つたところ、御金をお持になつて居るなら少々替へて呉れといふ事であるから、どうでも仕ようと云ふと、二十兩でも三十兩でも又百兩でもよいと云ふ、そこで百兩金札を

財政整理
に着手し
切手を發
行す

渡したら、大變澤山の藩札を呉れた、これは勘定違ひであらうと云つて返したところ、がさうでない、一兩に一貫三百五十匁算用であると、これには驚いた、まるで紙屑を買うた様な譯で、始めて越藩の身代が大破れに成つてある事を知つてひどく感じた。それから國に歸ると福井では幾らかのお手當で私の爲に宿を拵へて置いて下された、馬場通の芝居小屋の邊で、何やらに成つて居た處で、そこに暫く居ました、が何分にも都合が悪いので、どうも足を止めて居る事が出来ないから、早々走つて加州山中の温泉に逃げたが、その温泉にも倦きたから、濱邊傳ひに越前三國の鹽湯に遊んで、丁度四月頃から十月頃迄座敷を借りて居た。其の頃私の身は、朝廷に徵されて參與といふ職を帯びて居るから福井の事には口を出す譯にはゆかぬ、又出さうといふ考もなかつた、その大難を引受けてはたまらんから、遠ざかつて寄り附かぬ事にして居た、併し氣の毒ではあるから、話丈は聞いたけれども、體好く應對した計りて、遠慮して居た事である。然るに十月であつたか、村田己三郎氏壽と千本彌三郎の兩人が來て、とうぞ福井に歸つて呉れといふ、どういふ譯であるかと聞くと、春嶽公と茂昭公とが是非とも御相談なされたい事があるから、どうか福井迄出てくれといふ事ぢや、コリヤ自分にはど

うか御免を蒙り度い、今日は京都に居らねばならぬ身ぢやが、それすら御断りして保養して居る、御相談といふ事などは甚だ困る、その事はどうぞ宜しくお断りしてくれと云つて歸したが、又折返して人をたてられ、暫くでも出てくれと再三のお迎に、已むことを得ず其月の末福井に歸つた。

福井に歸つて御機嫌を伺ふと、兩公から藩の財政救済に就いて一ツ心配して呉れにやなならぬと、手をついてのお頼み、是非とも私ににさせにやならぬと仰しやられて見れば、君公の事と云ひ我が生國の事と云ひ、迷惑な事とは思ひながら、如何せん仕方がない、それで餘義なくお受けを致して、それから御相談に與り、岡田準介千本彌三郎等に質して見ると、藩札の始末は非常なもので、大破も甚しい、段々調べると、以前には正金參拾五萬兩は有つたので、尙其の他にも常の得分は澤山有つたらしい、そこで以前でさへ此位正金があるから、更に百萬兩の金を拵へる事はむづかしく無い、百萬兩で物産を拵へ、藩で之を買占めて貿易をすれば、大變に利益があると見込んで、百萬兩を限度として札を増發したので、丁度御維新迄に、糸の貿易をして買占めたものである、さうすると、損はいつも頭に被る、商人は大きな儲で金を得る、といふわけ、或る年には參拾萬兩、今度は貳拾四五萬

兩と御維新迄に百萬兩を損したのである、それで此仕法をつけたい時は、會計の京都の御用達に何時でもいふと、私等が會計官で居た間は、屋敷の爲に四五拾萬兩は融通して屋敷に貸借させた、其の尻は京都で損をして仕舞つた。其時に歸つて見るといふと、從來金といふ物は、廣く積金を拵へ、皆小判にして手を着けぬ事にして、非常の費用に備へたもので、一人に僅宛金を残して置いた、ところがそれも何も遣ひつくして、僅に御手許金といふものが百兩餘あるのみであつた。されば御倉の米は皆拂ひ切り、僅に幾分か扶持方の者に宛行ふ米丈は賣ら無いであつた。斯様にズボラな尻上を爲た事をいつまで論じたとして仕方が無いので、其の段取を兩公に申上げたが、それは如何にしたとて無い金の出ようがないので、外に手段はないから、矢張先に總會所を目論だときの連中に御相談になつて、民間の者が俱に相談して力を盡すといふ事より外はないと、十一月五日頃、岡田、鈴木、私等が右連中を郡役所に呼び上げて、兩公も御出席での仰せには、今日は一統民間に對して甚だ氣の毒の次第であつて、各總代共を此處へ呼出したのである、それと云ふものは段々國家の爲に御用を勤めた入用の爲に札所が何もかも一切無い事に成つて大變に借金が出來て、如何にも致様がないどうぞ宜しく

頼む、委細は三岡あたりから話すであらう、どうも喰べられないから、それで喰へる様にとこれ迄やつて來たのである、遠慮なく相談して呉れと、兩公が口を揃へてのお頼み。此時藩廳の重立つた役人は、千本彌三郎、村田巳三郎、武田三十郎等であつた。私は其の相談頭になつて云ふには、唯今仰の通り誰も金を懐に入れずは無い、皆國家の爲の御用で、かういふ時勢に當つて餘義なく國にお盡しになつて、かやうな次第に陥つたのである、それで御内輪の御經濟或は總體の始末といふものに付いて打明けての御相談、殊に一統の精神になつて御助けになる様にと、今日態々御呼びになつたので、どうすればよからうかといふ事を内々御相談なされ度思召である、どうぞ遠慮なく申出る様に致し度いと云つたが、誰も一言する者が無い。それで私が又申すには、さて殿様は今申す通り申譯がないと仰やるが、夫計りでは濟むまい、これは皆に辨へて貰ふより外に手段は無いが、これで御上の御身代が無くなつたというては、藩屏の勤をする事がならぬからとて國君を始め藩士等一統これから散亂して行くものと見て呉れ、さうした時には皆の身代は潰れてしまふだらう、一體皆の身代はどういふ組織になつて居るか、取引はどういふことになつてあるか、帳面は如何にと問ふに、皆々口を揃へ

て何貫何百匁だといふ、して見れば其貸借の帳面があつても皆空つぽて、何貫何百匁の證書があつても取引はないだらうと、如何にも其通りで御札を替へる金が無いと仰やれば何も御座りませんと答へる、これでは濟まぬ、如何にも氣の毒千萬だから何とか互に相談をして、有らん限りの勞力を盡して之を元の位に活かす丈の相談が仕度い、見込の次第を遠慮なく承り度いといふに、誰も答ふる者が無い、唯恐縮するのみであつた。それで若し見込が無くても皆が一致してくれるなら、私に一つの分別があるがどうかと云ふと、何も御相談で直るなら、如何様にもしようと思ふことを、口をそろへて話す事になつた。そこで私は紙屑同様の者でも信用を得れば宜しいのである、一日延れば一日の損、竟に回復する事が出来なくなるのである、今爰に越前の人口が參拾餘萬人もある、此位な事をもり返すは一致さへすれば易い事と思ふが、どうであらうか、それから皆が稼き出さうといふ決心を持って直ぐ出来るがどうかと言ふと、是非一致してやりませうと深くお受けをした。それから札は札として別に切手を拵へて、正しく皆契約をして、勞力に訟へて此物産を作らう、物産が本で命が有るのである、併し之を作るにも運轉を付ける金の種といふものが無い、米もなければ皆目何もない、か

うなつた以上は銘々の頭と云ふものが金で、奮發すれば一日に五百文なり又七
百文なり金を拵へぬ者はない、それがやから一村一村皆相談を固めて、一致が
出来たら、箆筒の代でも、着物物の代でも、諸代物を抵當にして、不信用をせぬといふ
とにして、切手を作り、百日の間融通するなら、資金を得る事はやすからう、之を以
て必死の力を盡すに於ては、國札を引直すはいとやすい、總て國家の事は人民の
一致すると一致せざるに因る、決して六ヶ敷事はない、幸に之に同意するなら
ば、拙者も共々力を盡さうと申せば、皆手を拍つてサア遣らうと云ふ事に成つて
残らず一致したのである。それは村々にて運轉させるので、何所の村では幾何
々々として切手を作る、假に壹兩宛とすれば、此村は何人ある故にどれほど作れ
ば宜しいと、目安で拵へ、日限を以て約束を取極め、百日の間に物産を幾個轉々し
て切手は返さなければならぬといふ見込を立てさせて、此切手を御領分中残ら
ず思ふ程拵へて苦しからぬ事とした併し、其の金高は村の相談で取極めて郡役
所に申出すべく、又取締がなくてはならぬ故、切手は總て葵の紋を漉き出した一
様の物を同役所から受取り、村の庄屋判を押して、百日の満期に於て其村から取
纏めし郡役所に返納すべし、尤も切手が發行元の村に戻らぬ時は外から廻つて

歸るから金で返納しても差支なしといふ最も簡単な約束した。それで十二月五日から使用し始めて、百日の内に物産を繰替へて切手を返して仕舞はなければならぬと約束を極めて取掛つたところが其時に郡役所の役人は一寸も考がない、唯理窟ばかり言つて居たが、其暮に上納を済ます者も有つて、殊更働けば金は出来るといふ事に始めて目が付いて來たので、札所は一旦潰れて仕舞つて一貫百匁にも下つたけれども、年の内に三百匁迄に回復した、さうなると善く行はれた。初め私の考では貳拾萬兩拵へなければならぬと、切手を夫丈け用意した、然るに拾六萬兩餘で十分上つた。實際の物が切手であるから村々に段々廻つて居る、何遍廻つても少しも差支ない。サアさうすると大藏省から届無しに切手を用ひるといふ事で、八ヶ間敷成つて來たので、方々から返済して來た。實に妙なもの、二月の頃六十日餘り七十日足らずに皆返して仕舞つた、其の尻が實の金になつた。斯様に此年の二月迄に、札所も立直つたから、是でよいといふ考で、跡は福井の方で十分お遣りになる様にと申して、お暇を願ふと申したところが、丁度前年の十月頃御改革になつて廢藩を仰出され、藩主茂昭公は藩知事、大參事は村田己三郎、小笠原幹、爰に掌政堂と云ふを設けて政事を掌るといふ時で

再び總會
所を起し
た

あつたが爲に、何分にも跡の段取を付けてくれぬから、私は手を引くことが出來ない、それで止むを得ず、福井並に三國の商人と謀つて、以前私が起した時の振合に引直して、再び總會所を起した。今度は郡役所が仕事に關係して不確定の事をするのを廢し、全然商人の經營として、更に其切手を拵へ物産を總會所にて世話して繼續するといふ事になり、七月に成つた時、二年十二月から翌三年六月末迄の悉皆勘定を仕上げて見た。最も十二月は手初めて仕事をせぬ位であるから、先づザツト六ヶ月間の總會所の運轉を調べたら、參百六拾八萬餘兩であつた。此六箇月に運轉させたものは全く物産の製出高に相違ないといふことは明瞭である、其時計算した重なる人は能勢靜造であつた。右様の次第で民間の組織は尤も大切なもので、我にも善かれ人の爲にも善かれといふ様に一致して立てれば、此の如き大きな運轉になるので、それが一品といふものは大きく見えても小さなものであるが、さて全體にかゝつてくると大變大きな運轉になるのである。

男爵松平正直君曰く、先生が國へ歸つて、僅三年許居られたけれども、あの巳年の饑饉の結果が三年に及んで、其困難を總會所を建て、救はれた事は他の縣では

無い事、あの事實がチヨットわからん。夫からモ一ツ大衝突を起した事がある。越前で切手を拵へた、あの時分に百貫目とか貳百貫目とかの切手を拵へて、大藏が井上馨で、小言を云うた事がある、それは爵は受けなかつたけれども、非常な遣方を爲た、あれ等も書いて置くと餘程面白い、それは東京府知事に出ない前、福井に居られた僅の間の事である。

第一章 政體職制の建議

八郎の國に歸るや、未だ幾くならずして、藩籍奉還の事あり、朝廷諸侯を集めて政體組織に關する意見を徵す。八郎も亦諮詢を受け、泰西の立法を斟酌して、政體職制なる者を建議したり。

政體職制

今般被爲

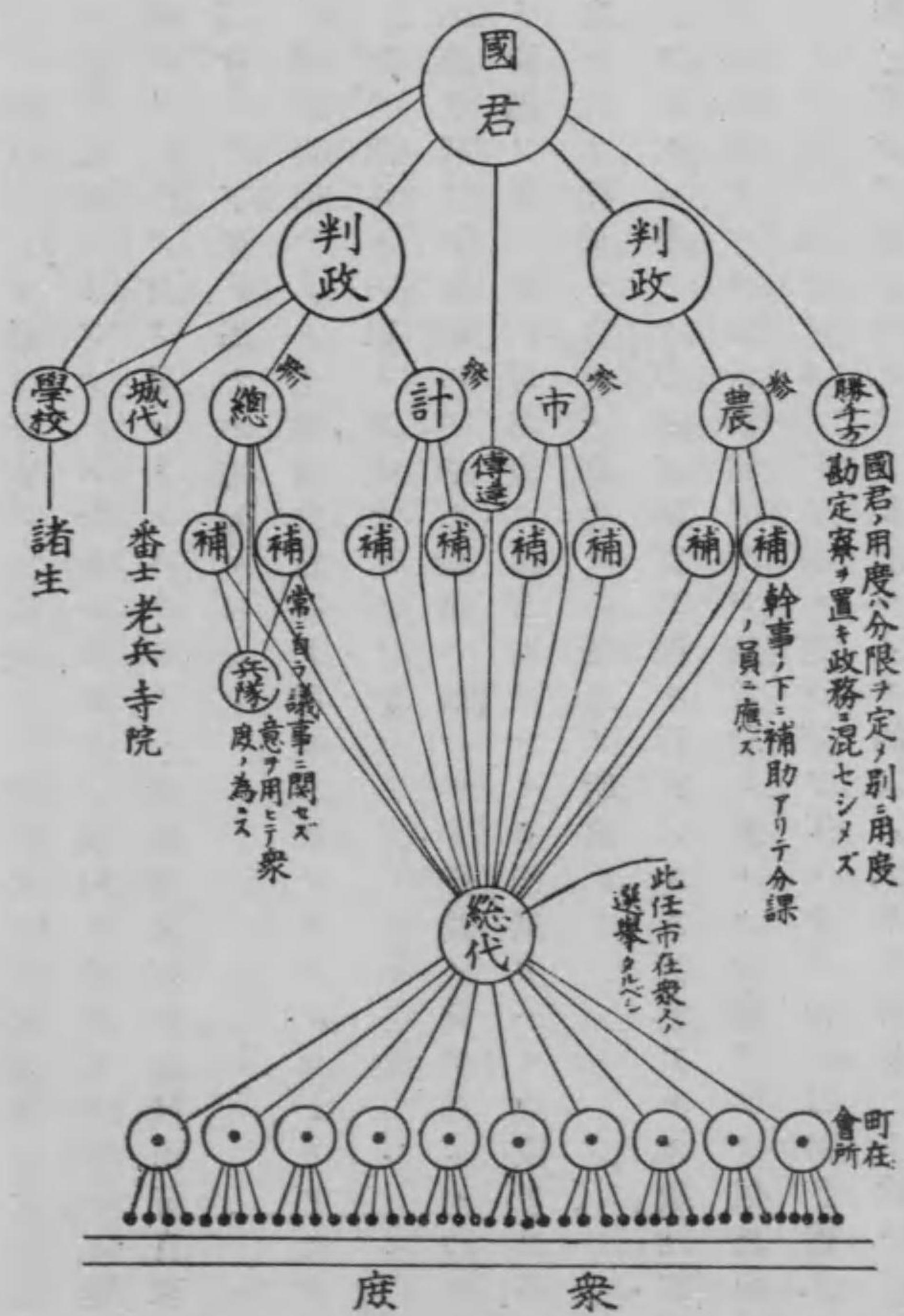
召列侯候ニ付テハ、遐邑僻陬迄政法一定可仕ハ、勿論ニ御座候得共、即今ノ義ハ、至仁ノ發露興隆ノ基本萬世ニ關係仕候樞要ノ義ト奉存候ニ付、鄙見ノ次等左ニ奉言上候。

一、舜ノ政ヲ爲ル、葛堯ニ咨ルトハ、則チ衆知ヲ集メ、公議ヲ取ルナリ、聞クニ萬民ノ耳ヲ以テスルヲ、聰ト云視ルニ萬民ノ目ヲ以テスルヲ、明ト云フ、聰明ニ非ズンバ、國ヲ起スコトア、タハズ、公大ニ非ズンバ、聰明ヲ開ク事ア、タハズ、徒ニ一己ノ聰明ヲ恃ミテ、自ラ足レリトスルモノハ、所謂愚而好自用、賤而好自尊ニテ、裁及其身モノ下愚ノ極ナル事知ルベシ。

國君賢明ナリトモ、有司或私知ヲ用ヒテ、政ヲ失スルコトアリ、政ヲ爲ルニ私知ヲ用ユルハ、罪ノ最大ナルモノナリ。

一、大事ヲ成サント欲セバ、必ず衆情ニ法ルベシ、堯舜ノ政ヲ爲スハ、乃チ衆情ニ法リ、倫理ヲ明ニスル耳、聖賢ノ法皆然リ、一ノ智術無ク、一ノ陰險ナク、高明誠實只衆ニ謀リ、私智ヲ容ル、事ナキハ、聖主ノ所爲ナリ。

一、人ヲ取ルニ要アリ、必ず其事實ヲ觀ル、行實アルカ言忠アルカ、識見貫徹スルカ、度量恢廓ナルカ、守ル所常アルカ、施爲道ニ當ルカ、材能アリテ信義心ニ根サスモノハ、必ず數タノモノアリ、利ニ走リ、智ヲ工ミ、才ヲ用ヒ、目前ヲ補フモノハ、利口ノ邦家ヲ覆スモノナリ、如斯モノニ國家ノ大事ヲ委ネント欲スルハ、賤工ニ廊廟ヲ製スル事ヲ命ズル如ク、手下サル前キ力ノ遂ザル事知ルベシ、不知



ノ甚シキナリ

一、人ハ三才ノ一ナレバ萬事造化ヲ賛クルヲ以テ職トス故ニ造化ヲ賛クルモノヲ義トシ仁トス造化ヲ害スルモノヲ殘トシ賊トス

一、國君アルハ造化ヲ賛クルガ爲ナリ有司之ニ加ルハ其職ヲ分ツガ爲ナリ一事ヲ以テイヘバ古ハ所謂兵部アリ民政部アリソノ下ニ伍長アリ邑長アリ各其等級アル事綱ノ綱アルアルガ如キハ萬事趣向ヲ定メ造化ヲ賛クルコトヲ以テ旨トスルナリ其道ハ倫理ヲ明ニシ眞實ヲ崇ミ利ニ走リテ目前ヲ計ルヲ賤シム各職掌ノ規律ヲ定メ所思其分ヲ不踰萬民ノ方向不教シテ定ルヲ以テ主トシ百事實着ヲ旨トス

一、右ノ圖ノ如ク國君ヲ知府事ニ充レバ判政參政ハ判府事權判府事ナリ餘ハ右ニ準ジ自ラ大小ノ辨アル事大藩小藩ノアルニ同ジ

一、參政分科ノ下ニ各補助アリ庶務補助營造補助ト云フガ如シ其他皆同ジ又局中其寮ヲ設ク庶務寮營造寮ト云フガ如ク而筆算ノ下吏ヲ備フ又寮屬ノ員總テ閑劇ノ分ニ應ズ專ラ其職掌ノ制ヲ明ニシ幹事ノ指揮ニ應ジ諸事速ニ辨ジ上下共ニ便ナルヲ要ス又其趣向總テ記録ヲ爲シ幹事ノ點檢ヲ受クベシ

一、總代ハ市在中ヨリ舉ルト雖モ格式並ニ月給ヲ與ヘ常ニ國君ニ伺候スル事ヲ免許シ親ク是ヲ愛シ下情上ニ徹スルコトヲ要ス
又事機ニ應ジ諸士ヲシテ此任ニ充ツルコトモ有ベシ

國君

一、朝命ヲ奉ジ萬民ニ布令シ庶民所ヲ得サシムルノ任ナリ

一、國家ノ萬機關セザル事ナシ有司ヲ進退シ事務ヲ裁斷シ土地ヲ自由ニスルノ權アリ

一、又方向ヲ定メ有司ヲ使スルノ權アリ

一、君ニ代リテ有司并ニ衆庶ニ交リ事務ヲ裁斷スルノ權アリ

參政

一、萬機ニ參謀シ文武ノ補助ヲ督シ下ニ臨デ其職ヲ果シ其功ヲ奏スル事ヲ掌ル

一、下ノ議ヲ上ニ通シ上ノ決ヲ施行スル事ヲ掌ル

一、其職ヲ四課ニ分ツ司農、司市、司計、總兵而シテ各共局ヲ設ク外ニ公議人參政ノ内ヨリ選出ス

一、新ニ始ムルノ事件ハ小事ト雖モ必ズ四局ノ議ヲ採リ判政國君ノ決ヲ取ル

司計局幹事

租稅、運上、出納、金穀營造、工作

一、貢獻收納并ニ國中ノ入費悉ク關セザル事ナク又國中農商ニ至ル迄金穀ニ付テノ趣法ハ關リ聞カザル事ナシ

一、國入ヲ算計シ金穀ヲ自由ニスルノ權アリ

一、出納ノ制ヲ定メ國益ヲ起スノ權アリ

一、但シ國益ノ制必ズ農商幹事ニ議セザル事ナシ

一、工作ヲ起シ物産ヲ開クノ權アリ

一、總テ諸分科ヲ興起セシムルヲ主トス

但シ出納ヲ司ルモノ吝嗇ナレバ諸局ノ元氣衰フ故ニ直截誠實ナルモノヲ選ンデ此任ニ充テ隱ス事ナキハ萬機一致ヲ爲ス所以ナリ

司農局幹事

庶務、戶籍、生産、水理、堤防、聽訟、捕亡

一、耕作水理堤防開田開作戶籍等關リ知ラザル事無シ

一、百姓ヲ管轄シテ降命ヲ布令スルノ權アリ

- 一、百姓ノ生計ヲ條理スルノ權アリ
- 一、百姓ノ賞罰ヲ行フノ權アリ
- 一、金穀ヲ出納スルニ至テハ司計局幹事ニ議スベシ總テ萬民業ヲ終ヘ忠貞ノ道ニ歸シ善ニ勤ムヲ主トス

司市局幹事

商法取締、編伍取締、聽訟、捕亡

- 一、市中ヲ管轄シテ降命ヲ布令スルノ權アリ
- 一、市井人民ノ生計ヲ條理スルノ權アリ
- 一、市中ノ賞罰ヲ行フノ權アリ
- 一、總會所并ニ市井ノ會社ヲ興起シ衆議ヲ判斷スルノ權アリ
- 一、金穀融通ノ義ニ及ンデハ其制ヲ明ニシテ司計局幹事ニ議スベシ其意總テ國中ノ融通ヲ辨ジ禍福偏依ナキヲ主トス

總兵

- 一、兵制ノ法則アルベシ故ニ記サズ

城代

一、城并ニ非役番士及ヒ寺社等ヲ支配ス

學校幹事

- 一、學校ヲ管轄并ニ幼弱ニシテ未ダ兵ニ入ラザルモノハ學校詰ヲ命ジ之ヲ支配スベシ

傳達

- 一、政府ヨリ令スル所并ニ下ヨリ願達スル事ヲ受付シ及ヒ定式ノ事ヲ掌ル
- 一、市在總會所并ニ組合會所編伍ノ法制
- 一、總代ヲ選ムハ市在組合會所ノ入札タルベシ
- 一、元締市在人傑良實ナル者ヲ選ンデ總代ノ外ニ列シ趣法ノ可否ヲ判談スベシ
- 一、物産融通ノ爲ニ其商業傑出ナル者ヲ選ンデ肝煎トナシ産業ヲ壯大ニスルノ道ヲ議セシメ又商人ノ作爲誠實ナルヤ否ヤヲ檢ス
- 一、以上總會所ノ員ニ備ヘ衆庶會社ノ願意ヲ届クベシ
- 一、市在幾町又ハ幾村ヲ合シテ一組ト爲シ一會所ヲ設ケ忠貞良實ナル者ヲ撰ンデ組長ト爲シ組合會所ノ役ヲ命ジ諸ノ傳達并ニ末々迄業ヲ遂グルノ道ヲ起サシム、最モ人數並ニ手傳人等ハ物産ノ模様ニ應ズ

- 一、市在共ニ庄屋アリテ土地ニカ、リ高ニカ、リタル事ヲ掌ル
- 一、丁夫五人伍組ヲナシ什伍ニ一長ヲ設ケ業ニカ、リ稼ニカ、リタル事ヲ掌ル
何レモ組長ノ下吏ナルベシ
- 一、什長ハ庄屋組長ヲ助ケテ組合中へ令スル所ノ道ヲ果シ専ラ人種善ニ移リ土地ノ繁殖スルヲ要ス
- 右ハ下ノ願ヲ上へ達シ上ヨリ下ル事ヲ下ニ布クナリ
- 又或ハ郷議ニ下ル事アレバ組合中ノ議ヲ定メテ申出スベシ
- 一、總代又ハ屬スル役人時々組合所へ出張シテ市在引立方ノ勤惰ヲ檢シ趣法偏依ナキヤ否ヤヲ計考スヘシ
- 一、月ニ一度諸ノ組合所ノ内ヨリ一二名ヲ總會所ニ集會シテ便宜ノ法ヲ議スベシ
- 一、司農司市ノ幹事常ニ總會所ニ出張シテ總代ノ威權ヲ助ケ家業ヲ勵マスノ道ヲ鼓舞シ下ル所ノ命令貫徹スルヤ否ヤヲ點檢シ又下情ヲ上ニ達スベシ
- 一、年々四度市在組合會所ノ組長總會所ニ集リ四方ノ情ヲ通ジ善ニ移リ先ヲ開クノ議ヲ起シ郷里ノ制度一ナルヲ要ス若シ不便ノ法アラバ速ニ改メン事ヲ

欲メ幹事ニ達スベシ最モ幹事共ニ議スル事モアルベシ

但シ議事小ナリト雖モ必ズ其要領并ニ年月人名ヲ記録シ後年ノ參考ニ備フベシ

有説云フ風俗善惡アリ舊染ノ事人皆其不良ヲ知ルト雖モ頓ニ之ヲ改ムレバ扞格不堪或ハ舊習ニ泥ンデ罪ヲサトラザルノ患アリテ終ニ其功ヲナサス是古今ノ通患ナリ甚シキハ法ヲ立テ徒ニ罪人ヲ増シ却テ國ヲソコナフモノアリ故ニ事小ナリト雖モ必ズ眞ニ之ヲ議シ漸以テ善ニ移リ終ニ其功ヲ奏スルノ法ヲ立ツベシ

一、常事ハ豫メ評議シタリトモ猝ニ之ヲ施スベカラズ必ズ郷議ニ下シ人情開達ヲ得テ行フベシ

朝命并非常ノ事ハ會議ヲ不待

一、總テ古ニ法リ即今ノ人情ニモトラス萬國ノ法ニ適フテ行レ安キヲ主トシ漸以テ善ニ勸ミ宜ニ至ラン事ヲ要スベシ

恭惟ミルニ今諸藩版籍ヲ奉還シテ古ノ所謂無非王土無非王臣國家大政興起セシコトヲ希フト雖モ舊染ノ弊習ヲ不覺自ラ東西俗ヲ異ニシ又其然ラシムルモ

ノアリ故ニ其心甚之ヲ慕フト雖モ頓ニ之ヲ改メ速ニ貫通スルコト最難シ漸以テ開化ニ至ラント欲セバ先ヅ其要領ヲ挈ケ其制速ニ一ニセズンバアルベカラズ鄙言述ブルニ不足ト雖モ爰ニ政體職制ノ條理ヲ追フテ藩制ノ規模ヲ按シ又其要領數條ヲ記シテ輔相三條明公閣下ニ奉呈ス臣公正謗劣叩ニ浴 天恩汚朝職今般於東京偏ク召候伯探公議ノ盛舉アルニヨリ冒病敢テ獻言セント欲スト雖モ趨走スルコト能ハズ故ニ其固陋ヲ忘レ且其忌諱ヲ憚ラズ聊所思ヲ記シ萬一ニ小補アラン事を希フト云爾

臣公正誠惶試恐頓首々々謹白

男爵松平正直君曰く廢藩置縣は四年かナ其前に府藩縣の制といふのが出た其の間に藩籍奉還といふ事があつたアレガ先生が參與で御座つた時であるか辭した時であるか夫は忘れたが藩籍奉還が第一夫から府藩縣の制が出て、そうして廢藩置縣とこうなつた。藩籍奉還の時に先生は大久保とか或は木戸とかいふ人と交渉した事が書類に無いか知らんこれは大問題であつた。藩籍奉還は二年です其後に府藩縣の制といふのが出たのです元の殿様を止めて藩の知事として府と縣と並び立つと云ふ事だ其事は先生が歸つて來て春嶽様などを呼

んで精しいお話を爲た事が有る

今話の建議は其間です先生の家であつたか總會所へ持つて來て見せられたか或は旅館かどこかであつて堅に繪圖を引たもので吾輩の建議は捨假名一つも直して呉れてはならぬ文章は不可ぬけれども之が分る者は木戸より外に無い、木戸は半分位わかるだらうと言って居られた所謂國會議員總代と君王とザツト罪を引て海陸軍から何から圖に拵へて出してあるアレハ全國の政治の大改良といふ目的で先生遣らしたそれは私がよく覚えて居る

二年十一月總會所設立に關し藩廳の論達する所左の如し

民政局へ

民政ノ儀ハ人民ノ事ヲ治メ農商ノ業ヲ督シ倫理ヲ明ニシ風俗ヲ厚フシ以テ治化ノ本根ヲ堅クシ御國威皇張ノ基タレハ昨年

朝廷ヨリ仰出サレタル御規條ヲ守リ諸民各其業ニ進ミ其生ヲ樂ミ其所ヲ得セシムルヲ以テ目的トスベシ然ルニ今其所ヲ得セシメント欲セバ其方法無カルベカラズ是又總會所ヲ設ケ諸民ヲシテ其志願ヲ遂ゲシメントコトヲ謀ル所以ナリ然レバ則闔局舊見ヲ改メ愛育ヲ本トシ其業ヲ進メ其職ヲ與ヘ飢寒流離ノ患

ナク遂ニ其所ヲ得セシムルヤウカラ實地ニ用ユベシ然ラザレバ假貸賑恤ノ道モ或ハ其名アツテ其實ヲ失ヒ却テ民ヲ擾スニ至ル何ノ時カ能ク其功ヲ奏スヘキヤ民事ノ至重ナル掌政局中ニ於テモ擔當合議シ猶又新ニ大參事一人ニ分課シ專ラ其局ノ事務ヲ管轄セシムルハ一層力ヲ用ヒ治ヲ圖ルノ意ナリ銘々深ク之ヲ體認シ朝廷民ヲ仁シ玉フ盛意ニ副フヤウ同心戮力可致事

第三章 育英事業

明治三年二月に至り、福井藩の財政整理漸く其の緒に就く、是に於て、八郎は學校を興隆せんことを計りて建議する所あり、外人グリヒス及ルセーを聘し、太田源三郎を延き、藩儒井上剛介、矢鳥恕介を教授に任じ、藩中の秀才を拔擢して他國に遊學せしめ、又商人をして他國の商業を視察せしめ、其の子弟を學校に入らしめたり

〔實話〕三年の二月であつたらうと思ひますが、金の方はさういふ運びになつたから、私は此金を以て他國に學生を派遣し學業を盛んにせねばならぬ、是迄の學校の體裁は不可ぬ、洋學位をさせて今日の形勢に間に合ふ様な者を作らなければならぬ、どうぞ學校を盛んにやつて下さいと云つた。初めは藩廳より進で松

平正秀等を沼津の學校に出したが、其次に海軍省より通達があつて八田裕二郎等を東京に出し、續いて陸軍省よりも同様に通達されて東郷正路等を出し、後、文部省の達に従つて齋藤修一郎等を出して、廣く修學せしめた。それで舊幕の通譯太田源三郎を雇ひ入れたといふも夫から起つた話である、外國人ルセー并にグリヒス等の雇は英學の爲めにした。藩士井上剛介、矢鳥恕介等が學校へ出るといふことも其時に起つたので、又商人にしても、今日福井に計り座つて居ては結果が善くあるまいから何卒外に掛持で福井ねらひを引きはずして今少しく商賣を大きくするが宜しからうと思ふと、總會所に出て居る者に話して、五六名は他國に出掛けると云ふ様に成つた、而して私が勤めて山口小左衛門、清香山田又左、三好助、右衛門の三人が町人の舊慣を脱して其俸を學校に出した、此中で山田慎は一奇物であつた。夫より學問修業の爲に他國に得業生を出したのも此時である

斯様に再び福井の事にたづさはつたが、先に朝廷の參與に命ぜられたのは、越藩より朝廷へ引抜かれたものである。夫で俸の三岡彦一を福井に残して私は朝命を奉ずる事になつたが、遂に病氣で休暇を願つて福井に歸り、其時舊君の國が

やによつて止むを得ず御用を勤めたれども名分上に於ては横から手傳をしたと云ふものである。舊君からどうぞとの御相談で無理にお断りする譯にもいかんから餘儀なく力を盡して救つたのであるが、私は福井に居たくないものである。何となれば以前福井に居た時には福井の爲にしようといふことからでなければならぬ。又此時私が總會所を興したのは、民間と藩廳との間に於て物産を助け、即ち國家の金融を助ける機關を拵へたのである。されども長く止まるといふ事は甘んぜぬのであるから、御免を蒙らうとした。すると今度は京都から福井の掌政堂に出て相談を致す様にと、太政官からの命令で止むを得ず心を決して、明治四年東京へ御召しになる迄、福井に居て、引つゞき總會所の世話をしたのである。四月廿五日左の辭令を受く

三岡從四位

丁卯之冬上京以來斷然方向を策し諸端啓沃盡力其蹟を賛成候ニ付

御賞典之内永世貳百石終身百石令願受候事

慶永

四月二十五日

茂昭

八郎の福井に在るや、藩政の改良を圖り、財政を整理し、學校を隆んにし、外人を聘し、秀才を他國に出し、商業を擴張せしめ、商家の子弟を官學に入る、等舊來の陋習を破りて偏に文明開化の途に導かんことを力めたり故に時として非常の手段を用ひたるが如し、今其の一端を徴すべき實話を掲げん

役所の休日であつたが、大參事の小笠原が色々話の末、これから山へ行つて話をしたらどじやうと云うた。よからうと三人連で若い者二三人を伴れて足羽山に登り、暫く運動して仁右衛門(酒樓の名)にて酒を飲んだ。其時に誓願寺といふ所に遊女場が有る、武士が其所に行くとお暇が出る事になつて居た。此時分にも權門家の若い者が誓願寺に行つて遊んだと云つて噂の高まつた時分だから、吾等もこんな頑固な國に長く遊ぶ事などは出来なかつたのである。此時に御目付と云ふ者に向つて、どうぢや誓願寺といふ所を見たことがあるかと云つたら、未だ見た事が無いといふ、夫なら其の有様はどうやら知らぬといふは不都合でないかといふと、是から行て見たら宜しからんといふ事、話が定り、仁右衛門を呼んで、誓願寺を見物に行くから案内せいと云へば、仁右衛門先方に人を走

せるやら大騒ぎで、此方も一杯飲んで居るから、倉屋といふ家に行つた、突然と座敷に這入つて、藝妓があるさうだが残らず此處に呼べといつた處が、有丈の者が出た。場所が場所だから又ここで飲んで歸つたが誓願寺を見たといつて、若い者は大悦び夫から此方は何の氣もなしに居つたら翌朝になると、誓願寺の者が揃つて御禮に來たから、黙つて居られず、折角禮に來たのに祝儀をやらぬといふ譯に行かぬが、何れ此の次に家に客をする時に一度呼んでやらうと云つた。是迄誓願寺は藩士の家に來た事が無いから、兎に角に此約束を非常に喜んで、色々の藝をして歸つた。其後、自然と御咎もなくなり、御家老も誓願寺に御出でなる様に成つてこれが藩士の誓願寺行きの初めであつた。

第四章 改姓名及び上京

八月八日、性を由利に復し、名を公正と稱し、雲軒と號す。蓋し祖先が多年の間匿名して隠れたるを慨し、今や自己の朝臣に列したるを以て、家名再興の機到れるを信認したるなり。

九月二十日、會計官奉職中不都合之次第有之、謹慎被仰付、蓋し造幣局屬僚長岡某過

失あるに因り公正の監督不行届を諱められしなり。

十月十日、謹慎被免、同二十日、御用有之、東京へ罷出候様被仰付。當時慶永侯の勸告書左の如し。

庚午十月廿四月、授從四位由利足下。

冷氣日々増進之處、先々其藩清安且正四位殿并大參事始一同安全由利にも彌安寧何より以安心之、至今萬賀賀者今般從。

朝廷御用有之に付、東京へ罷出候様被仰出候由、知事殿へ辨官より封物御渡有之候由、何れ從知事殿御布告可有之候方、今別而藩務輔翼盡力之趣於余令満足候何卒壹兩年も其地に罷在藩務盡力頼度候へ共、今般は各別之御用筋の趣に承候故、藩用之差支は無致方候間、是非共何分にも奉命東上有之候様いたし度候此邊之處は從來知事並大參事權參事へも以書狀申遣置候間、定而聞取に可相成候萬一藩用差支申立不能出候様に候へば、知事公之御評判にも相係り余迄も終には迷惑之儀も可有之候哉と存候間、乍大儀是非速に發足東京へ罷出候様折入り頼入候書餘は何れ面談之節可申入候也、別而此節冷氣増長自愛專祈候以上。

從二位慶永

勳功に依り永世祿を賜はる

閏十月十四日、福井藩より、掌政堂出仕に付金三百兩被下候事の辭令を受く
十一月八日、福井を發し、廿七日東京稻荷堀の藩邸に入る

十二月二日、維新當初の勤勞を賞し永世祿を賜はる

大政復古之時ニ方リ度支ノ職ヲ奉シ今日之丕績ヲ賛ケ候段 叙威不斜依テ賞
其勤勞祿八百石下賜候事

一高八百石

依勳功永世下賜候事

同月十五日、參朝 龍顏を拜す、御懇の上意あり。尙別席にて徳大寺卿に謁し、意見
あらば言上すべしとの恩命を拜したり

〔大正二年十月九日發行大阪毎日新聞〕

新政府が出来てそれ〴〵に賞典祿を賜つたと云ふ事があるが、それはつまり維新の功勞
に對する褒美といふ意味もあるし、又是から先の食祿を與へるといふ意味もあつて、殆ん
ど總花同様に振撒かれたのであつた、重立た者の賞典祿を與へられたるに就いて、その割
振を茲に掲げて見ると

五千石 三條實美、岩倉具視
千八百石 木戸孝允、大久保利通、廣澤眞臣

千五百石 中山忠能

千石 正親町三條實愛、大原實徳、東久世通禧、小松帶刀、後藤象二郎、岩下左治衛門

八百石 澤宣嘉

四百石 田宮如雲、福岡藤次、中根雪江、辻將曹

百石 江藤新平、土方楠左衛門、島義勇

其の他幾百人といふ澤山の人にそれ〴〵等級はあつたけれども御賞典があつた。併し
是は後古功臣と稱へて、早く言へば文勳ある者としての御沙汰であつた。又武功ある者
に對しては

貳千石 西郷吉之助

千五百石 大村益次郎

千石 吉井友實、伊地知正治、板垣退助

八百石 大山綱良、由利公正

七百石 黒田清隆

六百石 山縣有朋、前原一誠、山田顯義

同じ賞典祿でも永世と終身の二つに區別はされて居たが、兎に角此總花は巧に振まかれ
たので左まで不平もなかつたやうだ

〔大正二年十一月三日大阪毎日新聞〕

木戸孝允長州藩の脱兵騷動

明治二年九月二十六日に第一回の論功賞があつて、木戸は從三位に叙せられた、賞典祿も
第四篇 第四章 改姓名及び上京

千石以上賜る事に成つた、何時の時代でも大きい事變のあつた後の論功行賞に就ては何うしても幾分かの不平等は免れない、隅から隅まで行渡つて其論功行賞が公平に行はれるといふやうな事は逆も望んで得べからざる事である

〔丈夫曰〕

第一回の論功行賞は上に見ゆる如く明治二年九月の事なりしも、父が御沙汰を蒙りしは明治三年十二月なり、私かに聞く所に據れば、當時父を推して維新の蕭何と爲し其の勳功を賞するに厚祿を以てすべしと言へる者ありしが、一方にては之に反對する者少からず、板垣退助之を慨し、維新の功臣にして恩賞に與らざる者あるは盛徳を汚すと爲し、百万周旋する所あり、終に賞典を受くるに至れりといふ

明治四年正月五日、東京を發し、八日、静岡を過ぎ勝安房を訪ひて時事を談じ、後、福井に歸れり

貴地の士
族は貴を
せぬ乎

〔實話〕 歸國の序に静岡に立寄り勝安房を訪うたら、勝は喜んで逢つて種々話をした。その時勝がいふには當地は舊幕の家臣が集つて來て皆活計に窮して居るとの事だから、貴地の士族は貴をせぬ乎と反問した、すると勝は手を拍つて成程といつたが、後に製茶の殖産事業を興して士族に糊口の途を得しめた

公正が今回の上京は賞典祿下賜の恩命を拜するに止まりしが如くなれども、當時廢藩置縣の議ありて、公正亦其意見を提出したるなり、故に出發の前日廣澤兵助を

訪ひしに、廣澤は頻りに留まりて盡力せんことを勧めたりといふ

第五章 人力車發明者の推奨及び養牛の勧誘

公正の京に在るにこと月餘、しかも決して時日を空費せず、人力車の發明を賞賛して、其の保護を當局に求め、且一臺を購ひ歸りて國人に示し、又牛數頭を買うて福井に送り牛乳の飲用を勧誘する等の事を爲せり

人力車の事

筑前の人和泉要助といふ者あり、東京鐵砲洲船松町に住す。此人近來外交開け馬車の輸入ありて其の製作の簡單に疾走の愉快なるを見て深く感ずる所あり、若し此の馬力に代ふるに人力を以てせば更に一層の便利を得べきぞと思ひ居しに、恰も當時同所に住める福澤諭吉が米國より持來れる乳母車を見、茲にいよいよ心を決し、其の制を取り、明治二年始めて人力車製造を發明し、同三年三月十七日、要助外二人共同して、營業許可の儀を府廳に出願して其の許可を得たり、此年の暮、公正上京し、之を見て人力車の世に便益を與ふべき事を豫想して、其の發明人に對して充分の保護を與へられんことを、其筋に注意し、之が獎勵の爲に一

臺を購うて、福井に持歸りて衆人に示せり
次年公正が東京府知事の時、世上既に人力車の便利なるを知得し、盛に行はれたれば、他にも同營業を申出づる者續々あり、是に於て同年五月、府廳は和泉等の伺出に對して、新加入者ある時は右三人の内一人に加印させて願出づべく、後日に至り故障なきを證すべしと命ぜり、即ち此三人は當時人力車の全權を握る事となり、三人の調印なきものは營業すること能はざらしめたり、これ公正が政府に在りて他に、率先、發明者に對して特に保護を與へたる始なり、同時に此三人を府下の總行事と爲し、人力車夫の取締に任じ百五十兩の手當を給せり
同六年、大藏省より達の旨もありて會社の組織を廢し創業費を下賜の儀を願せしに、金貳千圓下賜せらる。後、一手製造の特許即ち專賣權許可の儀を願出願に及びたれども、當時版權類の外は保護規則なきが故に許可せられざりしが、人力車は公私有益なる發明なるに付追て何分の沙汰あるべき旨達せられたるのみにて、其後何の沙汰もなくして遂に其儘になりきとなり

牛乳の事

明治元年、江戸城の授受と共に雉子橋内なる既に白牛十頭計飼養してありしが、

當時の有司等、こは不用なり直に屠るべしといひしに、八郎之を制して、そは必ず謂あることなるべしとて、直ちに取調を命じたるに、本邦にも昔は牛酪を至尊に進めしこと明かにして、徳川氏に至りても牛酪賣弘めの事を命じたることありて、牛乳は常に將軍家の飲料たりし事判明したり。よりて其儘に飼養する事となれり

同三年、公正が再び東京に上りし時、團野卓爾、五十嵐初次郎の二人をして牛乳搾取の方法を横濱の外人に就いて習得せしめ、洋牛八頭を買取りて之を福井に移し、牛酪を製して福井にて始めて販賣せしめたり

同六年、東京木挽町の公正の邸宅に會社を設立し、洋牛數十頭を西洋より取寄せ、團野進之助を取締役とし、前田留吉、同喜代松、山崎兵助、團野精、今村坦等を始め、其他數名之が營業に従事して都下に其の飲用を勧誘したり

第六章 福井藩廳出仕被仰付

三月八日、福井藩廳出仕被仰付候事、太政官の辭令を拜受す

六月十九日、先般福井藩廳出仕被仰付置候處、自今大參事之心得を以て事務取扱候

様更に被仰付候事(太政官)の辭令を拜受す
同月二十四日、御用有之東京エ可罷出候事(太政官)の辭令を拜受す

第五篇 東京府知事時代

第一章 東京府知事拜命

七月二十三日、任東京府知事。當時大參事以下の職員の主なる者左の如し
大參事

北島從五位藤原秀朝

黒田從五位源清綱

權大參事

平岡正六位越智通義

玉乃正六位 世履

西岡正六位藤原逾明

少參事

杉浦正六位平 知固

片岡從六位藤原利和

權少參事

犬飼正七位 磨

河幡從五位藤原實文

交野正七位平 珣

郷田正七位藤原兼徳

島本正七位橘 仲道

典事

水野徳太郎源 元靖

公正の前任者は壬生基修にして、大木民平、江藤新平之を輔佐したり。公正の東京府知事に任ぜらるゝ前十日即ち七月十四日廢藩置縣を令ぜられたり、これ蓋し曩に公正等の意見を上りし所にして、今や公正は輦轂の下なる東京を管するの光榮を蒙りたるなり、時に年四十三

此時京橋木挽町二丁目元花房藩邸の官宅に居りしが、十一月官より拂下を受け、代金は三十二箇月賦にて上納したり

第一章 府政革新

三策を建つ

當時府下未だ平ならず、武家の空家桑園茶圃諸處に散在し、浮浪の徒巷に滿ち、白晝車を輓きて盜を行ふものあり、人心洶々として産を治むること能はず。三月以降、諸藩の兵を徴し之を御親兵と稱して府内の要處に衛戍せしめ、府廳の役員九百人に上らんとし、公務の外に商賈の事を官營せり。公正之を憂ひて、三策を建つ、其の一は府廳の人員を淘汰して、職務の敏活を計る事、二は府内に適當の守護人を置き、衛戍兵を撤し、兵士は後來難を起すの憂あればなり、以て府民を安堵せしむる事、其の三は町會所を設け、府民の繁榮を圖る事是なり。胸算已に成るや、太政官に上り、先づ問うて曰く、府廳は現在の狀を維持すれば足れりとする乎、將た廢藩置縣の趣旨に由りて革新せんとする乎と、内務卿大久保利通答へて曰く、百事一新を要す、從來の事未だ整理の域に入らずと、公正更に言を正して曰く、果して然らば卑見を陳せん、今府廳の吏員八百八十餘人を算す、整理の及ばざる事推して知るべし、若し全國の廳衙之に倣はむ乎、到底吏員だに養ふこと能はざるべし、然れども一々之を淘汰せんこと亦容易の業にあらず、寧ろ從來の府廳を全廢して、新に之を設けんには、若かずと、朝議之

を可とす。時に十一月十四日、辭して府廳に至れば、廢廳の令達已に至り、大參事黒田清綱等皆將に退出せんとせり。公正決行の速なるに驚き、黒田と各課長とのみを留めて一室に會せしめ、之に語りて曰く、今や廢藩置縣の詔ありて數百年來の藩制は全廢せられたり、然るに全國未だ服從の實を見ず、輦轂の下白晝公然盜を行ふ者あり、嚴に府政を理めて治を計るを要す、抑も政務は一日停滯すれば民の疾苦測り知るべからず、今日以後冗員を淘汰して事務の敏活を計らんとす、各課長は宜しく必要の人員を定めて之を報告すべしと、是に於て冗員約六百人を減ずることを得たり、尋て諸願訴訟及び公私の申告は午前中に受けて午後處理する事とし、已むを得ざるときと雖、必ず三日を期とし、事の疑義に涉る者は理由を附して知事に呈し、知事は會議を開きて之を決定する事とせり。又廳内に代書人二名を置きて文筆なきものの爲めに代書せしめ、別に手数料を徵せず、府民皆之れを便としたり、これ官衙に代書人を置ける嚆矢とす。又吏員は其擔任する業務を終れば任意退出することを得しめたり、之が爲に人員を減じたるに拘らず、事務の敏活を見るに至れりと云ふ。

冗員六百
人を減ず

府廳内に
代書人を
置く

當時戶籍役所といふ者あり、數多の吏員をして戶口調査を爲さしめたり、

巡査の創
始

町會所設
立

の後、斯る事業は容易に其績を擧ぐべからず。公正の府知事を拜命するや、直ちに之を廢止せしめたり。當時又、空屋に番人を置きて扶持したれども、盜賊横行の時は全く其の用を爲さず。即ち組織完全なる番人を置きて衛戍の兵士を罷めんことを請ひ、今の所謂巡査を創始したり、當時之をボリヌと稱し、後遷卒と改めたり。又町會所を設けて物産繁殖の途を開き、從來の如く桑茶を栽培し、生絲を買收して貿易する事等を廢し、之を賣りて金百四十萬兩を得、尙千住米倉の租を府民に與へ、之を以て府下六大區全體の金融機關に充て、各區に町内組合を設け、各區に興業銀行を設け、町會所に於て各區の方針を一定せしめ、互に相融通して各其業に勵ましめんとせり。此千住倉庫の租とは、庚申の饑饉後、各町民をして毎月間口割例之はなれば三四の如し、の税を課し、千住に米倉を建てて租を貯蓄せるものにして、維新前の一種の惡法なりしなり。公正の興業銀行設立を建議するや、太政官は直ちに之を可決せしが、大藏省の異議ありて實施するに及ばざりき、蓋し大藏省に於ては國立銀行設立の計畫ありしに因る。

〔實話〕

明治四年六月二十四日、又も東京へ御召しになつた、今度は廢藩置縣の時である。たしか福井を出立したのは四年の七月十日であつたと思ふ。東京へ來がけに静岡の勝を尋ねて色々の時勢の話を爲た。それから東京に着くと廢藩置縣といふ事で、これは兼て吾々の建議した事であるから、之は容易ならん場合である、是非盡力しようといふ處が、廢藩置縣になつた以上は、東京府は中々大切の場所であるにも拘らず未だ亂雜なもので、府廳で桑茶植付處といふを置いて、方々に茶園がある、一方では商賣をして亞米利加へも人を出して交易をやつて居るといふ有様で、何の事やら一向わからん、殊に三月以來諸藩の兵を徴して御親兵と稱して市内の各處を警固して居る、これは後になると亂に引入る因となるだらうと考へた。それで私は尋ねた、府廳を此の儘につゞけるといふなら此儘につゞく趣向を爲ねばならぬで、又廢藩置縣の仰出されによつて御政治向は悉く新に整理するといふ事なら其覺悟でしなればならぬが何方にするかと、さうした所が大久保が固より新たにせねばならぬ、是れ迄のは整理中にはまだ入らぬからなアとの答へだ、サアそれなら私の考を申さねばならんが、今東京府廳には八百何十人の役人が有る、何分此多數の人数を見ても、逆も整理

せぬ事がわかる、此様に役人を置くと日本中の役人はどれ程になるか、到底役人を養ふ事が出来まい、此多數の人を一人づゝ選んで拔差するやうな事をして居たら、逆も出来はせんから、府廳をばスツカリ廢して仕舞つて、新たに府廳を設け度いがどうであらうかと相談した所が如何にも其通りであるといふ事で、それから色々太政官に於て、皆に面會して、府廳に參るのが晩くなつて、私が府廳へ歸るまでに府廳へは既に廢止の達が來て居つて皆片付けて居る、それから府廳に入つて何した所が、元の府廳は廢されて更に其府制が設けられると云ふ譯であつて、大參事長黒田清綱は御暇しようといふ所であつて、私の相談相手が無い、それで黒田に残つて貰つて、どうぞ大參事と其他一課を持つて居る各課長丈は残つてくれ、御相談があるからといつて、他の者は残らず歸して仕舞つた。それから課長大參事に相談した、大參事には黒田獨り残つた、それは澤山に居ても相談は出来ぬといふ考だから。夫らら段々廢藩置縣といふ事になつては數百年繼續した藩を廢さなければならぬが、併し十分に服従といふ色が見えない、この矢先に鞞殻の下にある東京府といふものが當時は白晝盜賊が車を轆いて出るといふ勢であるから、嚴重に府制を立て、取締る様に命ぜられたならば宜しか

らうといふ、一つの手當を講ずる相談にかゝつた處が、誰もさういふ方針を考へて居る人も無いから、差向き府廳の事務を取扱ふ丈の必要な段取をつける事に取掛つた。そこで先づ府政といふ者は一日停滯すれば民間の困難は何程に當るか知れぬ、依てこれから課長或は參事に於ても一課々々で此邊迄は仕事を辨ずるといふ見込を立て、人を減じなければならぬ、今日の方法は餘り人が多きに過ぎて事務の遅延するのが弊であるから、速に事の捌ける様に相談をした。何でも其時には八百八十何名といふ人があつて、丁度壬生基修が私の前の知事であつて大木民平だの江藤新平あたりが此相談役の様な者であつて、大參事計でも五人あつたが、今でも覺えて居る、知事の前にテーブルの大きなのが有つて、其上に書類が一杯あつて、どうもかうも仕様が無い、私は之を銘々にさせるに限るといつて、一邊目を通して出してあるのであるから、各課で分けて以て一度引直して貰ひたい、是は各が受持つて埒明の出来る様に課長の見込を附けて私の手許に出して速に埒を付けらるゝ様にして呉れ、民間の事は分り切つた事だから、永く掛つてはいかぬと思ふによつて、時間もきめて、諸願訴公私申立は朝の内しか受取らぬ、午後には朝の内受取つたものを直に切を付けて今日の受取つた仕

事は三日以内に捌を付ける事とし、若し捌を付ける事が出来なければ仕分をして知事が受取つてそれから別段に協議する者と定めた、夫は決して無理な事は無い筈で、それをするに付て今一つ便法を考へなければならぬ、此町家から願ふ者の色々の訴訟をチャンと書付にする事を知らんから、此方と彼方とに意が通ぜぬ事がある、よつて書記を抱へて置く事としてそれで望む事を書いて遣る、書記を二人許抱へて置く事にした、それは彼方から錢を出させてよいのだけれども、そんなにしてやつても埒か附かないから、代書場を拵へてやらう、其處へ來て相談すれば代書してやる、かういふ筋合にはかういふ例があると教へてやる、さういふ事になると捌きがよく成つて簡便にならうといふ處から、一同も同意で代書人を府廳に置いてやつた、これが日本の役所に代書人を置いた始である、ところが是が爲、大層便利を得た。今一つ約束したのは、一課を受取つた以上は、仕事は済んだら、其時から歸つて休んで呉れ、ばよい、夫であるから銘々受持の仕事々々に三日とは延ばさぬといふ事に互に約束をした。それを實行した以後は非常に捌けた。面白いといつて皆みつしりと掛つて餘程力が就いた。府下はまだ此時分の武家が明けていつた屋敷跡には強盜が住んで、夜分は最も

物騒で甚しきは荷車を曳いて諸方へ押込に行くといふ様な事で、空屋敷の留守番には扶持をやらなければならぬ。それが三百何ヶ所でさうして盗賊が横行するといふ事であるから、之が取締をしなければならぬ、中々容易な事でない。夫から又混雑といふ事は商を引受ける事、その商といふ事はどうぢやと云ふと、奥羽地方へ糸買を出して居て、御役人様は東京地方に大分積立てあつたその金で商法をやつて居たので、其の始末を付けなければならぬ。又窃盜の始末も付けなければならぬ。それから今一つ大層手敷の掛つたのは、其時分八釜しくなりかゝつた所の戸籍の調て、各町には空屋敷やら浪人やらで、中々調査が付かぬといふ事から戸籍役所といふものを置いて大勢かゝつて居たが、一切事務が擧らない。さういふ有様であつて、これは府廳のすべきものであるといふ事であつたから、第一番に此戸籍役所を止めさせて、續いて桑茶植付といふ事を廢して仕舞うた、どうも輩穀の下に滔々として空屋敷のあるさへ、帝都の體面上宜しからぬに、桑茶を植付けて置くといふ事は道理上考へても適當せぬ事であるから、之を廢してさうして空屋敷に番人を付けてある事も考へた、これは番人が居つても、盜賊が公けにやつて來るから、何人あつても何にもならぬ、どうしても別に

組織の立つた番人を一つ拵へて兵士に代らしめなければ、盜賊は止まないといふことから、諸方の守衛兵を引上げる事の命令を願つて、諸藩の兵を引上げる事にして、さうして更に番人といふ者を置いた、これは初めボリスと云ひ、後遷卒と稱した、今の巡查といふものは、此の時に起つたのである。そこで其時に慮つたのは、其時分の番人は皆士族であつて、片方は戦をして來た御親兵が相手だから、中々向つては番人の役を足さない、そこで番人に刀を差させて置いては、手許から争鬭を興すといふ事になるから不可ぬといふに依て、刀を取上げて番人を置かうといふ事になつた、これは餘程計つて薩摩から大勢の番人を出して呉れた、是は全く黒田の骨折であつた、越前からも人を出さうと思つて、餘程勧めたが、其大隊長に田邊良顯一人望んだ丈で、其の他はかういふ所に出るのを厭がつて僅しか出なかつた、此時長州の人も出、遠州の人も出た、それで番人を命ぜられた者は、皆大小の刀を挟んで居たのを、取上げて棒を一本挟ませた處が、皆泣いた、それから其人數は兵敷の十分の一も無つたけれども、今の番人とは價值が違ふから、府下の盜賊は片端から難儀させて、どうも居たまらぬといふ様で、白晝盜を働く事は見合す様になつたが、まだ夜は車を曳いて盜賊が歩行くといふ有様で

あつて、府下の人民は其居に安する事が出来ぬといふ事であるから、どうか此の民心を安んずる様な御趣意を御命じ下され度いと願ひ出た處、當時大政官に於ても、さういふ事には餘程心をつけられて、府下の名主其外重立つた者を十名程お呼出しになつて、府下がかうさびれてはならぬから各其居に安んぜしむる様にとの御趣意を達せられた。そこで私は相計つて府民をしてどうか物産繁殖の道の一つ謀つたならば宜しからう、夫に就いてはこの町會所と云ふ者を一ツ起してさうして方略を立てようと云ふ相談をした。町會所といふ者を起したのは、此時が始である。

それから此時であつた、桑茶植付所を止めて、而して糸を買ふ事も廢して、此等の物を皆賣拂つて全體を金にした處が、正金で百四十萬圓になつた、右等の物品は六大區の積立金として、元來府下にあつた小間割金といふものを資本としてやつたので、此小間割といふは、申年の饑饉の時に、府下の不幸から各町が餘程骨を折つて、其基本に充てる爲に毎月幾許といふ金を取立て、千住に米倉を拵へて、穀を貯へ、饑饉の時には此米倉を開いて命を助けるといふ寸法であつたのだ、是は和蘭の市中の積立金の方法を聞いて、日本に行ひ易いやうにし、間口に掛けて取立

たので、假令は貳間の間口を持つて居る者は貳圓、參間の間口は參圓といふ様な工合に、間口によつて金を取つたので、これは維新前の餘程悪い方法であつた、此米倉にあつた扱は澤山なものであつたと見えて、官兵が上野の戦争が済んで奥羽の方へ行く時に、取得する大其扱を取つたと云ふ事であるけれども、私が受取た時にも餘程の貯蓄があつて、皆府廳の積立としてあつた。そこで今一つすべき事は、其時分の百萬圓の金は今日の千萬圓にも當る、前の賣拂物の代金と貯蓄扱とを併せて此全部を町會所へ引渡して六大區全體の金融機關に充て、物産を興すといふ考で、府下に町内組合を拵へて、區の總持にして、何區の銀行とかうやつて仕舞ふ、さうすると其業は一つに成つてせにやならぬといふ事に勵んで來る、自然と取締が付いて來ると、かう考へ、始めて興業銀行を起さうとしたのである、最初此の時は銀行とは云はずしてバンクと云つて居た、それでバンクの組織を設けて町會所の始末をして相疏通する様にしてと云ふ考で、太政官にバンクを設けたいといふ建議をした處が、太政官では即時に決して早く行つて民間を安堵せしむる様にとの事で速に着手する事になつた、然るに大藏省が不同意で、どうしても府廳にさせてはならぬといふ論争で太政官に訴へたけれども、太政官